





する行為

三、前二号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして大蔵省令で定める行為

第五十一条から第五十三条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 大蔵大臣は、証券会社の業務又は財産の状況が次の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要な限度において、業務の方法の変更、三箇月以内の期間を定めてする業務の全部又は一部の停止、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができ

る。

一、負債の合計金額の純財産額に対する比率が大蔵省令で定める率をこえた場合又はこえるおそれがある場合

二、金銭若しくは有価証券その他の資産の保有の状況が大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三、前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務又は財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として大蔵省令で定める場合

前項第一号に規定する負債の合計金額及び純財産額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第三十六条の規定は、第一項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第五十五条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十五条の二を削り、第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

第五十六条 証券会社は、有価証券の売買による利益の額が有価証券の売買による損失の額をこ

えるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を売買損失準備金として積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買による損失の額が有価証券の売買による利益の額をこえる場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十七条 証券会社は、資本の額に達するまでは、毎決算期において金銭による利益の配当額の五分の一以上を利益準備金として積み立てなければならぬ。

第五十七条の次に次の二条を加える。

第五十七条の二 証券会社は、有価証券の売買その他の取引の数量に応じ、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第一項の規定による準備金の積立てに関する必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

第五十九条及び第六十条 削除

第六十二条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十二条から第六十四条までを次のように改める。

第六十二条 証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために第二条第八項各号の一に該当する行為、第四十三条ただしわざ、その役員又は使用人のうち、その営業所の承認に係る業務に属する行為又は有価証券の売買若しくは有価証券取引の委託の勧誘を行なう者（以下「外務員」という）の氏名、生年月日その他の大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以

下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならぬ。

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならぬ。

第一 登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日及び住所

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

一 外務員の職務を行なつたことの有無並びに外務員の職務を行なつたことのある者については、その所属していた証券会社及び営業所の商号及び名称並びにその行なつた

前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、戸籍抄本その他の大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

大蔵大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合には、次条第一項の規定に該当する場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定めた事項を登録原簿に登録しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十二条の三 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十三条第一項各号の一に該当していたことが発見されたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に關して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

第三十六条の規定は、前項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

一 第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

二 第六十四条の三第一項の規定により外務員

の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者

三 登録申請者以外の証券会社に所属する外務員として登録されている者

四 登録申請者以外の者に外務員の職務を行なわせる場合に、これを准用する。

第六十四条 外務員は、その所属する証券会社に代わって、その有価証券の売買その他の取引に關し、一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。

前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十四条の二 証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

第六十四条の三 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第六十二条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二 第三十二条第四号イ又はロの規定に該当することとなつたとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行なわることとなつたとき。

第六十四条の三 大蔵大臣は、登録を受けている外務員が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一 第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十三条第一項各号の一に該当していたことが発見されたとき。

二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に關して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

第三十六条の規定は、前項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

一 第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

二 第六十四条の三第一項の規定により外務員

三 大蔵大臣は、次に掲げる場合に

おいては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

一 前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二 外務員の所属する証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止したとき。

三 退職その他の理由により外務員の職務を行なわないとなつた事実が確認されたとき。

第六十四条の五 第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六十七条第一項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十九条第一項第二号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条第一項第二号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改め、同条第二項を次のように改める。

第六十九条第一項第二号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改め、同条第二項を次のように改める。

第七十一条第三号及び第八十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第八十三条第一項第三号中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第三号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改める。

第九十一条を次のように改める。

第九十条中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改める。

第九十二条削除

第一百零四項及び第二百二条第一項中「第三十一号中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいすれか」に改める。

第一百五十六条の四第二項第三号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号イ中「第三十一条第一項第九号イからニ」に改める。

第一百五十七条の九、第一百五十七条、第一百六十三条、第一百八十四条第一項及び第一百九十二条の二中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第一百五十六号の九、第一百五十七条、第一百六十三条、第一百八十四条第一項及び第一百九十二条の二中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第一百五十七条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十八条第一項の規定による免許を受けないで証券業を営んだ者（同条第二項に掲げる種類別に受けた免許に係る業務以外の証券業を営んだ者を含む。）

第一百五十八条第三号及び第四号を削る。

第一百五十九条中「その行為をした」の下に「証券会社」を加え、同条中第一号を第一号の六とし、同号の前に次の五号を加える。

一 第二十九条第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二 第三十三条规定に違反したとき

一の三 第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四 第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五 第六十一条第二項の規定に違反して外務員の職務を行なわせたとき

第九十二条削除

十一条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第二百五条第五号中「、第五十四条第一項」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 第四十二条の規定に違反した者

第二百五十五条第八号中「又は第五十五条の二」を削り、同条第九号から第十二号までを次のように改める。

九 第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで 削除

第二百八条中「証券業者若しくは代理店主（これららの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）」を「証券会社」に改め、同条第一号中「第三十一条第三項、第五十六条第一項乃至第三号、第六十二条」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

第二百八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）の規定により証券業者の登録を受けている者で、引き続き証券業を営んでいるもの（改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第二十八条第一項に規定する免許）を受ける者を除く。以下「証券業者」という。

3 証券業者並びにその役員及び使用人について

4 二条から第六十四条の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、これらの者をそれぞれ証券会社並びにその役員及び使用人とみなして、適用する。

5 この法律の施行の際現に証券業者の常務に從事する取締役で他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるものが、この法律の施行の日から一月以内に大蔵大臣にその旨の届出をした場合においては、当該取締役は、引き続き当該届出のあつた他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるときに限り、前項の規定により適用されることとなる新法第四十二条の規定にかかるらず、昭和四十一年三月三十一日までは、同条の承認を受けたものとみなす。

6 証券業者が旧法第五十六条第一項の規定による有価証券外務員の届出をしていた場合において、当該届出に係る使用者が、この法律の施行後引き続きその証券業者のために新法第六十二条第一項に定める外務員の職務を行なうときは、当該証券業者については、第三項の規定により適用されることとなる同条第一項の規定に

7 証券業者が昭和四十三年四月一日以後引き続き証券業を営もうとするときは、昭和四十二年九月一日から同月三十日までに新法第三十条の規定による免許申請の手続をするものとする。当該使用者について、なお従前の例による。

8 旧法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録

（支店その他の営業所若しくは代理店の登録を有する。）を取り消され若しくは解任を命ぜられ、

又は旧法の規定により罰金以上の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法第三十五条第一項若しくは第二項の規定により証券会社の受けているすべての種類の免許を取り消され若しくは解任を命ぜられ又は新法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

中「証券業者が同法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「証券会社が同法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同号二中「第五十九条」を「第三十五条第二項」に改める。  
第三十四条第一号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

一項の規定により旧法がなお効力を有する期間（の経過前）にした行為及び第五項の規定により従前の例によることとされる証券業者の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十号及び第五十一号を次のように改める。

五十一 証券協会を登録し、これを監督する  
こと。

第十条の二第三号を次のように改める。

第十条の二第三号の次に次の二号を加える。

三の二 証券業協会及び証券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。

前項の規定による改正後の大蔵省設置法第四条第五十号又は第十条の二第三号に規定する大

第五十号又は第十条の二第三号に規定する大蔵省の権限又は証券局の事務には、昭和四十三年二月三十一日までは、正当事業者を登録し、こ

証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「証券取引法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「証券取引法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号ハ

○吉田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたしました。鐵治大蔵政務次官。

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

証券会社の公共性及び最近における有価証券取引の実情にかんがみ、証券業者の社会的地位の向上及び投資者保護に資するため、証券業を免許制とするところ、証券業務員につき登録制を採用

第一百六十号) 第五十三条第二項第一号及び第三項  
国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)  
第二条第二号  
昭和四十三年三月三十一日までは、前二項の規定による改正後の法律の規定の適用については、証券業者は、証券会社とみなす。

取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

証券業は、国民経済的立場から見まして、この重要な事業であります。また近時証券投資が一般大衆まで拡大している実情にありますので、証券業は社会的にもきわめて公共性の高い事業であるといわなければなりません。このような状況にかんがみ、証券会社の社会的地位の向上と投資者保護に資するため、証券業を免許制とし、これに伴い監督規定を整備するとともに、証券外務員について登録制を採用することとしての法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案につきましてその大要を御説明申し上げます。

まず証券会社の資質の向上をはかるため、証券

て担当が引き継ぎなおその效力を有するものといたしました。

その概要であります。何とぞ御審議の上  
かに御賛成下さいますようお願い申しし  
ました。  
**○吉田委員長** これにて提案理由の説明  
本案に対する質疑は次会に譲ります。

○吉田委員長　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び関税定率法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。只松祐治君。

**○只松委員** あとで大臣をお見えになれば、時間があれば大臣にもお聞きしたいのですが、大蔵大臣は近ごろ間接税を重要視したい、こういう発言をときどきなさつておるわけです。直接税か間接税かというのは、いろいろその論議が分かれていますけれども、大蔵省、特に主税局関係では将来、大臣の発言のよう、間接税にウエートを置いていた税制を考えいく、こういうふうなことをお考えでございますか。

○東政府委員 直接税と間接税の割合がどの程度であるべきかということにつきましては、前回横山委員にお答え申し上げたと思いますが、御承知のとおりわが国は戦前、昭和九—十一年当時は直接税が三五%，間接税が六五%というような割合で、間接税の割合が多かったわけでございます。それが戦時に、昭和十九年に直接税の割合が六五%，間接税の割合が三五%というふうに逆転いたしまして、その後、戦後、企業が戦災等によりまして崩壊いたしました関係がございまして、間接税の割合が少し高まつたのでございます。シヤウプ勧告によりまして直接税優位主義がとられました。それによつて昭和二十六年に直接税の割合が五八・八というふうに高くなりまして、これでは直接税の負担が重過ぎて、国民の税負担感が高いということから、だんだんと毎年、所得税を中心とした直接税の減税をやつてまいつたわけでございます。その結果は、昭和三十三年になりますと、直接税が四五・八といふように高くなりまして、そういう関係から所得税の伸び、これが経済の異常な成長に伴いましてふえてまいりまして、ことに昭和三十五年に三十四年の伊勢湾台風の関係で直接税の減税を一年休みまして、そういう關係から所得税を中心とした直接税の割合がふえまして、昭和四十年には直接税が五八・九、間接税が四一・一というふうに、かなり直接税の割合がふえてまいつたわけでございます。これは御存じだと思いますけれども、先進諸国の中ではアメリカに次いで直接税の割合が高いのでございます。

イギリスでも直接税は五五・三であります。そのほか西ドイツ、フランス、イタリアという国は、それぞれ日本よりも直接税の割合が低い。そこで各方面でいろいろの御意見があるわけでございます。もっと直接税の割合を減らして、間接税の割合が高めたらどうかという御意見があるわけでございます。しかしこの直接税の割合と間接税の割合がどうあるべきかということは、あらかじめ一定の

比率といふものを定めて、こゝにあるべきだといふように理念的に考へることはなかなかむずかしいのであります。そのときにおける経済状態、国民の税負担感、こういったものによって動くことが多いわけでございます。わが国の先ほど申し上げましたような過去の事例から見ましても、一定比率に直接税、間接税の比率を保とうということは、なかなかむずかしい問題でございます。そこでわれわれがいま考へておりますのは、税制調査会が長期答申でも申しておりますように、直接税と間接税の比率は理念的にこゝあるべきだということよりも、各税目ごとの税についても、負担が適正な状況に持つていく、その結果として直接税と間接税の割合がきまるのだ。したがつて直接税の割合を減らして間接税の割合を高めなければならぬというような意識のもとに、特に税制改正をすることは適当でないといふふうに考へられるわけでございます。現実を見ますと、直接税のほうは收入に対する収入の弹性値が高いものでござりますからどうしても、七・二%程度あるいは八・一%程度の中期経済計画による経済成長が見込まれる場合におきましては、ともすれば直接税を低くしていく、こういうことのほうがいい税を今まで最も負担の重いと思われます

○只松委員 一般的に言つて、いま言われたように、どちらを重くするかということにはそれぞれ論議がありますが、あなたたちがお考へになつて、大臣だけなしに、各方面の御意見がございます。

したがいましてそいつた面につきましてはよく

○只松委員 考えておるのでございますが、しかし間接税のウエートを高めようという、これはひとり大臣だけでなしに、各方面の御意見がござります。

したがいましてそいつた面につきましてはよく

○只松委員 エートを高めようという、これはひとり大臣だけでなしに、各方面の御意見がござります。

したがいましてそいつた面につきましてはよく

○只松委員 一般的に言つてやはり直接税を重点に置いて間接

税を低くしていく、こういうことのほうがいい税

をこれまで最も負担の重いと思われます

○只松委員 一般的に言つてやはり直接税を重点

ども、あまりそのウエートが高過ぎてしまうと、かえって国民の負担感を強め、税務執行上困難を来たすおそれがあるので、特に所得税の割合をいからざらに高めなければならぬということであつていくのはどうか。さりとて間接税のほうの割合を高めるということにも、その逆進性の点からいろいろ問題があるので、現在程度の割合を変える必要はないのである。むしろ現在のままでこうとするには、直接税のほうの収入弹性値が高いために、直接税のほうを毎年減税をやっていかないと、ともすれば直接税のウエートのほうが高まっていく、そういうことを申し上げておるのでございます。

○只・松委員 そうするといいのは、確かに直接税

の割合が高いほうがよいのですから、あなたたちが宣伝しているみたいに国民経済の成長、所得の

増大に見合つて、将来は直接税にウエートを置いてよいほうにいくほうが国の制度としてはよいわ

けですから、いくという答弁が正直な答弁だと思

います。基本的な税制のあり方はそういう方向だと解釈したほうがすなおではないか。それを、今

日ではいたし方がないが、今日の次元とともに、将来どういうふうにお考えですかということをおわせて聞いているのですが、将来はそういうふうに思つてよいわけですか。

○泉政府委員 それは先ほども申し上げておりま

すように、国民の所得が今後一定の経済成長率に伴つて増大してまいりますと、繰り返して申し上げておりますように直接税の収入弹性値が高いた

めに、どうしても直接税のほうのウエートが高まつていくという傾向は避けられません。そこで毎年直接税の減税を行ないましても、なおかつ直

接税のウエートが高まるうとする傾向は避け切れないのでございます。もちろん税の種類からいたしまして、直接税が理想的な税である、これはた

れしも否定しないところでございますけれども、しかしやはりその国々の実情を無視して、直接税の割合が高ければそれだけでよいのだといふわけにはいきかねる。やはり直接税と間接税との割合

が、その国の経済状態、国民所得の構成の状態あるいは経済の発展の程度、こういったものとマッチしておる必要があるのであります。イギリス

リカのごときは直接税の割合が八五%ないし六%

日本は税制よりおくれているのかといふと、決してそうではないわけでありまして、やはりその國

のそれぞの経済状態において、直接税と間接税の割合がある程度の比率を保つていくということ

が望ましいと思うのであります。ただ現在のよ

うな発展状況が今後も続いていきますと、直接税

のウエートは必然的にどうしても高まつていかざるを得ないであろうというのが見通しでござい

ます。

○只・松委員 それはそのくらいにしまして、いま

のことばの中にもありましたように、間接税の一

番欠点と申しますか、悪いところは、逆進性があ

くなるということに問題があるわけであります。

ところがアルコール関係の税金というのは、いわゆる酒税というものは、そういう意味では一番大衆

に密着しているわけです。酒、ビールその他、いわばこの逆進性を最も呼び起こすといいますか、

関係がある、こういうのが酒税だと思うのです。

あるいは砂糖消費税なんかもそういうことになる

わけです。ところが日本の酒税というものは、たとえば酒の一級酒で四二・三%，ビールで五一・

三%というよう、直接税金を取つてゐる。たゞ

三%というよう、直接税金を取つ

びんに換算してみますと、西ドイツでは七円三十三銭の酒税額でございます。小売り価格に対しまして八・七%，まあ税のないという点では、フランスはビールに税金がかかるております。取引高税、付加価値税のほうがかかるておりますが、酒税としてはかかるおりません。それからイタリアですが、イタリアは十四円六十九銭であります。小売り価格に対して一九・五%，その次はアメリカであります、十七円四十七銭の税額で、小売り価格に対して一〇・一%，イギリスが二十三円九十九銭であります。小売り価格に対して三一・一%，日本のお話のとおりビール大びん一本当り六十四円十三銭、小売り価格に対して五一・三%といったような負担になっております。ビルはこれらの国の中では日本が一番重いということになっております。

そのほかリキュール等の税負担もございますが、概して申し上げますと、ビール以外では必ずしも日本が一番高いということではないのであります、ビールについては先進諸国の中でも日本が一番高い、こういうことになっております。

○只松委員　いま御説明がありましたが、たとえばイギリスのウイスキーみたいに国策でやつて、そういう意味で需要を押えて高いというのがござります。しかしほかのものを除いて、日本のようには高いのはあまりないのですね。それから日本の場合は、酒であろうとウイスキーであろうとビルであろうと、大体酒税というのほかの外國より全部すれば抜けて高いですね。さつきから言われているように、逆進性の高いこういうもの、たとえば普通税金を取るということになるいろいろ問題があるわけですが、一ぱい飲んでいるときには多少税金があろうとなからうと、初めは多少税金のことを考えておつても、つい税金のことなんか考えなくなる。こういうことで、ある面では税金が非常に取りやすい。それは心理的にも取りやすい。こういうことは言えるわけです。しかし逆にそういう取りやすいことにかこつけて、日本の場合には逆進性の強い、問税の中でわけて強い砂

糖とか、こういう酒とか、こういうものから国民大衆は取られている。こういうことが私ははつきりと言えると思う。ぜひこういうものはもう少し引き下げるべきだが、それとともに問題になるのは、ビールの需要の増大あるいは一般的のアルコール分の需要の増大なんですね。品物というのほどんどんできくると値下がりするのはあたりまえ、いまの物価が値下がりしないのは、独占企業がいわゆる設備投資して、いい品物がどんどんできても一向に値下げしない。ここらに基本的な原因があることは御承知のとおりなんです。酒やビールや、こういうものにしましても、酒でも大手の酒は機械化している。ビール会社でも、私は二、三ビール会社を見に行きましたし、あとでも質問しますが、これは非常に機械化しておる。それでさつき申し上げたように、國民の需要といふものはものすごく増大しておる。これは酒税の伸び、ビールの伸びを見てけばすぐわかる。ところが一つも酒税の税率の低下というものは行なわれてない。なぜ行なわなかつたか、あるいは今後も行なう意思がないのか、依然として日本はこういう取りやすい、しかも逆進性の強い、こういう酒税というものを持くは強行だと思う。強行しようと思われるのか、ひとつお聞きしておきたい。

来ております。三十七年に減税を行ないましたので、ちょうど本年は三年目に当たるわけであります。来年が四年目、再来年が五年目ということになりますので、四、五年に一度はこの税率をもばならぬということでござります。ただ間接税のうちでも他のものと違いまして酒と揮発油。これは一般の間接税につきましては製造段階で課税するものは二〇%、小売り段階で課税するものは一〇%ということを一つの目標に、われわれはいま考えておるわけですが、酒と揮発油だけは、これは特殊な物資、特に酒は昔から財政物資として重要視されておりますので、一般の間接税と同じような考え方をとることはなかなかできないと思います。しかしながら酒税につきましても、いま申し上げましまように諸外国との比率等から見ましても必ずしも安い。かなり高い面がござりますので、そいつた点につきましては今後見直していくたいという気持ちでございます。ただビールにつきましては、諸外国と比べて非常に税率が高いことは先ほど申し上げたとおりでございますが、これは一つは我が国のビールの生産が、現在は五社でございますが、從来三社によつていわゆる寡占状態にございましたので、そういう事情から、かなり税負担をしてもらつても相当地売れ行きがいいというようなこと、これが大きなもとになりますて、かなり重い負担になつてゐることは確かでござります。したがつてこれを急激に引き下げていくということはなかなかむずかしい。ただ先ほど申し上げましたように、四、五年に一べんの割合で間接税の検討をいたします際に各国は酒税が間接税の第一位、こういうことであります。

ないだろう。それから酒税がこんなに大きい額でもないと思うのですが、そうするといま酒税を下げるに何か、そういうふうには言われなければなりません。間接税の額なり税収全体が下がってくるから、これは急激に下げられない、こういう趣旨の答弁であります。しかし諸外国の税制を見ると、もつと違う形の間接税というものがとられておる。したがつてこういうふうに間接税の負担率が非常に高いのだ、こういうふうに思うわけですが、そういう税制を研究すれば、必ずしも酒税を現行のようないいとこでついておきますが、外國の助さんも、二十万円ぐらい取つておる青年の労働者も、同じ税率を納めなければならぬ、こういうふうにかけたことではなくて、もう少しは実情に沿つた税金の取り立て方というものがあると思う。

そこでついでにお聞きしておきますが、外國のそういうところで大体第一位になつておる間接税は、何か酒税でこんなに取つてなくて、しかも間接税のウエートが多いわけなんですから、どういふものを取りつておるか。もしなければあとで資料でげつこうですが、あればお教えていただきたい。

○県政府委員 諸外国の間接税で申し上げますと、歐州各国、西ドイツ、フランス、イタリアは御承知のとおり間接税のうちでも西ドイツは取引高税、フランスは付加価値税、イタリアは一般売上税、こういったいわゆる流通税が相当高いウエートを占めておりまして、これが間接税の中に一番高いウエートを占めております。申し上げますと、西ドイツでは取引高税が全体の税収のうちの二五・五%でござりますが、所得税の三六%に次ぐ税のウエートで高いものになっております。フランスにおきましても、付加価値税がサービス供与税と合わせますと税収のうちの三六・四%を占めておりまして、これはフランスでは税目中第一位を占めておるのでありますて、所得税のほうがむしろ一九・一%というふうに、それよりかなり低い。それからイタリアにおきまして、一段売り上げ税のうちのウエートは二二%であります。

いうことでございまして、これも各税目中一番ウ

の現象でもあるのですか。

詰まつてきました。こういう話です。これは取

のないということにつとめております。ビールも

エートの高いものになっております。それに比較いたしましてアメリカでは、酒税が全体の税収のうちの三・三%、それからイギリスでは酒税が約二〇二二年になつております。(イギリスは)

むしろあの国の従来の経緯からいたしまして、間接税のうちでは関税、ドミニオンからのいろいろな物資を調達する、その関税が一番大きくなつておるのであります。そのように間接税のうちでどう

いうものがウエートを占めておるかということは、それぞれの国によって違っております。ただ逆進性の点から申し上げますと、実は取引高税とか売り上げ税というほうが酒よりは逆進性が高いのであります。その点からいたしますと、税制の

としての問題は、歐州各國式のものがいいのか、日本のよう個別税率の形のはうがいいのか、これはいろいろ問題のあるところであります。

○只松委員 きょうは間接税の論議ではございませんからその程度にしておきますが、さつき五年せんからその程度にしておきますが、さつき五年

ごとというようなお話をございましたが、あとで話をお出しますように、特にビルなんか近年需要の伸びが非常に大きいわけですね。こういうときには、あまりこういうふうにこだわらないで、下げる

るものは「下げ、あるいは既存体系をまたいろいろ研究されておるわけなんですから、こういうものと関連して、こんなに逆進性の強いものは十分考慮していくことが必要でないか。さっきからそういうふうにおっしゃいましたから、ひとつそ

の点を確認して話を進めたいと思います。

二二三、四年來の日本で一番大衆的なものである、ビール、これの売り上げ、したがつて税額を見てみますと、たとえば三十八年度酒の場合一王

百七十五億円、前年に比し七十二億円ふえております。それから三十九年が一千三百二十五億円、五百十億ふえております。それからまだから予定ですか、本年は一千三百三十八億円でわざかに十三億しかふえる見込みがないわけですが、今まで年々酒は急速に伸びてきておったのですが、本年伸びる見通しが少ないというのは、何か特殊

の現象でもあるのですか。

○県政府委員 実は三十九年度の酒税、これは酒税全体といったしましては、予算額を確保しまして、少し余裕が出るのではないかと思っておるのですがございますが、清酒の中で申し上げますと、一級の売れ行きはかなりいいのですが、特級がほとんど伸びませんと、それから二級の売れ行きが最近あまり芳しくないのでござります。したがいまして清酒だけで申し上げますと、三十一

九年中に前年度にたいしまして百五十億円増加する  
ると見込んだのがなかなか困難で、そういう点か  
らいたしまして、清酒につきましては実績見込み  
に比べますと、四十年度には全体として七%ほど  
伸びるよう見込んでおるのでありますが、実績  
もつともう少し伸びるやうござりまする。

**O・只松委員** 逆にビルは、三十八年度が一千六百三十八億円で二百二十一億円プラス、三十九年見込みのはうから少し減りましたまい。算出額として見込んだのが十三億というように減つておるわけであります。

度は一千八百二十四億円で二百十億円、本年度は二千二百七億円で三百八十三億円、約四百億に近い非常に大幅な伸びであります。これは本年度実績に基づいて伸びがあると思うわけですがございま

○県政府委員 ビールにつきましては、三十九年度の当初予算におきましては、一三五程度伸びるを見ておつたのでございますが、実績見込みによると、どうしたことですか。これは何か特別なことがありますか。

りますと、一八六程度伸びることになりますので、それによりまして本年の実績見込みが相当ふえまして、そこでその実績見込みを基礎にいたしまして、四十年度には一六六程度はまだ伸びるだ

○只松委員 これは取ってみないとあれですが、  
ビール業界やそこらへ少し聞きにいつたら、とて  
もこんなにはなかなか伸びません、こういうよう  
な話でございまして、ビール業界もだんだん行き  
るわけではございません。

のないということにつとめております。ビールも

同様に、回数は清酒よりももう少し少ない状況ではございますが、やはり同じく立ち会い検査をやる、こういうことによって酒税の申告の漏れのないように、国税庁としては検査の施行を期しておるところでございます。

○只松委員 その程度のことは聞かぬだつて、だれだって知っていますよ。どうやって具体的に検査し、調査し、把握し、捕捉しているか。さつき

から言ってるよう、ビールは半分は税金が取  
いているのと同じなんですよ。たゞこの場合は蓮  
の一枚に至るまで、このごろ検査まではなくなつた  
たようですがれども、きちつと調べ上げて、そわ  
で売り上げから全部把握されていいわけですね。  
そしてその工程も、公社ですかから国営企業として生

常に管理されているわけです。ほんとはそういうわけですが、この一例を出しましたが、そういうことに比例して、酒やビールの税金はどう把握されておりますか、こう聞いています。具体的に答えてみてください。

○松本説明員　清酒のほうでございますが、これには原料米の割り当てをいたしまして、各企業者はその割り当てを受けた原料米をもとにいたしまして、いろいろござります。

がいましてその原料米を使いましてつくってまいります過程におきまして、仕込みの場合、あるいはまたもろみができましてそれをしぼりますす場合、そういった重要な点につきましては申告を要

け、必要に応じましては、税務署の職員がそれから立ち会うという方法をいたしております。それから最後に仕上がりまして移出するというときには、これは申告納税制度になつておりますので、口音などござつてちやつこまゝるつたござります。

申告をせよとしてやつておられたございましたが、必要な場合には立ち会うということもござります。その過程におきまして、いろいろな要所所におきまして立ち会いをいたしましたり、あるいは必要な申告書を微しましたり、そういうふうにやつておるわけでございます。ビルのほうは、原料の割り当ア



とを、さらに具体的に御報告申し上げたいと存じます。

○只松委員 後日調べて間違いないのない答弁をしていただきたいと思います。私が調べた範囲内では、さっき泉さんのほうから話がありましたように、酒造会社のほうは、その会社によつて多少違うようですが、そういう調べ方です。ところがビール会社の場合には、二人が三人の人が隔日か、どうかすると三日目ぐらいに来て調べる、こういうことです。それから私は一々けちをつけようとすることではございませんが、さっきの答弁と食い違つてゐるのは、国税局が出しておるこれを見ても、これの中には、藏出しの検査を主として行ない、それに基づいて酒税の調査を行なつておる、こう書いてあるのです。これも読んでないでしよう。あなたは読んでいますか。これはあなたのところから出しておる。これには藏出しを中心におこなつておるという書き方がしてある。だからあなたの方の答弁が違つておつたら、これを書きかえらか何かしなさい。

それではお聞きしますが、繰り返し言うように、そういう検査で、われわれが五二%納めておるビール会社の税金の検査が、十分にできておるところになりますか。

○喜田村説明員 われわれといたしましては、必ずしも検査の密度はあるいは十分でないかも知れませんが、これによつて一応こちらとしては、現在の職員数から見まして、なし得る程度の意味におきましては、ビールについて完全な検査を行なつておる、こういうふうに考えております。

○只松委員 ビール会社に行ってごらんなさい。仕込みも夏場は二カ月ぐらいでできるのです。冬場は三カ月なり四カ月かけるときもある。そのときによつて仕込みも違うのです。仕込んで、それからずつと発酵させていく。二カ月かかるか三カ月かかるか、そのときによつて違う。これは人手を要しないで、ビールびんに詰まつて、出てきたら、それがそのままトラックでどんどん出していく

ているのです。税務職員もだれもいないのです。あとで蔵出し伝票を見れば、なるほどということはわかる。しかし伝票をつくりかえておった場合には、一日おきや二日おきに行つて、五〇%公金である税金の入つておるビールの検査ができますか。たばこの葉の一枚というほどことはなくなつたけれども、六十何%かかっているたばこは、非常にきびしく何から何まで全部やつて税を捕捉している。ビールは五二%ですが、そのかわり百十五円ですから、国民の納めておる税金の額は大きいですよ。これがどんどんトラックで運び出されている、どこで捕捉できますか。それで完全に捕捉されていると思いますか。これは立ち会いに行きますか。本委員会でも調査を行つて、そこで一〇〇%捕捉されているかどうか見ましょうか。完全に捕捉していると断言できますか。できてないならできてないと言ひなさいよ。

までのことがありますけれども、酔っぱらって納めようとして、徴税で中小企業者が取られようと、勤労者が源泉徴収をされようと、同じ税金に変わりはないのです。その税金を結局完全に捕捉されないことがあります。このことがいま十分に調査されてない。十分に調査されてなければ、完全に捕捉されないとということになるのです。これは行けばわかります。このビルだけの税額を見たって、表面上本年度は二千二百七億円です。膨大なものですよ。これは捕捉されているということになるでしょう。しかしこれ以上に石数や何かがはつきりしないで、これを見れば、あなたは大体歳出しを中心にして検査しているというが、歳出しも検査していないで、どこで捕捉されているのですか。酒なら仕込む時期が同じですから、仕込んで出てくるのは違わない。ビルの場合には二カ月か三カ月か、その製造日数も違うのですよ。どこで捕捉できるのですか。いろいろな物品税の場合は、非常にきびしく調べているところがありますね。例をあげてもいいけれども、たとえば双眼鏡とかレンズとか、ものすごくきびしく調べているところも、いなかの税務署に行けばありますよ。しかしこういう大工場でできているビルが、しかも五〇%の税金を含んでいるというものが、ほとんど完全に調査がされていない。こういうことはどうするのですか。

○喜田村説明員 私が申し上げましたのは、完全なる捕捉ができないということを申し上げたのではなくて、常時詰めかけての完全無欠な調査というものは、あるいは現在の体制ではできない、こう申し上げたわけであります。そのため、結果として捕捉漏れが相当出てきているということは、それ以外の方法をいろいろ併用することによりまして、妨げているものと考えております。

○只松委員 仕込みから搬出まで、夏の二カ月ができるときもあるれば、あるいは三カ月、あるいは三カ月半ができるときもある。行って聞いてごらんなさい。ちゃんと教えてくれますよ。だからビルの場合は、仕込みだけでは捕捉できないの

です。搬出の場合はできたものが、オートメ化されたり、トラックでどんどん出しているのですから、藏出し伝票を五枚、十枚ちょっとまかしたり、そういう形のちょっとまかしは大企業ですからできませんが、二重帳簿をつくれば……なぜ専売のほうはそんなにきびしくやっているのですか。税率はほとんど変わりないのでですよ。たばこは五十円から八十円ですけれども、ビールは一本百十五円で、それに含まれている税率というの是非常に高いのですよ。たばこのほうはものすごくきびしいでしょう。たばこだけではなくて、一般の税でも非常にきびしいのですけれども、酒税はどうしてこういうふうに抜け穴があるのですか。完全無欠ですか。

○喜田村説明員 先ほど申し上げましたように、われわれといたしましては現行の検査方式によりまして、ビールについては捕捉漏れがあるとは考えておりません。いろいろの方法と申し上げましたが、たとえばすべて立ち会いをしていなければ完全に捕捉できないかということになりますと、たとえば先ほど申し上げましたように、卸業者あるいは小売り業者といった取引先の調査から、脱税、課税漏れの品が出ていないかどうかといふことを調べる。あるいはいろいろ経理の内容とか、そういった面からも売り上げの漏れがないか、こうしたことを調べる。いろいろな方法を併用いたしまして、検査に遗漏のないように期している次第でございます。

○只松委員 いまの答弁、ことばじりだけを私はとらえませんけれども、私は本質的に完全ではないということを言っているのです。たとえばいまのこの卸や小売りで課税漏れはないか、一々判こを押してやりますか。何かレッタルでも張って、検査証でも張っているのですか。卸や小売りで脱税がないかどうか、どうやって調べるのですか。でたらめを言いなさんな。

○喜田村説明員 卸、小売りにはそれぞれ記帳がありまして、いつどこの会社から何本仕入れたか、ということがわかるようになつております。した

2

がいましてその資料を切つてメーカーのほうに持っていく。そうするとそのとき申告した木数と違うということがもしあれば、それは課税漏れの品ではないか、こういう推定がつくわけでござりますが、そういうふたよな方法をいろいろ併用いたしておる、こういうふうに申し上げた次第でござります。

○喜田村 説明員 私が申し上げましたのは、すべての資料を全部集計して突き合わせるという意味ではなくて、抜き取りによりまして、その資料と移出との照合をいたしまして、漏れはないか、こういう抜き取り検査といったような方法を併用いたしまして、課税漏れのないよう、検査の万全を期しておるというわけでございまして、悉皆集計突合といった作業をやつているわけでございまい。でたらめを言いなさんな。仰、小売りで、おっしゃるようにサッポロビールやキリンビールが、目黒の工場から、川口の工場から、あるいは吾妻橋の工場から、あるいは北海道の工場から来てゐるか、一々わかりますか。全国の何十億本といふものを集計して、脱税があるかないか調べておりますか。そんなでたらめの答弁をしなさん。  
○喜田村 説明員 どこの工場から仕入れたかといふことは、レッテルにしてございまして、どこの品であるかということはわかるようになっております。それからどこから仕入れたかといふことが記帳されておりますので、そうした面からも、どこの工場の品が幾ら何日に入ったかといふことはわかる、こういうことになつております。  
○只松委員 そんな全国集計ができますかと言つてゐるのでですよ。全国のビール会社のものを、たばこや何かが完全に捕捉できるように、全国の集計ができますか。膨大な労力ですよ。わずかしかない工場の出庫を押えるくらいの労力や人件費じゃないですよ。そういうことを言うのだったら、ぼくは小売りから何から調べてきて質問しますが、いいですか。

ちゃんと立ち会っているのかないのかという問題になるわけです。人數がなくてやつていいといふことになれば、仕込みのときの数量もきちんと計算しないといふ推量も、聞いているほうでは出てくる。そんなばかなことはやつていいと思うのです。そこまで藏出しされるまでに、どういうところとどういうところで検査して把握されるのか、どの工場は今度の仕込みの三ヵ月間に何本できるのかという検査は、一体どこのところで何回ぐらいやつているかということを、もつと親切に答弁したら私は納得できると思う。そういうことを言わずに、いろいろな方法でとにかく捕捉して、脱税はありませんといふだけでは説得力がない。もう一回きちんと、ビール会社で藏出しになるまでの検査をどういう時点でやつているか、明らかにしてください。そうでないと聞いておつても納得できませんよ。あなたがわからないなら、担当官を呼んで説明するというふうに、かぶとを脱げばいい。わからぬことをわかつたように説明するから誤解を生むのです。

○喜田村説明員 ビールの工場の検査がはたしてどのように具体的に行なわれてゐるかということは、私は十分存じませんので、後ほど十分調べました上で御答弁申し上げます。

○只松委員 時間もだいぶおそくなりましたので、次回でもいいからひとつ十分調査して、まともな答弁をしていただきたいと思う。ただ私が調べた範囲内でも、仕入れのものみやらホップやら、そういうのを一応調べてあります。それから蒸留がまに入れて仕込みのときも調べております。それから藏出しのところも調べております。

ませんよ そのことをほくがなせ強く言うかといふと、間税というのは日本は非常に高いでしょう。半分税金でしょう。それで普通のもの、たとえば双眼鏡だとか何か、そういうものをつくつて、売って、わずかな物品税がかかったということの脱税しているのと違うのです。末端にいって百十五円で売るときは、五二%税金を国庫に納めているのですよ。もしそのとき賄税があれば、ビル会社は税金を横領したことになるのですよ。そうでしょう。したがつてこれだけ私は基本的に税金を下げる、こう言っているのですよ。税金を下げるとともに、これだけ半分国民が納めておるビルとかこういうものならば、もつと徵税といふものを、ほかの勤労所得税や中小企業や、こういうものを取るならば、もつとちゃんとしなさいということを言っているわけです。これは私が去る年から言っているように、電子計算機の問題であるとかなんとか、大会社にはこういう大きな抜け穴というものはたくさんあるのですよ。こういう点は非常にルーズなんですよ。こういう点は非常にルーズでありますから、商店の前に二、三日立つてごらんなさいよ。あるいは立たなくたって、普通の商店ならどんな商店だって、びっくりして全部帳簿を出すのですよ。勤労所得税は完全に捕捉されるでしょう。しかし大法人の電子計算機が仕入れから販売まで全部やっているのが、もう優に三百社こしているのですよ。五二%国民から末端で取つておる税金のビル会社の藏出しというのは、あなたたちが完全に捕捉されていないのですよ。なぜ税金を国民から取るのに、もつと公平にしないか、こういうことの一例として私は、きょうの酒税法の問題を質問しているわけで

る、こういうことにして、そのために漏れがあつてはなりません。そのとおりでござりでございますが、それでいたしましては、そのときに法をとつておられますましたように、後たしてそれで十分では、そのときには、考え方をとつておられます。方や、したがつて各ビル会社の藏なつておられるのですすか、それをお出しをいただきたいからこの酒税法とますから、金曜日そのことをお願ひ出でます。○吉田委員長 横

はおっしゃるとおりでございま  
こうした税金について検査上の  
ならないということは、まことに  
いいます。したがいましてこちら  
、検査の万全を期しているつも  
、さらに実態的にどのような方  
ということは、先ほど申し上げ  
ほど御説明申し上げまして、は  
かどうかというにつきまし  
また御批判をいただきたい、こ  
でさつきから述べた答弁の取り  
それに補足されること、あと  
出し状況の右数ですか、木数に  
か、リットルになつてるので  
ましたらひとつ次会までに御提  
。その答弁とあわせて、さつき  
の関係その他もあるのでござい  
までに御提出をいただきたい。  
しまして質問を終わります。

○武蔵委員 いまの次長の説明のしかたが説得力がないのです。只松君の質問しているのはこういう点だと思います。酒と違つて、ビールは一、三カ月でつくれるから、常に監督に行つていないと脱税されるおそれがあるじゃないか。たとえぱホップを何キロ使って、もろみを幾ら使つたら、幾らのビールができるという大体の基準があるわざでしょう。(こぼつて) 国税局、どう思ひます

あなたが言うように、相当以上に綿密に調べていますよ、ビール会社というのは。調べてもなおかつぽくらが見たら、たばことなんとか、これは専売といふこともありますけれども、ほかの微弱な方法から見るならば、相当の抜け穴というものがいるのではないか、こういう気がするわけですよ。するというところまでしかぼくは言っておきませへど。

す。そういうことをよく考えて、もう少し国民に  
應能公平の原則に基づく税金を取っていく、こう  
いうことをひとつぜひやってもらいたいと思う。  
よろしくうござりますか。

○喜田村説明員 ただいま御質問にありましたよ  
うに、酒の税金の税率が非常に高い。しかも税額  
として非常に大きなものをビール会社が納めてい

立って、一らんないよ。あるいは立たなくたつて、普通の商店ならどんな商店だって、びっくりして全部帳簿を出すのですよ。勤労所得税は完全に捕捉されるでしょう。しかし大法人の電子計算機が仕入れから販売まで全部やっているのが、もう優に三百社こしているのですよ。五二%国民から末端で取つておる税金のビール会社の藏出しというのは、あなたたちが完全に捕捉されていいのですよ。なぜ税金を国民から取るのに、もつと公平にしないか、こういうことの一例として私は、きょうの酒税法の問題を質問しているわけで

○横山委員 私もビールから入りたいと思うのですが、こまかいところからですけれども、私の承知しておるところによりますと、東京ではアサヒなり、サッポロなりいろいろな五社のビールの卸売りの併營を許しておるが、名古屋以西、関西においてはビールの卸売りの併營を許さないといふのはどういうわけですか。――知りませんか。知らないければ知らぬでいいです。

○泉政府委員 これは私のほうからお答えするのが適当かどうかわかりませんが、これはメーカーが卸と契約を結ぶときに、そのメーカーだけの品

物を扱うといういわゆる特約契約を結ぶか、それともそうではなくて、その卸売り業者はそのほかの会社の品物を取り扱うかという点が、これは商慣習として関西方面におきましては、一つの会社の品物を取り扱うという卸売り業者が比較的多い。それに対しまして関東方面では、一つの会社の品物だけでなしに、数社の品物を扱うという風習が生じてきておりますために、関西と関東とで若干違つておるような状況でございます。しかしながらこれはそういうことではやつていけなくななる傾向がございまして、だんだんとそういういわゆる専売的な傾向がなくなつてきまして、現在ではたとえばアサヒビールがわりあい、サントリービールと一緒に売るとかいうようなことになつてしまひました。だんだんとそういう専売的な形は少なくなつていく傾向にござります。

○横山委員 だんだんとだんだんとと言つて、私

の質問の予防幕を張つているがだんだんとなつていいのですよ。あなたは、将来そうするかく特約店方式というもので、あなたの言うように、おれのところのビールしか売つてはいかぬが、それは許しません。いま只松君が言つていますように、ビール会社というのは横暴だと思います。独占が寡占独占というような状況で、とにかく特約店方式といふことで、あなたの言うように、おれのところのビールしか売つてはいかぬぞ、売つたら最後おまえのところともう契約解除するというやり方なんか、強引だと思う。これはほんとうに独禁法違反だと私は思う、そういう契約をすることは。どうですか、渡邊さん、二時までしかいかぬというので、端的にあなたの御意見を伺いたい。

○渡邊(喜)政府委員 確かにいまのエクスカルシブといいますか、要するによそのビールを扱つてはいかぬという取引条項は、これは問題になります。それで御承知のように、おそらく今までそれがある程度放置されておりましたのは、キリン、アサヒ、日本——いまはサッポロ、一応ビールを扱う会社がこの三つだけであったという場合におきましては、それぞれの

力が、最近におきましてはある程度違つておりますが、ある程度均衡を得ておった。それでそれが一處の特約店を持っていたことで、それが弊害がそう日につかなかつたというのではないかと思います。ところがその後におきまして、タカラが出てきたり、サントリーが出てきました。タカラが出てきたり、サントリーが出てきたという場合において、從来キリンを扱つていたところに対して、タカラを扱うのなら私のところの取引はやめさしてもらいます、こういうような話が出たという具体的事實を私聞きました。そうして実は国税庁のほうにすぐ話しまして、そういう事実があれば、これはわれわれのほうとしては、いわば一種の不公正取引として独禁法で取り締まるのだ。ただ国税庁が一応指導官庁として出しているのだから、まずもつて一応そういう事があるかないか、あるいはそれに対するどうするかということについて調べてみるという意見を求めてました。これはたしか昨年のことであります。その後国税庁はビール会社のほうに警告をして、そ

ういったような、たとえば問屋なら問屋がタカラを扱いたいというときに、從来キリンを扱つていたところがキリンのほうが、タカラを扱うなら

次はついでに卸ですが、卸の意見を聞きます

○喜田村説明員 ただいまおっしゃいましたよう

な事態につきまして、さらによくこちらといたしまして調査いたしまして、もしそのように行なわ

れておらぬ、措置をしてもらいたい、こう言っておる

○横山委員 簡単に聞いておるのでですよ。ぼくは

実行しておらぬと言つたのだ。実行しておらぬことははつきりしておるのだ。あなたの命令は行き届

いておらぬ、されど十分な警告なし指導を

して麦酒酒造組合の代表者に対しまして、メー

カーが支配力を行使して、特約販売店に対して他

社製品の取り扱いを排除するような取引を行なう

ことのないよう警告を発しました。組合ではこの

お

り

ますので、当庁といたしましては目下その事態の趣旨によりまして、傘下の組合員を指導しております

ことのないよう警告を発しました。

○横山委員 簡単に聞いておるのでですよ。ぼくは

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

り

ます

お

お

り

ます

お

り

ます

お

○渡邊(喜)政府委員 酒類審議会に諮問して基準をつくって、それに該当した場合に一種の不況カルテルを認めていこうというこの立法のやり方は、実は中小企業団体法にある事例をわれわれのほうとしてはとりました。中小企業団体法の場合においては中小企業安定審議会ですか、これにやはり諮問しまして基準をつくりまして、その基準に該当するかいかないかということについて、該当する場合において中小企業団体としての調整規定、これは生産制限とかいろいろございますが、そういうふたよなものを認めていく。いろいろ審議してみまして大蔵省とも相談したのですが、從来は御承知のように「基準販売価格を著しく下廻る」、基準価格を著しく下回るというような文句をなくした場合において、たゞばく然と酒類の酒税の納付が満足にいかぬという、最後の締めくくりだけでは少しほぼくとし過ぎるのではないか。それでは一つの例として中小企業団体法――酒類業者の中には先ほど来お話しになつてますビル会社のようなものもござりますが、大体この場合において主として重点を置いてねらいを置いているのは、普通の清酒の業者とか、そういう人たちだろう。そうすれば中小企業団体法といふものを一つの事例に考えてよからうかというのが、その案にわれわれが賛成したゆえんであります。

に付し、大蔵省に一應まかせておりますから、その点は公取としてはその把握がちょっと弱いようになります。ただ、もちろんわれわれのほうの事務局長が委員に入っておりますから、事務局長としては十分われわれのほうの感覚を入れた基準をつくるべく、審議会においては発言してもうということになつております。

○横山委員 そうしますと、基準をつくるときに事務局長が入つてゐるから、その基準といふものについて公取はそれを尊重するというか、その権限を認める、それからその基準によって行なわれる問題については公取がチェックする、こういうことですね。わかりました。

あなたはきのうの新聞によりますと、通産省の行政指導でも独禁法は適用される。つまり所管庁が行政指導でやつたことについても独禁法は適用される。公取は役所のやつたことだといつたって放置しないという。私に言わせれば当然なことだと思うのでありますけれども、そういう声明をされまして、それが各新聞にわりあいに大きく載つておるわけですが、そういうことはいままで例があつたからおっしゃるのか、念のためにおっしゃるのでありますか、どういう状況でこういうことをおっしゃつたのか。

○渡邊(喜)政府委員 過去において、いわゆる行政指導による操縦といったような事例があつたことがございます。これは事前に公取ともある程度打ち合わせがあつたようであります。しかし国会においても非常に御批判がありまして、はつきり法律にそうちしたいわば一種のカルテル行為なり何なりが認められているという場合はとにかくとして、いわゆる行政指導の名においてやるカルテル行為はおかしいじゃないかという御批判があり、それはわれわれもそのとおりと思っております。それがいましていましばしばいろいろ話題になつております問題においても、必要があるといふ

なら国会の御審議を経て立法の上でやるべきであるし、単に行政指導という名前においてカルル行為をカムフラージュするというようなことは、私どもとしてはそれをそのまま放置するわけにはいかぬ、こういう考え方を現在持っております。

○横山委員 私のお伺いしているのは、いろいろな場合とおっしゃる具体例を、もしあ差しつかうござら聞いてもらいたい、こう言っていますのです。

○渡邊(喜)政府委員 過去においていろいろな、いわば話題になった事例があるということにつきましては、たとえば織維関係において、織維三法においては設備の制限はしておりましたが、しかし生産数量の制限というような問題は別に何もしてなかった。ただそれに対して生産過剰になつてなったということがあつたでしょう。生産過剰になれば当然一応不況カルテルの要件に該当すれば、不況カルテルが認められるのですが、そこへ持つていかないで操業の日数を短縮するというような行政指導が行なわれ、それが実行されていたかのように聞いております。また鉄鋼の公取制といふものの中にもそうしたにおいがある。そういう意味のことはわれわれのほうとしては同意できな、こういうようなつもりであります。

○横山委員 主税局長にお伺いしますけれども、団体法に比べて、この酒類法には団体交渉権がないのであります。団体交渉権がない理由は一体何であろうかといふ考えてみますが、しかしながら交渉権を付すべき理由は、一般の中小企業と別に私は変わらないと思うのです。なぜ酒類業關係にのみ団体交渉権を付与しないのかという点をお伺いしたい。

○泉政府委員 お話をのように中小企業関係法におきましては、団体交渉の規定とそれに対する応諾義務の規定があるわけであります。しかしこの団体交渉権を付すべき理由は、一般の中小企業と別に私は変わらないと思うのです。なぜ酒類業關係するときに、その同じ業種の中に大企業がある場合

合におきまして、その大企業と中小企業者との間に団体交渉をする、そして団体協約を締結するということで認められておるわけですが、酒團法の場合には、いま特に小売りの販売組合から団体交渉の問題が提起されたのですけれども、それは団体協約ということを前提としておらないもののがあります。したがつて中小企業関係法の場合の問題と、前提要件が違うということが第一点であります。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

それから制度創設の団体交渉の規定を設けてほしいという希望は、卸、小売りあるいはメーカーという縦の流通段階の関係で団体交渉をしたいといふのでありますと、同業者との間というのでないでの、かなり中小企業の場合と違つておる。もう一つは、交渉の妥結をはかるための措置といたしましては、中小企業関係法の場合におきましては主務大臣のあつせんまたは勧告によつてその妥結をはかるということになつておりますが、いま要望されおります問題は、生産者、卸、小売りの三層とそれに行政庁を加えて紛争処理機関を設けるということであります。そこでそういう団体交渉の問題が提起されましたので、われわれいたしましても、お酒の関係におきましては八団体という団体がありますが、その団体にもお集まり願いまして、これをどういうふうに法制化できるかというような問題を検討いたしましたのでありますが、いま申し上げましたように団体協約締結のための団体交渉ではありませんので、その交渉の目的あるいは効果ということが、中小企業団体法の場合におきましては団体協約締結ということとえば値上げが行なわれる場合に、その値上げ額のうちマージンをどれくらい、それぞれが配分を受けるかというようなことは、事実上の話し合いが行なわれておりますと、また国税庁のほうもその話し合いに参加いたしまして、三者の関係が身

滑にいくよな指導をいたしておりますが、それだけつこうやつていけるのではないか。特に法律上團体交渉協約ということがないのに、それを前提としたよな團体交渉の規定を設けるのはどうであろうか。それから紛争の処理機關といふことあります。それが、この点についてもいま申し上げましたように從来から國税庁と生産三層の間で、それぞれ話し合いで進めてきておるので、これで適當ではないか。またこれは渡邊委員長のほうの問題であります。が、獨占禁止法との関係からきまして、そういう点は消費者に対する關係からか、このよな關係からいたしまして、今回の酒合と様子が違いますだけに、問題がありはしないか、このよな關係からいたしまして、今回の酒合を設けることが適當かどうか。中小企業關係の場面の規定は設けないということにいたしたのであります。

○横山委員 泉さん、あなたはどこでこういうことをおっしゃったそうですね。いまままで酒類行政

については生産に重点が置かれていたが、今後は卸や小売りの經營近代化や合理化が日程に上

がっていくという意味のことをおっしゃったそ

うですね。御記憶ですか。私はそれは正しいと思

うのです。いま基準販売価格をなくしたといつたと

ころで、實質上は大蔵省なり主税局の前と今と、そ

う変わらぬと思う。実際にそう変わっていない。

一番変わらないと思いますのは、消費者に対して

何らの恩恵も行き届いていないことが、考

えなければならぬことではなかろうか。だからそ

の間に、あなたが酒税を確保するためという立場

から、今後は卸や小売りの經營近代化や合理化がひ

とつ日程に上がっていくだろといふ判断といふ

のは、どういう意味でおっしゃったのか知らぬけ

れども、正しいと思う。したがってその意味におい

て、小売り屋が團体協約を目的としない團体交渉であつたか、あるいは一般の中小企業團体法を知らずに何となく知識がなくてそう言つておるの

か、その点はあなた方が、おまえはそう言つたらう、協約を締結しないと言つたじゃないか。それならだめだ。こういうよなきめつけ方のおつしやり方はいかがかと私は思う。もしそうでなければいいのですけれども、もう少し卸かしたらそれはいいのですけれども、もう少し卸のモデルとして中小企業團体法というのがあるのですから、そこへ近づけるのが、私は一つの共通の問題ではなかろうか、こう思うのです。團体交渉権を酒販業者だけ、酒類業者だけには付与する必要がないという断定のしかたでは間違つておる。いまかりにきよう日程に上がらなくとも、あした必ず日程に上がっていく問題だ。いまあなたの言う、マージンの取り合いについて、いろいろ話合いはさせているというけれども、実際はあなた方や國税庁が、引き続きやっているのじやないですか。けんかさせておいて、自分たちがきちんとやれと言うのじやないですか。そういう形のものをいつまでも続けてはいかぬと私は言ふのです。どうです。

○泉政府委員 御承知のとおり酒の關係の生産者、卸売り業者、小売り業者、それぞれ免許業者

でござります。それから先ほど私よりと知識が

不十分で申し上げましたが、中小企業關係法の場

合におきましても、團体交渉というの、普通で

は、ないのございまして、中小企業者が組織を

つくつておる場合に、大企業が出てきたときにだ

け問題が起きるのです。現在のところ中小企

業關係法で、そういう意味での組合契約が問題

になつたことは一度もないのです。酒の關係

につくつておる場合は、先ほどお話をございましたよ

うに私どもいたしましては、從來酒税の確保

という点に重点を置きました。生産者に対する検

査、取り締まり、あるいは生産者の体制の整備とい

うよな点に重点を置いて、酒の行政を行なつて

まいつたと思うのですが、しかし現在一番

問題は流通過程にあるのではないか。流通過程の

合理化、近代化がはかれないと云ふので、お話

いかという感じを強く持っておりますので、お話

のようなことを私、ある雑誌に書いたことがござります。そういう点から、今後酒の流通過程におきましていろいろ問題が出てくる、その問題を今後

検討していかなければならぬと思っておりますけ

ども、いやおっしゃるよなきめつけ方で、小

売業者にそういう團体協約締結のための團体交

渉はだめだと云ふようなことを申したのではない

のでござります。結局小売業者の團体も、自分

らが考えておったよな團体交渉というのはなか

なか問題がある、したがつて他の酒の關係の團

体、小売り以外の團体のほうも賛成してくれてな

いというよなことで、現在におきましては、制

度化することは必要ない、ということを考えております。しかしいまお話をのように、酒の値上げある

いは値下げの場合のマージンの配分につきまし

て、いつまでも國税庁が出ていく、ということは、必ずしも適切でございませんので、業者間で話し合がまとまればけつこうなことだと思うのでござります。しかし現状におきましては、なかなか業者間の話合いがまとまりませんので、最後に國税庁のほうで、この辺でお互いに妥協したらといふようなことでやっております。そういう点は、できるだけ業者間で話合いを進めていただこうようにするこれが望ましいと思っております。

○横山委員 私は團体交渉の付与について、案外

回り回つて國税庁自身、大蔵省自身が、その團体

交渉権を付与することについて消極的ではなかろ

うか。むしろこれは積極的に他の團体法と合わせ

て、付与するように前進することが、今後の流通

過程の近代化にしろ、合理化にしろ、それを促進

する要素になると思っておるわけであります。

○横山委員 私は團体交渉の付与について、案外

回り回つて國税庁自身、大蔵省自身が、その團体

交渉権を付与することについて消極的ではなかろ

うか。むしろこれは積極的に他の團体法と合わせ

て、付与するように前進することが、今後の流通

過程の近代化にしろ、合理化にしろ、それを促進

るいは酒税の滞納が起きておるかどうか、そういうような事柄をそれぞれ事項に分けまして規定をするつもりでございます。

次に合理化カルテルのお話がございましたが、これにつきましては合理化カルテルとして、いろいろ考える余地のものはあるかと思いますが、ここにカッコ書きであります、「(規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。)」ということになつております。したがいまして合理化カルテルとしても、リベートのようなものを規制するのは、この不当に影響を与えるおそれがございます。これは適当でない。あるいはからびん取引のものも、結局はリベートの変形というふうにも考えられます。そういうものは適当でない。したがつて合理化カルテルとして認められるケースとして考えられますのは、販売代金の決済期間についての規制、あるいは景品つき販売についての規制、あるいは現在各組合でやっておりますような招待つき販売の規制、こういったものが考えられると思います。

○横山委員 渡邊さんにお聞きしますが、法文上の問題として今回の改正が、基準をつくります場合に

法文上の文言が従来と何ら変わりない、こういうふうに判断をされますか。

○渡邊(喜)政府委員 私のほうで大蔵省のほうから相談を受けましたときの話は、一応基準販売価格というのを条文上残つておる。したがつて考えようによつては、現在の法律どおりでもかまわないといふという話ではあるけれども、しかし現実に基準価格というものが告示されていないから、どうも法文上残ることはおもしろくない。この大蔵委員会の御議論でも、それがだいぶ論議されたといふことで、その内容を検討していくこうしたことでも問題は入りました。結局不況カルテルの一般的な要件としまして、独禁法プロパーとしましては、御承知のように販売価格のほうのアベレージが平均生産費を割るということ、もう一つは相当数の企業が存立があぶなくなる、あるいはあぶくなるおそれがあるというのが、独禁法プロパーの

考え方です。中小企業団体法におきましては、これが厳格な規定が多少緩和された規定になつていい、酒類業団体法におきましては、最終のところでは、酒税の保全確保というところに最後の締めくくりがあるわけですが、しかし大体の考え方としては中小企業団体法——これは先ほども言いましたように、ビールなどにそのままそれが使えるとはちつとも思つておりませんが、清酒などを中心としました場合におきましては、中小企業団体法の考え方というもので、大体いいのではないだろかということで、一応先ほど申したようにこの案に賛成したわけですが、従来の考え方とそろは本質的にころつと変わつたというふうには思つております。大蔵省のほうから、どちらかといえば、従来の考え方を変えるつもりはない。ただ法文の整理の関係でもって、こういうことをしたいというわけでございますから、その意味において私のほうとしましては、そうした御希望に沿ないがら、同時に私のほうとして支障のない限度においてといったところで、現在の法文になつてゐるわけでございます。

それからついでに私のほうの考え方を一、二ふえんして申し上げさせていただきますと、リベートの問題とかからびんの問題とかいうのは、これは不況カルテルの場合になれば、価格の問題が当然出ますから、そのときにおいては不況カルテルとしてなら、そうした問題は考えられるわけです。合理化カルテルというのは、御承知のように別にその企業がもうかつていてるとか、もうかつていないとかいうことは関係ないわけでありまして、企業として相当の利益が上がつている場合においては、合理化カルテルが許されるわけでございます。したがつて合理化カルテルが許される要件としては、合意がなされ、合理的な取引になるという場合に

な議論もありましたから、それは入らない。これが認められるのは、不況カルテルの場合だけに限りますよということをはつきりさせてほしいといふことで、現在の案ができております。

それから先ほどの御質問で、多少横山委員が誤解があるのでないかと思いますが、団体交渉問題です。現在中小企業団体法で認められておりましては、御承知のように従来中小企業なら中小企業の一分野としてきまつてある業種がある。真田ひもとか、例は幾らでもあります。あるいはタイルならタイルの生産に大企業が入つて居るというときに、団体交渉の問題が発生するというわけではありません。と同時にそれだけが現在団体法で認められている団体交渉であります。昨年の秋ごろから三井金属が大卸として取り扱うという話し合い、相談が進んでおります。昨年秋ごろからかなりその話題が具体的になつてしまいまして、三井のほうからもつては困るというようなときに、団体交渉の問題が発生するということがあります。と同時にそれだけが現在団体法で認められている団体交渉であります。昨年の秋ごろから清酒の製造業者の一部の方々と三井金属の間で、そういった方々の製造する清酒を三井が申請書が地元の税務署に提出されております。これにつきましては、非常に大切な問題でございますので、三井金属事がそういうふうに大卸として入ることにつきまして、今後どういうやり方でメーカーの方々と提携してやつていくのか、また従来のそういうたメークターの方々と取引をしておった卸の方々と、三井が大卸の免許を受けましても、依然としてそいつた方々を卸としてやつしていくというふうな構想ではございますが、具体的にどういうふうな姿でやついくのか、そういうた点を十分明らかにいたしました上で、その利害得失をよく考えて今後の方針、取り扱いをきめていくたい、こういうふうに思つておるところでござります。

○横山委員 それではそれに関連してお伺いしたいのですが、伝え聞くところによりますと、三菱商事が大卸をやるということで、業界はたいへん騒いでおるようあります。もしそれをやるならば、大商社が酒類の大卸にどんどん進出をしてくる。三菱商事が大卸に進出をする。それがもし可能であるならば、どんどん商社が卸に進出する。

○渡邊(喜)政府委員 先ほど申し上げました中小企業の領域へ大企業が入つてくるということについての協約の問題でございますが、これは法律的には、頭に置いているのは、いわば企業の自由の許されている分野でございまして、したがいまして政府としてはタイルならタイルの生産に大企業が進出してきても、あの規定がありませんと、それはいかぬということは何も言えなかつた。そこで団体法の改正がありまして一応団体交渉して、そうしてある程度政府としても勧告するとか、いろいろな措置をとつていただわけでございまして、したがつて免許するか、酒類業者の場合においては、御承知のように

しないかとそういうところに、大きく一つの政府の方針があらわれるわけでございますので、私の考え方としては結局大蔵省が、そうしたいわば中小企業対策といったようなものをどういうふうに頭に置いて免許をやっていくか。これは単なる団体交渉よりもはるかに強い権限を持っていくわけですから、中小企業団体法における団体交渉ができるとするしないの前提要件としていろいろ話があることは、これは別としまして、最後の結末は免許するかしないかで締めくくりがつくわけですから、はまた別個な問題でありますので、大蔵省が免許するしないの前提要件としていることのあることは、これが別としまして、最後の結末は免許するかしないかで締めくくりがつくわけですから、中小企業団体法の場合よりははるかに強い権限が政府にあるわけですから、政府がどういうふうな観点でその権限を行なうかということにあるとすれば、団体交渉という規定がなくとも私はいいのではないか、かように考えております。

○横山委員 まあおっしゃるとおりだと私は思うのですけれども、これから推測するような事情では、あとでお伺いするのですけれども、まだ渡邊さんが暗に中小企業対策を考えれば、免許すべきではないと思うような印象を出されたのです。しかしいま間税部長のおっしゃるようにも、もしもそれが当面合理化なりあるいは近代化のために役立つという理屈がかりに生まれるとしたならば、あくまで前提ですが、単に三義商事ばかりではなくて、商社筋が一齊に大卸に進出をする。目の前では確かにそういうことが、ビル会社が自分のマージンをはき出してやるならば、一般の卸や小売りには何の影響もない、消費者にも影響はないということは言い得られるけれども、長い目でクッショングが一つふえるのでありますから、どこかで問題が力づくでやろうとするならば、結局小さいところないしは消費者へ問題が転嫁される。同時に中小企業者としての階層にしわ寄せがいくことは、理論上私は当然なことではないかと思ふ。だから、その意味では卸なり小売りなりが、この商社の進出に対して非常に警戒をし、自分た

ちもそのことばかりではないけれども、をしてこれに対抗しなければならぬとは、私はけだし当然なことだと思うのです。団体交渉権よりもこれはもと目な問題でありますから、国税庁にお伺いが、一体いま泉さんのことばを引用行政としてではなくして、むしろこれから売りの経営近代化、合理化が日程に上考え方をあなたの方もお持ちであるとすいま目前の三菱商事の問題については然腹をきめてもらわなければならぬことか、こう考えるのでありますか、ことをひとつ聞かしてもらいたい。

○松本説明員 福岡県下の清酒の製造は、今までいろいろな歴史的な事

業の方々 情もあると  
一ヵの方 模の方もあ  
多いわけで とつまと  
て統一して 希望を持つ  
す。昨年酒 中小企業近  
共同びん詰 それに基づ  
いうこと として示さ  
化を進めて とで業界の  
大詰として 持ちになる  
たしまし ようとその  
きまして、 いうどその  
變もその共 それでそ  
して從来か られた鉢、

小売りのルートを通じてその酒を販売していく、そういう構想でいろいろ現地で話が行なわれたわけでございます。それで確かに今後の酒類製造業の近代化、合理化ということを考えてもあります場合には、そういうわりあい規模の小さい方々が集まつて、流通機関とも協力して共同びん詰め会社をつくり、そうしてそれを販売していくということも一つの方向でございます。そういうった意味におきましてメリットもあるわけでございますが、他面におきましていままで取り扱っていらっしゃった鈴の方々と、どういうふうな関係になりますか。そういうった方々のルートを通じて流していくということにはなりますが、その間手数料の配分とか、そういういた点で具体的にどういうふうになつていくか、また從来の小売りの方々との関係もございます。そういうたことで何ぶん今までは酒類業界、清酒の業界、それからそれを取り扱います鈴、小売りの段階、いずれもほとんどの方々が中小企業でございます。そういうた関係で、こういう大きい資本の会社がその間に入ってくるということにつきましては、いろいろ心配される点ももつともだと思ひますので、具体的にどういう利益になる点があるか、どういう問題になる点があるか、またそういうた問題になる点はどういう方法を講じていけば改善されるのか、あるいはいろいろやつてもそれはなかなか改善されないものか、そういうたことを十分よく検討いたしまして、その上で方針をきめたい、こういふふうに考えておるわけでございます。

合には、一時収入であるから基礎控除がされ、またさらにその半分が一時収入の税法によつて措置される。その間のつり合いがとれないではないですかという意見がありますが、こういう問題は御存じでござりますか。

○衆議院委員 お話をのように酒類製造業者、特に清酒の業界におきまして、基準指數を持つておりますして、その基準指數が實際上販売され、相当の対価を得ることができるようになつております。その場合に、個人の酒類業者でござりますと、それは資産の譲渡所得の対象になつております。したがつて譲渡所得をいたしまして、その収入金額から譲渡に伴う必要な経費を控除いたしまして、その差額から三十万円ないし十五万円の控除をして、その後半額について課税する、こういうことになつております。それから法人の場合でございますと、その法人が解散するという場合に、その清算所得に対する課税、これは租税特別措置法のほうで軽減がはかられております。この個人と法人と内容が違いますので、その間のバランスが現在程度でいいかどうかという点については、問題がないとは思ひませんけれども、現在のところそれで一応いいのではないかというふうに感じておるのでござります。

しいのではあるまい。それからさらに欠陥を言ふならば、業界を援助することが、ある場合において必ずしも消費者に対する目が行き届かないのではないか。消費者を援助するという点について欠けるところがあるのではないか。つまり酒類行政については、相当視野を変える必要があるのではないか。もし前後の業界の育成指導といふことであるならば、いま少し援助の積極的な手を差し伸べることによって、終局的には消費者の利益ということに結びつくような、角度の高いところをやらなければいかぬのではないかと思うのであります。今後この酒類業者に対する合理化なり近代化ということはどの方向で、指導なさるうとするのであるか、具体的な案がありましたらお伺いをいたしたい。

○松本説明員 滅酒の製造業の点につきましては、昨年の夏に近代化実施計画ができまして、それによつて方向が大体示されたわけでございます。今後はその方向に従いまして、毎年の実施計画をつくつてまいりることになつておりますので、その年次次について重点の置きどころを考えやつていただきたい、こういうふうに思つております。その清酒製造業の近代化計画を考えました場合に、同時にそれと関連いたしまして、御小売り等の流通段階につきましても、いろいろ研究はされたわけでございますが、それ自身の段階とともに第一の点といたしておりますので、製造段階におけるほど十分な検討が行なわれていないようと思われますので、今後年次計画をつくつてまいります場合には、製造業とも関連いたしまして、段階の結びつきをより緊密にし、合理化していく、そういった点に一つの重点を置いて検討してまいりたい、こういうふうに思つております。

なお消費者の保護の点につきましては、業界に対しましてもいろいろ機会を得まして要望しておるところでございますが、価格の点につきましては、自分の銘柄の力をよく考えて、無理な値段をしないようにというふうに要望しておる次第でござります。

○佐々木政府委員 清酒の製造業の点につきましては、これまでのところやや建て直しに格差もございますが、かなりのものが一つの値段のところに片寄つてゐるという状況でございます。今後の方向といたしましては、銘柄の力によりましてもう少し格差が出てきてもいいのではないか、こういうような考え方を持つております。

○横山委員 それでは関税定率法についてお伺いをいたしたいと思います。私どもは関税定率法の審議に際しまして、常に国際的な貿易の情勢というものが、非常に影響を受けると考えておるわけですが、最近の国際的な経済情勢の変化ということを、政府がどういうふうに考えておられるか、まずお伺いをいたしたいであります。その意味において私が特に指摘をして政府の意見を聞きたいと思いますのは、国際機構においても各国のナショナル・インタレストということが非常に強く主張をされておるということをどう受けとめておられるか。それから低開発国の国際舞台における団結というのを、われわれの国の貿易にまたどうふうに受けとめておられるか。あるいはケネディラウンドが、各國からの例外品目の問題で非常にめでておりますが、これはどうか。ちょっと広範な質問でえらい恐縮でありますが、私の指摘をすることを基とし、この関税定率法を改正するに際しての政府のかまえをお伺いをしたいであります。その次にはイギリスのボンド危機、それからE E Cの成長の鈍化等々、きわめて広範な問題がありますが、関税定率法を改正するにあたって、政府として最近の貿易情勢の各國の主要な傾向についてまずお伺いをいたしたい。きわめて広範でえらい恐縮だけれども……。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

先生が御指摘になりましたように最近の貿易に關します国際情勢の中で、いろいろ目立つことが起きてまいっております。ドルの裏づけをやつておりました米国保有の金の減少の問題、イギリスの経済の深刻な様相がだんだん明らかになつてしまつて、ポンドに関する不安の問題、またイギリスがそれに対しても強烈な貿易の自由化に反するようないろいろな政策がとられておるという問題等があるわけであります。しかしながら今までのところ国内の輸出がそれを上回りました、かなり順調な伸びを見せておると見ています。

さらにまた今後の動向にかなりの影響を及ぼすものとしまして、横山委員の御指摘になりました後進国問題といふものを、よく個々の政策を立てることであります。後進国問題といふことは、考慮に入れなければならぬと考えるものでござります。後進国問題は、後進国が強い主張を通しておったわけでございまして、日本の立場から申しますと、後進国に対する日本の輸出というものが、非常にウエートをさります。現在までのところやや建て直しに格差もござりますが、かなりのものが一つの値段のところに片寄つてゐるという状況でございます。今後の方向といたしましては、銘柄の力によりましてもう少し格差が出てきてもいいのではないか、こういうような考え方を持つております。

○横山委員 それでは関税定率法についてお伺いをいたしたいと思います。

私どもは関税定率法の審議に際しまして、常に

上六十六億四千三百万円、輸入は七十九億三千八百万円、輸出の伸びは前年に對しまして二二・四

というかなり高いテンポでござります。輸入は一七・八の増加、輸出に比べて増加趨勢はそれほど

強くないという傾向にあるように思ひます。なお

最近の一、二月、きょうの新聞に載ると思ひます

が、三月の上旬の数字等を見ますと、輸出の伸びはいままでよりも非常に強くなつておるよう思ひます。一月は前年に比べまして四一%強、二月も四

一%、三月上旬では前年同期に比べますと五二・九%の増ということになつております。国内の輸出努力、これに国際的な環境もまたそう逆ではないといふことになりまして、年度間の国際收支はかなり見通しよりもよくなるのではないかといふふうに、関税統計の面からみておるわけであります。

先生が御指摘になりましたように最近の貿易に關します国際情勢の中で、いろいろ目立つことが起きてまいつております。ドルの裏づけをやつておりました米国保有の金の減少の問題、イギリスの経済の深刻な様相がだんだん明らかになつてしまつて、ポンドに関する不安の問題、またイギリスがそれに対しても強烈な貿易の自由化に反するようないろいろな政策がとられておるという問題等があるわけであります。しかしながら今までのところ国内の輸出がそれを上回りました、かなり順調な伸びを見せておると見ています。

さらにまた今後の動向にかなりの影響を及ぼすものとしまして、横山委員の御指摘になりました

後進国問題といふものを、よく個々の政策を立てることであります。後進国問題といふことは、考慮に入れなければならぬと考えるものでござります。後進国が強い主張を通しておったわけでございまして、日本の立場から申しますと、後進国に対する日本の輸出というものが、非常にウエートを

持つておるということは申すまでもないことでござりますが、その輸出によりましていまのところ

非常に出超で、後進国側の外貨を吸収するような

かっこになつておりますけれども、これは後進国側の輸入もまたはかりまして、均衡のとれた貿易の拡大というものを目ざさなければならないと

いうのが基調であろうかと存じます。現実の問題といたしまして、日本の農業の問題、鉱山等に關係します中小企業が非常に多くて、合理化が困難な

部面についての輸入、後進国からの物を買つてくれという要請が強くなるということを、今後どう

さばくかということが問題であろうと思ひます。

さらにもまた御指摘のありましたケネディラウンドであります。今までのところアメリカとイギリスが非常に争ひまして、アメリカが高い関税を

半分にするのとイギリスの低い関税を半分にするのと、同じよう扱われては困るというイギリスの主張等から、非常に難航を重ねておりましたところ、ともかく去年の五月の大蔵會議で、まあ作業上の仮説ということになつておりますけれども、五年間に五〇%引き下げるという原則を、今後のガットにおける作業の前提として認めるという合意が成立しまして、以降かなりの進展を見せました。御指摘になりましたように去年の十一月十六日にケネディラウンドに参加する国におきましては、工業品に関して五〇%引き下げられない品目のリストをお互いに提出いたしました。年末それに対する審査を若干いたしましたが、双方相手の表のことなど検討するひまが十分ありませんでしたので、年を改めて各國の出した例外の表につきまして、審査をいたしましたがございます。審査はまず自國の出した例外の表が、やむを得ない国家上の利益から、そうせざるを得なかつたといふふうな先進国グループに入りました。日本

のわが国の貿易収支を関税統計で見てみると、会計年度ではまだ三月が終わつておませんと、

輸出を伸ばすためには、相手方の関税を下げさせ

いることが非常に重要要素になるという觀點か

的な激動する状況の中で議論をするわけでありませんが、その意味においては、一つ一つが單に国内ばかりでなく、国際的なあらゆる問題を考慮に入れて議論をしなければならないのです。時間がございませんので、多くの問題に言及するわけにはまいりませんが、一、二所信をただしておきたいと思いますのは、たとえばわれわれは税法という立場においては、取るべきものは取る、公平に税金を取る。その意味においては関税も同様である。しかし国家的な立場あるいは国内産業保護の立場において、関税免除なり還付制度なり、そういう暫定的なことをして関税をかける、こういう措置をとるわけであります。しかしこういうことは一般的の税法の特別措置と同じ議論であります。が、一体政策効果というものが査定せられて、同時にこれは短時間であり、政策効果がもたらされたならばすみやかに旧に復するという立場でなくてはならぬと思うのです。その意味においては税と違つて、補助金制度が政策効果なり査定なりができるということで、われわれは終始一貫して特別措置については本來的に好まないのであります。今回提案されております重要機械類の免税をはじめ、多くのものについて私が心配をいたしますのは、関税局というものはそういうことの念査のできる役所ではないということです。おそらく主管省から、これは延長をしてもらいたいと、いろいろと特別措置の要請があつて、あなた方がくつを隔てて足をかくつもりで、まあいいだらうといふふうに調査をされておると思うのであります。そこでなければこれこれの、たとえば重要機械類の免税にしたところが、一つ一つがこの特別措置をいたしませんけれども、一般論ではありますけれども、あなた方はこの暫定措置について、政策効果の問題についてどうお考えでありますか。

でやつておりますことににつきまして、毎年毎年お願いをいたしまして、奇異に思われる点があろうと思われるのです。われわれが長い期間を置かずに、一年一年区切つておりますのは、その区切るごとに政策効果というものを確かめたいという見地からおつておるものでございます。御承知のとおり、免税の制度ないしは暫定免税の税率をきります場合というものは、かなりたくさんございまして、一がいに申し上げることもできませんが、大ざっぱなことになりますけれども、私どもは制度の存続をきめます場合に、法律の改正としてお願意するかどうかをきめます際に、各省相当地に検査をして、政策効果を検討しておるつもりでございます。十分かという点につきましては、われわれも反省をする点があるかと思います。さらにはいろいろな免稅をしましたものにつきましては、そのねらいのとおりに使われておるかどうか。税関の機構を使いまして検査することもまたやつておる次第でございます。完全に政策目的が達せられていることを証明するようなこともまた不可能ではござりますけれども、政府としましては、与えられた権限と人員の範囲内で、できるだけの政策効果の確保についての配慮はいたしておりますつもりでございます。

配慮も十分にすべきであるという御主張につきましては、まことにそのとおりであると考えております。農林省におきましても通産省におきましても、同じであろうかと思いますが、ただ御指摘になります際に、資本金によつて区切るというようなことは非常に適切でない例が多いように考えまして、具体的に中小企業に限り免稅するというふうな、しかも法律上いわゆる中小企業に限り免稅するということでは、なかなか公平にいかないといふ問題もあります。免稅する対象物品の算定には、御指摘のような配慮を加えておりますけれども、制度上それを区切ることはいたさないでおる次第でございます。しかしながら御趣旨のようないつにつきましては、今後もよく考慮に入れて実施したいと考えておるものでございます。

○横山委員 この問題につきましては、具体的な引例をもつて質問したかったのですが、時間がございませんので、また機会を逸んで、いまのあなたの話の原則をしかと踏まえていただきたいと思います。

先ほど話がありましたケネディラウンドの問題についてひとつ具体的な意見を聞きたいのあります、陶磁器産業の問題でございます。陶磁器産業は東海三県に最も地域的に偏在をしてしまって、輸出は生産の四五%にも達し、そして従業員も三十人以下が約六七%近くもあります。労働力不足と労賃コストの上昇並びに現実に仕事をしております零細企業では、四ちゃん工業ともいわれているくらいのことでありまして、しかも最近では後進地域で陶磁器産業の発展がありますだけに、非常な問題を呈しておる産業であります。この産業について、私どもも地元でありますから、それぞれ超党派いろいろと心配をいたしておるわけであります、このケネディラウンドの例外品目によつては、まことに輸入ワク、自主規制、関税等の壁にぶつかって、非常な産業的な陰路が続出をしておるわけであります。通産省におい

でを願つたわけであります、通産省としてはこの陶磁器産業の現況について、どういう改善策を持つておられるか、まずそれから伺いたいと思います。

○花岡説明員　ただいま御指摘がありましたように、陶磁器は非常な危機に置かれております。現在の振興策についての御質問でございますので、私どもでいまやつておりますこと、それから今後やることを申し上げたいと思います。

ざいますが、中小企業近代化促進法の指定をいたしまして、陶磁器工業の中では、わん、さらというような食器類と、それから置きもの、おもちゃといふような、ノベルティーと称しておりますが、この二つにつきまして現在実態調査を終了いたしまして、その結果を取りまとめ中でござります。それから近く報告書をまとめまして、中小企業近代化審議会にかけていただき、こういうふうに考えております。

いうことをいかにして行なうかということに尽きるわけでござりますが、それを業界の方々ともいろいろ常に連絡をとりまして進めておりますが、この食器類に関しましては、一番の問題は労務の確保かと存じます。この点につきましては近代化促進法による基本計画の中に、そしてさらに毎年毎年実施計画をいたしますが、いま考えておりますことは、この労務確保の問題が一番の壁かとも存じまして、現在の人間よりも少なくてもよろしい、それに機械の近代化による能率向上といふことで、人間は現在より一割程度少なくてもやつていけるという態勢をとりたいと考えております。そういうことで生産性を向上したいと存じますので、現在一人当たりの生産額が六、七万円でございますが、それを約二倍に上げたい、こういうふうにいたしまして、特に中小企業が大部分、ほとんど全部だという御指摘のとおりでございまして、一番コストがかかります焼成——焼き入れのところでございますが、それは現在单がま

でやっておりますが、それをシャトルキルンといふような近代化の装置にいたして能率をあげたい、こう考えております。それからベルティーガ關係につきましても、同様近代化を促進するということで、同じくシャトルキルンを考えております。ただ問題は、何といたしましても輸出産業の花形でございますし、それからほとんど一〇〇%外貨手取り率の産業でございますので、この輸出は大体過去の推移を見ますと毎年金額で一〇%ずつ伸びております。そういうふうな態勢でございますので、さらにここで近代化をほんとうに腰を据えてやることで、いろいろ基本計画の案を練るまでに、そういうことで分科会あるいは部会というふうなものを開いて御検討をいただこう、こう思っております

うふうなアメリカ向けが主でござりますので、デザイン関係の斬新といふようなことで、デザイン関係の重視と、それから技術関係のために、たとえば技術研修制度を設けるとか、試験研究所を拡大発展させるとか、そういうふうなこともあわせて考えていくということを考えております。

に、陶磁器産業といふものは、流れ作業の場合にはわりあいに近代化はできるけれども、仕事それ自身はまあ室内工業的な技術でありますから、容易にその近代化がうまくできるとは、ほかの産業と違いまして必ずしも言い得ないのであります。それから労働力の確保につきましても格別の措置をしなければ、あいの陶磁器を扱うところの環境その他いろいろ、なかなか集まらないところがあります。御存じのとおりでありますね。したがいましてこれらの労働力の確保なりあるいはこの近代化については、他の産業、他の業種と違つた努力をしなければなりませんが、この点については労働力確保については、どういうふうに通産省としてお考えなのか、近代化についてはどういう援助をなさるうとしておるのか、具体的に

伺いたい。

○花岡説明員 これは御指摘のとおりで、まことにそういう点、力強くおっしゃっていただいてありがとうございますが、専ご労務の確保の問題がたいのであります。

につきましては、ここで業界一致した態勢をつくりていこうという態勢が相当に強くなっていますし、そういう点でこれまでのところは、

一つ一つやっていきたい、こう考えております。それから近代化促進でございますが、おっしゃるとおり流れ作業の問題に尽きるわけでござりますが、これは現在中小の方々でやっておられます部分の各産の生産工程の配列そのものを直すという

ことだけでも、相当の効果があがる。その点は現在までの経験と勘でやっておつたというふうな、そういう意識をこの際改めていただくということです、相当の効果があがると思いますし、それからさつき御説明をいたしましたが、シャトルキルン

というふうに相なりますと、自然にこれを流れ作業にしないと処理できないということになりますので、そういう工場のレイアウトを根本的に改めていく、こういう直接機械を入れる問題と、それについて従いまして工程を整備するということと、二つ

をあわせて行ないたいと存じております。それで、それに必要な金融措置につきましては、中小企業金融公庫に特別ワクがございまして、輸出向けということで融資の方法がございますし、そういう点で、私どもはそれを所管いたしております。

○横山委員 関税局長にお伺いしたいのでありますので、さらにこれに最も重点を置いて進めていきたい、こう思っております。

が、いまお聞きのように、この陶磁器産業といつのは、ほかの業種と違つて、非常な労務、それから近代化その他についての支障がある。しかもこれが生産の四五箇月までが輸出でありますから、まさに輸出が生命とさえ言ひ得るような状況であ

りります。それにもかかわらず、アメリカをはじめE.C.諸国、ほとんどの国がこの陶磁器に対しても輸入ワク、自主規制の要求、それから関税と、略産業が幾つも幾つもあって、あらゆるところであつたっている。それでもなおかつ必死の努力をしておる。一方、後進地域においては、逐次この陶磁器産業が発展をしつつあるという状況であります。今度関税一括引き下げ交渉の中で、まあいろいろと各国のねらい撃ちはあるけれども、このようないくにわが国としては交渉をなさうとするのか、いまの交渉の現状並びにその展望を伺いたいと思います。

○佐々木政府委員 先生御指摘になりましたように、陶磁器につきましては貿易の障害はかなり多いと思います。御指摘になりましたE.C.など見てみますと、たとえばフランスでございますが、食卓用の陶磁器類につきましては、二五%または二七%というふうな税率の高いものをかけましたほかに、最低税率としまして従量税の制度を設けられて、たとえば百キログラム当たり一二ドル六セントを最低とするということをコーヒーセット等にきめておりますが、安い品物についてはまた税が重くかかるようなそういう貿易の障害が設けられることは御指摘のとおりでございます。さらにはまたヨーロッパ各国におきましては、御指摘の数量制限が行なわれておりますて、ときにまた、ほのかの国に対しては陶磁器について輸入制限を加えていないにかかわらず、日本からの陶磁器の輸入については、差別的に制限をするというようなことが行なわれておる面がございます。そしてまたそのワクの消化についても、必ずしもうまくいかないというふうな、非常に何重もの障害がありますことを、私ども非常に遺憾に存する次第でございます。しかしながら実績を見ますと、輸出は関税統計で、これは歴年でございますが、三十六年の五千七百万ドルが三十九年に七千九百万ドル。ほかの輸出に比べましてテンポが落ちてはおりますけれども、最近のところかなりの伸びがあ

ないわけではございません。最近一年では、一割余りの増加率を示しているかと思われる次第でございます。

ところでこのような状況にあります陶磁器につきまして、ケネディラウンドはどうするかという問題であります。最近までのところ、例外リストを提出いたしまして、そのリストに載つておる品目、実際載つておる品物の範囲はどの範囲かと

いうようなことをお互いに確か合つていますが、本格的な交渉に入っているわけではありませんのかといふかしいのでございますが、御指摘のような非常な警戒をしております。何と申しますか、自國中で、的確な見通しを申し上げることはなかなかむずかしいのでござりますが、非常に警戒感重な品目でございますので、交渉の前途は必ずしも容易でないと思われます。今までの交渉におきましても、東洋風の圖柄のものはいいではないかといふかうなことで制限からはずしましたが、各國の非常に強い警戒的態度から見まして、いま陶磁器産業等に対する影響を考えまして、非常に警戒感重な品目でござりますので、交渉の前途は必ずしも容易でないと思われます。

○横山委員 大臣がお見えになりましたが、ちょいとお聞き願つたとおりであります。いま陶磁器産業の問題について、生産の約半分が輸出である。それだけの産業でありながら、西欧諸国においては、スエーデン、イギリス、オランダ、ベルギー、西独、イタリア、フランス、すべて制限をし、E C諸国は共通関税で障壁を重ねようとしてお

る。アメリカは輸出の五〇%を持つているけれども、常に輸入制限運動があつて、関税は五五%ぐら

いですが、全ての障壁である。私が社会党だから言へば、よくあるものかといふ考へ方を、非常に強く持つておるようなことであります。いま関税の一括引き下げ交渉が行なわれ

ておりますが、日本が、この国家的利益といふ問題であります。ですから私は、いまこの陶磁器を中心とする関税一括引き下げ交渉についてもっと日本が、この国家的利益といふ問題であります。ですから私は、いまこの陶磁器を中心とする関税一品でも自由化をする場合には、当然国内産業も、そういう立場に立つて強硬にやつてもらわなければいかぬのではないかということ、もう一つは、この三ちゃん農業どころではない、四ちゃん陶磁器工業という現状であつて、もうその中には、この場合においては大企業も中小企業も、全く内工業的な仕事をやっておる陶磁器産業についての金融なりあるいは税制なり、いろいろな育成措置が必要ではないか、こういう立場で質問をしておるわけであります。先ほど通産省の話では、近代化の指定がされて、いま実態調査をしている最中だ、こういう話であります。なるほど輸出は花形のようではあるけれども、その背後においては、中小企業のものがつぶれてもそこまで分化してまたやる。また大きくなるとまたつぶれる。常に封建的内工業的な要素から立ち上がつて近代化されるとまた分散して、そこからまた始めるというような状況でありますから、国際的な交渉におきましても、国内的なこの産業育成についても、格段の措置が必要なのではあるまいか。他の業種とは違つたこの陶磁器産業について、ひとつ大臣のお考えを伺いたいと思います。

○田中國務大臣 関税の一括引き下げにつきましては、基本的には賛成の態度をとつておるわけであります。しかしこれが交渉の過程においては、日本に対する差別待遇等の撤廃という、当然日本が受くべき利益というものを十分考えながら、関税引き下げ品目についても慎重な態度でいなければならぬことは、御指摘のとおりでござります。しかしこれが交渉の過程においては、日本に対する差別待遇等の撤廃という、当然日本が受くべき利益を産業界に吹聴しておりますといふことになります。だから政府が開放経済だ、自由経済だ、こう言つてその利益を産業界に吹聴しておりますといふことになつては、言語道断と私は言わざるを得ない。だから政府が開放経済だ、自由経済だ、こう言つてその受けるべき利益が阻害されておるということについては、政府の言つておつたことはうそじやないか、政府の言つておつたことはこういう現状ではだめじゃないか、こういう意見になつてしまふのは当然なことであります。政府側としては

この一括引き下げ交渉についてはよほど腹をくくつてやりませんと、何のために開放経済である、何のために自由化のかきねを取つ払つたのだといわれますから、こここのところは何も陶磁器売になると、友好諸国もくそもあるものかといふ考へ方を、非常に強く持つておるようなことであります。いま関税の一括引き下げ交渉が行なわれます。しかしも事実でござります。これが対日差別を

ておるのであります。日暮れて道遠しと申しますが、よくなるどころか、悪くなるおそれのほうが非常に強いのであります。ですから私は、いまこの陶磁器を中心とする関税一品でも自由化をする場合には、当然国内産業も、そういう立場に立つて強硬にやつてもらわなければなりませんが、そういう立場に立つて強硬にやつてもらわなければいかぬのではないかということ、陶磁器産業の自由化に対する産業保護政策といふに対する措置を十分行なつてからでなければなりませんが、もう一つは、この三ちゃん農業どころではない、四ちゃん陶磁器工業という現状であつて、もうその中には、この場合においては大企業も中小企業も、全く内工業的な仕事をやっておる陶磁器産業についての金融なりあるいは税制なり、いろいろな育成措置が必要ではないか、こういう立場で質問をしておるわけであります。先ほど通産省の話では、近代化の指定がされて、いま実態調査をしている最中だ、こういう話であります。なるほど輸出は花形のようではあるけれども、その背後においては、中小企業のものがつぶれてもそこまで分化してまたやる。また大きくなるとまたつぶれる。常に封建的内工業的な要素から立ち上がつて近代化されるとまた分散して、そこからまた始めるというような状況でありますから、国際的な交渉におきましても、国内的なこの産業育成についても、格段の措置が必要なのではあるまいか。他の業種とは違つたこの陶磁器産業について、ひとつ大臣のお考えを伺いたいと思います。

○横山委員 陶磁器産業は自由化に耐え得る産業である。政府は開放経済、自由化ということによつて、国内及び国内産業に利益をもたらす面を強調して、今日まで非常な無理をしてやつてきた。それが産業の実態も十分把握しながら、税制、金融その他に対しても可能な限りの配慮をすべきだという考え方であります。

○横山委員 陶磁器産業は自由化に耐え得る産業である。政府は開放経済、自由化ということによつて、国内及び国内産業に利益をもたらす面を強調して、今日まで非常な無理をしてやつてきた。それが産業の実態も十分把握しながら、税制、金融その他に対しても可能な限りの配慮をすべきだという考え方であります。

○田中國務大臣 御指摘のとおり家内工業とでもいいますか、また地方色の非常に豊かな産業でもあります。近代化資金の使用に対しても、決定をしてからなかなか適用しないということです。力が集まらぬ。集まらぬには集まらぬだけの理由がある。ですから労働力について集まるような金銭のような特別の措置を講じなければなりませんし、金融につきましても、近代化の指定がされたからいつまでたつても、実際の発動ができないというようなテンポのものでは困る等々、格段の措置が必要だと思いますが、あわせてもう一度、できれば具体的にお答え願いたい。

○横山委員 同僚委員の質問もあるようありますから、あと一つだけお伺いをしたいと思うのですが、陶磁器産業、こう考へるわけであります。いま大臣のお考へは承つておきましたけれども、一一番いい模範が陶磁器産業、こう考へるわけであります。これからは承つておきましたけれども、

ありますが、これとはまた違った立場において、自動車の自由化が六月ごろに行なわれるという話を通産大臣がおっしゃつておるようあります。このことは、私は自動車のメーカーよりも、もつともっと手をひく下請企業、そこに働く労働者に深刻な影響を与えておると思うであります。

○田中国務大臣 自動車の自由化は、御承知のとおり去年からやるやると言いながら、だんだんともやれるかどうかという問題はあるようあります。ですが、いざれにいたしましても自由化の方向は決定しておりますから、何月やる何月やると言ひながら、自由化の体制整備を急がしておるわけでございます。私は内容をつまびらかにいたしませんが、通産大臣は六月ごろになればいいよやらないうまいます。私は内容をつまびらかにいたしませんが、通産大臣は六月ごろになればいいよやらなければならぬだろうというような気持ちを漏らしておりおられるようあります。これが影響するとこ

とけでござりますから、いつまで延ばせるというものではないと思いますが、自由化の及ぼす影響とこのごろぼつぼつ通産大臣が、六月ごろにはやり延びてきたわけであります。三月やる、四月やる、六月やる、こういうことであります。これらのように腹をきめられておるわけでありますか、念のために伺ひをしておきたいと思います。

○田中国務大臣 自動車の自由化は、御承知のと

おり去年からやるやると言いながら、だんだんともやれるかどうかという問題はあるようあります。ですが、いざれにいたしましても自由化の方向は決

定しておりますから、何月やる何月やると言ひながら、自由化の体制整備を急がしておるわけでござります。私は内容をつまびらかにいたしませんが、通産大臣は六月ごろになればいいよやらなければならぬだろうというような気持ちを漏らし

ておられるようあります。これが影響するとこ

とけでござりますから、いつまで延ばせるとい

うものに対しては十分見きわめて、これに対する影響を与えておると思うであります。

○田中国務大臣 自動車の自由化について、大蔵大臣としてどう

のないように腹をきめられておるわけでありますか、念のために伺ひをしておきたいと思います。

○田中国務大臣 自動車の自由化は、御承知のと

おり去年からやるやると言いながら、だんだんと

もやれるかどうかという問題はあるようあります。ですが、いざれにいたしましても自由化の方向は決

定しておりますから、何月やる何月やると言ひながら、自由化の体制整備を急がしておるわけでござります。私は内容をつまびらかにいたしませんが、通産大臣は六月ごろになればいいよやらなければならぬだろうというような気持ちを漏らし

ておられるようあります。これが影響するとこ

とけでござりますから、いつまで延ばせるとい

うものに対しては十分見きわめて、これに対する影響を与えておると思うであります。

○田中国務大臣 自動車の自由化について、大蔵大臣としてどう

のないように腹をきめられておるわけでありますか、念のために伺ひをしておきたいと思います。

○横山委員 最後に、私は是非別といたしました

て、もしそれをやることになれば、国内の自動車産業全般に及ぼす深刻な影響が起ることを思

うのであります。もうすでに、そのうわさを聞き

ますや、メーカーのほうは下請のほうへコストダ

ウンなり、あるいはサイトの延長なり、あるいは

合理化、近代化の要求がもう数年前から出でてお

われであります。さらにそれに拍車をかけると思

うのであります。大臣としては、それが実施を

される場合に、いまお話のように関連する問題に

本位の復帰問題がやかましくなっておりますが、金

現にフランスはもう御承知のように金をどんどん

買つておるというような情勢であります。日本は

この金の準備率が少ないということで、私は三年

くらい前に大蔵委員会でもこの問題を問題にした

のですが、大臣はそれについて何か変わった構想

を持っておられるのですか、まず伺いたいと思

います。

○吉田委員長 佐藤親次郎君。

○佐藤(觀)委員 法案に関連して、いろいろな問

題を大臣にお伺いしたいと思います。

○佐藤(觀)委員 御承知のようになりますが、金

買つておるというような情勢であります。日本は

金が入手できるならば、金のやはり保有高をふや

していく、こういう考え方でございます。しか

しこれにしても四十数億ドル、五十億ドルとい

うような外貨準備の中で七〇%、八〇%を金に

し、九〇%まで金にしよう、こういうフランスの

考え方でございますから、すぐさま金を買わなければな

らぬという考え方ではございませんが、外貨準備が

だんだんとよくなる過程において、正常な状態で

金が入手できるならば、金のやはり保有高をふや

していく、こういう考え方でございます。しか

しこれにしても四十数億ドル、五十億ドルとい

うような外貨準備の中で七〇%、八〇%を金に

し、九〇%まで金にしよう、こういう考え方でござ

いませんが、まあ一度に実現できるものではない。また

日本もそれにいますぐ同調できるような態勢には

ないということでございます。

○佐藤(觀)委員 この委員会でもたびたび問題に

なつておるのでございますが、ポンドの危機が騒

がれて、まあ一時に小康を得ておるのでですが、

あるいはもうしばらくたたなれば、ポンドの切

り下げがあるのではないかという声もあります。

日本としては、この前にもお伺いしたこと

があるのですが、金の買い上げをやるということ

は、アメリカとの関係でぐあいが悪いということ

も聞いておりましたが、こういう問題は経済閣僚

会議等で問題になつたのか。それからポンドの問

題はどのように大臣、把握しておられるのか、こ

れも関連して伺つておきたいと思います。

○田中国務大臣 ドルの問題、ポンドの問題等に

対して、私から閣議に報告をしたことはございま

すが、経済閣僚会議で具体的にこれを取り上げて

かかつてはおるけれども、自分も関係大臣としてそ

ういう腹をきめておる、こういう立場でございま

すか。どっちですか。

○田中国務大臣 経済閣僚会議のメンバーでござ

いますし、前内閣、池内閣時代から、自動車の

自由化はいつやるかということも、おととし、去

年、ことしと、三年にわたつて考えられておるわ

けでござりますから、いつまで延ばせるとい

うものではないと思いますが、自由化の及ぼす影

響ととしあたりは、いつやるのか、一体いつで

くる遺憾なき体制がとられることとあわせて、自由

化が進められるべきものだと思います。去年、お

とどからいえば昨年の十一月ごろやりたいとい

うことで、おととしあたりから検討してきたわ

けでございましたが、ことしなつてからは、

このころぼつぼつ通産大臣が、六月ごろにはやり

たいと思います、やれると思いますというような

ことを伺うだけでありまして、正式に本件に対し

て經濟閣僚で研究したということは、ことしな

いとうからいえば入ってからはございません。

○横山委員 大臣にお伺いしたいと思います。

○佐藤(觀)委員 法案に關連して、いろいろな問

題を大臣にお伺いしたいと思います。

○佐藤(觀)委員 御承知のようになりますが、金

買つておるというような情勢であります。日本は

この金の準備率が少ないということでございま

すが、三年くらい前に大蔵委員会でもこの問題を問題に

したのですが、大臣はそれについて何か変わった構想

を持っておられるのですか、まず伺いたいと思

います。

銀との意思の疎通もはかつておりますので、政府としてこの問題に対する基本的な態度はきまつておる、こう申し上げていいと思います。

それからボンドの不安ということであります。が、ボンド不安は去年の十一月、労働党内閣ができましたから、急速にこの問題が出てまいりました。このボンド不安に対して、IMFが一般貸し出しを十億ドルやりましたし、日本を含めた十一カ国が三十億ドルのてこ入れをやったわけであります。その期限が延長しておりまして、五月の末になると再延長するのかどうか、こういう問題があるわけであります。普通であれば、再延長をしても国際通貨であるボンドのてこ入れはしたい、またなければならない、こういふ考え方でございます。しかしそれは無制限につまでもその十一カ国がやるというわけではなく、こういうてこ入れをしている過程において、イギリスそのものが国内態勢をひとつ思いつけて直す。そうして国内態勢を立て直すことによって、ボンドの価値を維持していくという基本的な政策が両立して行なわれていくことあります。ところがその過程において、五月には、金を出しているフランスがもう再延長には応じない、こう新聞に発表しているわけであります。少し荒っぽいことであります。また一面ではこれぐらいのことを言わないと、イギリスの政府も国内態勢を立て直すのに無理だらうから、応援する意味でやっているのだといふ見方もありますし、金の問題やいろいろなことからあわせて考えると、フランスはほんとうに五月には再延長には応じないかもしれないという二つの見方がござります。いずれにしましても、この問題は非常に大きな問題でござりますから、いまからフランス論に同調して、五月になればこれはもうフランスもだめであれば、あとの十カ国も応援もできないだろう、そうすればボンドの切り下げるもあるだろう、こうなってきたらこれは不可避になるかも知れません。しかし自由十一カ国は、われわれはボ

ンドの不安をなくしていこう、こういう立場に立っておりますから、イギリスの内政面における立て直しということを期待しながら事態は推移をしてまいっているということでござります。

○佐藤(観)委員 一昨年でしたか、石野大蔵次官がイギリスに行きました、外資の導入で非常に成功したということを言われておりました。当時私はアメリカにおったのですが、そのときに、関連してスイスで外資を導入したらどうかというような声もあつたのですが、そういう交渉、またそういう必要に迫られている問題があるかどうか、これも同意たいと思います。

○田中國務大臣 イギリスにおいて外債を出したというのは、これは戦前外債の借りかえをやつただけです。戦後初めて出したということがあります。そのまま額面借りかえを行なつたというところでございます。

それから西欧市場は、利子平衡税の問題から、急速にヨーロッパ市場の開拓ということをやつたわけでございますが、そのまま額面借りかえを行なつたというところでございます。そこで、ヨーロッパ市場で何とか長期良質の外資を得てこれをわかれでございます。その過程においてスイスで国債を発行いたしました。これは千百万ドル一回だけやりまして、現在ここで発行するという考え方を持っています。ところが、市場においては日本に対する認識は非常にいいというように承知をいたしております。

○佐藤(観)委員 実はそれを伺ったのは、この間東南アジアへ行ってみますと、日本の工場の現地進出というのが非常に目ざましいので驚いたのであります。昨年ブラジルへ行きましたが、ウジミナスの鉄鋼所を掘りたつと、これは藤井さんも来ておりましたが、その後ばく大な借金を背負わされて、今度掘りたつと、これはウジミナスの問題について、大臣はどのような理解を

なされたということも聞いております。そこでこれはいま御承知のように、ブラジルは日本人に一番好意を持つてくれる国であります。これはわれわれ世界を回っても、ある程度までわれわれが理解ができる点であります。何かそこに誤解があるのじゃないかと思われるような、そういうことを現地でいろいろ伺いました。少なくともこのウジミナスという鉄鋼所は、世界的に有名になるところでございまして、こういうところで失敗をすると、あとで日本のやつておることはどうもアバハチとらず、責任が持てぬじゃないかというような声を聞くことになるのじゃないか、こう思ふのですが、その点について田中大蔵大臣、どのようにお考えをおられますか。

○田中國務大臣 これは表向きは御承知の民間同志、こういうことになつておりますが、IMFの総会に参りましたときに、ブラジル側の代表も、とにかく今までいろいろな問題がございましたが、ブラジル政府としても、州政府の仕事だけではなく、国全体としてこの問題を高く評価をし、協力体制をつくつて成功させなければいかぬ、いろいろ強い決意を披露をせられておりました。日本もいろいろな問題がございました。インフレになつて、今まで日本が投資をしたもの、インフレとの差額はもう一へん補償してくれとか、いろいろな問題がございましたが、とにかく最終的には円満に片づきました。三月の末までには五十億の金を払い込む。こういうところまではまいりましたので、私はこの問題は成功するだろう、また成功させなければいかぬ、こういう考え方であります。輸銀に対しても、今までの出資証券を担保にして金を貸せますということを輸銀も言っておりましたし、あるものは出資に振りかえていいと

いうような、非常に好意あるものの考え方をこの問題に対してもはみな持つておりますので、道行きの過程においてはいろいろな問題がございましたが、何十万かの同胞がおるブラジルの状態を考えても、この問題は、やはり有終の美をなしたいという気持ちは、日本政府だけではなく、先方

○佐藤(鶴)委員 ブラジルには、石川島造船もあって、なかなか意欲を燃やしておりましたが、それに関連して、この間、プラント輸出でニチボルだけは認めないということになつておりますが、先日私は山際さんに会つたのですが、前に輸銀の経裁をやつておられまして、輸出入銀行というのは、こういうようなプラント輸出なんかをやることが本職であつて、これを政治的なあれでやめるということは、むしろそれは不自然だというようなことを、これは公の席ではありませんけれども、話をお聞きしたのでありますが、どうも私はそういう点に少し片手落ちがあるのじゃないかと思つて、せっかく中共の貿易が、どうにか今年度はあるいは五億ドルぐらいいくのではないかといわれております現在において、どうもすつきりしないような形が出ておるのは、非常に日本の貿易の進展上損じじゃないかと思うのですが、その点は大臣、どのように考へておられますか。

ら政府はその時点において輸出認可をいたしました。であります。でありますから、あとはその輸銀を使えないとか使うとか、こういう問題に対しても結論を出しておらないわけであります。それからまたいますぐきめなければならぬ問題ではないわけであります。頭金が二五%，三〇%あるわけでありますから、そういう事態を十分認識していただけば、いろいろな問題は起きないのだと思いますが、どうもこの問題に対しても少し話が大き過ぎるというふうに考えておりまして、政府はいま慎重に検討しておる、こういうふうに御理解いただいてほこうだと思います。

○佐藤觀委員 今日の時代は、飛行機で香港へ三時間で行きますし、ブラジルに行くにも九時間でいくような時代になったのですから、中共の問題も、ブラジルの隣のような気持ちで、ひとつ大臣は考えてもらいたいと思います。

そこで、私も東南アジアにこの間行つてきました。日本の経済、工場の進出ということもいろいろ感じて、なかなかたいしたものだということを感じてきたのですが、なぜ中共問題がやかましくなるかといいますと、せっかく最近積み上げ方式でなかなかよくなつて、去年は三億ドル、今年度はおそらく五億ドルぐらいになるだろうといふことで、香港の総領事館でいろいろ聞いたのですが、そういうようなさなかに、急にこういうような問題で、せっかくの上向ぎになつておるこの貿易を、何だか政府がとめているのじゃないか、あるいは吉田さんが台湾に行つたために、何かそのことで非常にこちらの政府が何かしているのじやないかとうような、これは憶測かもしませんけれども、どうも前向きに進まないというような感じを国民に与えておるのじやないかと思うのです。私は何も中共だけとの貿易ということは言いませんけれども、せっかく軌道に乗つたこの中貿易を、この際もと前進させるという意味で、もつと政府が国民に納得いくようにやつてしまふ。そういうことを私は言つてゐるのであって、大蔵大臣はどうもわからぬと言われるが、ぼ

くらのほうがわからないので、そのことをひとつ国民が納得いくように御説明を願いたいと思います。

○田中國務大臣 振摩憶測、こういうことだと想います。いますぐきめなくてもいい問題である。そういうことで時間とつておると期限が切れてしまうから、何でもいいから早く輸出許可を出してくれ、こういうことで輸出許可を出したということがあります。必要な時期までによく検討しようと、こういうことありますから、私はそのうち片づくと思います。少なくとも中日貿易がこの問題によってストップしてしまって、未来永劫どうにもならなくなるというふうには考えておりません。日中間においてはそんなことではなく、まあ経済問題だけだとしても、台灣の国民政府が文句を言えば、われわれのところには輸銀を使わないので、輸銀を使わないことはけしからぬ、こういう話は、商売の中の話ではないのです。これはもとより高い次元における話でありまして、商売を続けて拡大していくには幾らでも話のしかたはあると思うのです。黙って契約をしてどんどんとやってしまうという問題もあります」、まあこの問題はあまり感情的にならないで、事実として日中間の貿易が拡大していく方向でお互いが見守る、こういうことのほうがいいのではないかと思いまして、御承知のように開放経済で、日本の自由貿易といふものがやかましくなって、ただいま横山君からいろいろ話もありましたが、今度関税定率法の改正がありますが、こういうような問題についてもう少し率直な国民にわかりやすいような、解明できるような方策があるのかないのか。現在の関税のやり方については、各国のいろいろな意見がありますけれども、どうも不徹底であるかのようないい印象を受けておるのでですが、その点はどういうふうになつておりますか。大臣からでも局長からでもけつこうです。

かりません。ケネディラウンドといって、アメリカが大いに自由化をやろうやろうと言いながら、アメリカは日本に対して自主規制を求めたり、関税を引き上げたり、また自由諸国家の親玉のような地位にあったイギリスが過徴金を取り、一体どういうことなんだ、確かにこういう懸念はあると思います。しかし平たく申し上げると、日本も輸出をしていかなければ、日本人の生活はよくならないわけであります。いま一五%以上も輸出が伸びるという状態でございますが、これ以上輸出を伸ばしていくということになれば、やはり相手国が日本に対してもつておる差別待遇を撤廃せざるといふことになればだめなわけであります。ですが、この撤廃の問題も、二国間交渉でいろいろやっておつても、十年かかってもなかなか話がつかぬということでありますし、ただ向こうが対日差別待遇を自主的に撤廃するわけではなく、必ず日本には一体何を求めるかということで差別待遇の撤廃をさせて、そして貿易をふやしていくことになっているわけです。ですから自分が向こうを開くといふことによって向こうに門戸を開かせる、そういうして究極の利益は日本人が得るのだ、こういう考え方から考えますと、どうしても税一括引き下げの交渉に賛成という態度を示さざるを得ないということは事実でございます。ただ、何ぶんにも日本は金利も高いし、原材料はないし、膨大もない原材料を輸入して、原材料を持っている國と自由の世界市場において競争するわけでありますから、大きなハンディがあるわけであります。それと戦前、戦後の不自由な為替管理の状況が長く続き過ぎて、世界レベルと産業体制においてどうしても違う面がありますので、門戸を一へん急激にはずしてしまって、国内的に産業が倒産したり、自由化に対応できないことは当然であります。ところが一番問題は、自動車とかいろいろなことがありますが、それよりも一次産品、医薬発

国との貿易そのものが特に片貿易でありますか

ら、これが日本としては一番問題であります、でござりますから、中小企業や農村に対して大いに施策をやって、できるだけ自由化の前向きの姿勢でやっていくということ以外にないと思います。  
**○佐藤(觀)委員** 同僚委員からたくさん大臣に対する質問がありますから、私はできるだけ簡単にしますが、ただ一つ大事な問題になつてているの

は、バナナの関税が非常に高いということで、これは私、三年ぐらい前に同僚の武藤委員といろいろ本委員会で質問したのであります。どうも非常に強い反対がありまして、これはおそらく一面には日本のミカン等のくだものとの関係、これは農林省の関係でそういうことになつていて、この点について一般の国民が納得がいくように御説明を願いたいと思います。

○田中國務大臣 そこが非常にむずかしいところでござります。あれは佐藤さんも十分御承知だと、思いますが、定率の七〇%を三〇%に下げたい、下げるということにきめても、リングだ、ミカンだ、だ、こういうものがどんどん反対をする。反対をするだけではなく、ようやく果樹などで生計を立ててきたのが、ここで一べんにバナナにたたかれ——私は必ずしもバナナを食えばリングを食べられないでいいということではなくて、やはり嗜好が大きい面から見まして、すぐやれないという、あるのであって、あるところまできてしまえば、ちつくと思いませんけれども、農山漁村対策の最も大きな面から見まして、すぐやれないという、とで、暫定税率を使っておるわけであります。日本はバナナが入ると相当食べます。ですから、外貨の面も——最高時は六千万ドルも入るというふうとでありますから、果樹をやっている方々からいいうと非常に圧迫を感じる。ですからバナナが入つて暫定税率を下げても、絶対農村の果樹に対しても影響はないということを数字で説明するというところまでいかなければいかぬだらうと思います。

たいのですが、事務当局が考えて、関税を下げる

**○佐々木政府委員** バナナが入ってきますことに相当輸入があふえて、くだものに影響があると申われますか。その点ひとつ説明していただきたい。

入ってきます。数量が、たとえばリンクの価格に及ぼす影響というものは、相関係数〇・五とかいうことになつておりますし、関係がないということではありませんけれども、密接に動くという関係にもない。幅の広いところでは関係があるといふことでござります。現実問題として見ますと、たとえばリンクの問題で、バナナの関税引き下げが非常に反対をされる青森県のような場合には、出荷組織に問題があると思いますけれども、出荷の交渉なんかいたします場合に、バナナがたくさん

入ってきてリンゴが売れなくなるから、高い値段では買えないということが、交渉上主張されておるようでございます。そのような影響はあるわけでござります。私でも全体として、いまの関税でバナナは自由化後、非常な速度で伸びて入ってまいりますので、関税が障壁になつておるというよりは、七〇%の関税をこえてどんどんバナナが入ってくるという状況に、着目しなければならないのではないかと考えておるわけでござります。このような急激なふえ方のものでは、いまの関税を急激に下げてはいけないという主張をされます方の言い分にも、非常に根拠はあるものだと考へておる次第でござります。

○佐藤(觀)委員 大臣に最後にお願いするのですが、少なくとも関税定率法は、私ども大蔵委員長をやつていて毎年出るわけですが、どうもどこかが貫性がないような感じを受けるのです。関税定率法というのはいろいろな品目がたくさんありますし、いろいろな問題があるわけです。いまのバナナをとつてみても、なかなかそれはかたいといふことがあるので、私たちはバナナの味方でもなけ

れば、ミカンの味方でもない、リンゴの味方でも

○田中国務大臣　いま御発言になつたように考へておられます。関税率の問題はいま法定で、非常事態ではありませんけれども、やはりある一点のところで、かなりきっちりとした標準をつくって、その線に乗ることが必要じゃないかと思ひますが、そういう点について大臣はどういうように考えておられますか、お伺いしたい。

皆さんにお世話をなっておりますが、海外との問題は、もう少し相手国との間に弾力的に行なつていく。向こうが抵抗的にやつた場合にはこちらもやってみる、こういう弾力性があるというような国税がある時期には私は必要だと思います。何年かの間だけでも、日本としては非常に利害が密接なときでありますから、国内的な問題だけではなく、国際的な問題に対処する意味でも、ある時期大蔵大臣にまかしていただければ、こういう問題はもう少し国民の利益を守るというようなことも

理財局長。

○佐竹政府委員 去る三月十日の本委員会における  
まして、武藤先生からの御質問に連関いたしまし  
て、若干私の説明の足らない点がございましたの  
で、この際補足させていただきたいと思います。  
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特  
別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関  
する問題でございますが、これにつきまして若干

実務上の点について補足申し上げたいと存じます。従来、社会資本を充実し、国際収支を補強する等の観点から、財政投融資計画の原資の一一部を、世銀借款及び外貨債発行によってまかなつてまいつたのであります。この両者につきまして、予算編成の時期までに、具体的な借り入れ機関別の割り振りや銘柄別の金額を決定することですが、実はむずかしい事情があるわけでござります。すなはち昭和三十九年度におきましては、予算編成の当時におきまして、世銀借款のプロジェクトにつきましての世銀との交渉が完了しております。せんために、当方の希望内容を予算に計上することとしたのでございますが、その後世銀との折衝が難航いたしまして、それまでに実績のございました日本道路公団への借款につきましては、昨年の四月に調印を終わったのでござりますが、それ以外の機関に対する借款につきましては、結局首都高速度道路公団へのものが昨年の十二月、電源開発株式会社に対するものが本年の一月に、ようやく調印できたという状況でございます。また外貨債につきましても、その発行条件、発行額等は、調印直前の外債市場の状況によつて左右されるものでござりますが、これを事前に確定をいたしますことがなかなか困難な事情にござります。たとえば昨年四月に発行されました東京都債の場合は、二千五百万ドルであったわけですが、実際に予定しておりますところ、市場の状況がよく、二千五百万ドル以上の発行は可能と見込まれたのでございまして、昭和三十九年度の政府保証限額は二千万ドルであったわけですが、実際に二千五百五十万ドル発行することといたしまして

た。これはたまたま昭和三十八年度末に未実行になつておりましたもの。すなわち昭和三十九年度に繰り越されました保証限度額が二千万ドルありましたので、合計四千万ドルのワクを使用するこによりまして、可能になつたのでござります。この場合にも、もし繰り越し額がなければ、実際には二千万ドル以上の発行はできる状況であります。したにもかかわらず、発行額を二千万ドルに制限せざるを得ないことになつたものでござります。昭和四十年度におきましても、世銀借款につきましては、昨年のI.M.F.世銀東京総会の際、田中大臣とウツズ世銀総裁との会談の結果、総額十一億五千万ドルの借款を受けるとの了解は成立了したのでございますが、その機関別の割り振りにつきましては、当方から日本道路公団、阪神高速道路公団等を候補として申し入れておりますのに対し、世銀側は慎重審議の上決定したいといふことで、まだ最終的に決定を見るに至つております。また外債の発行につきましては、從来国債のほか、政府保証債といったしましては、日本電信電話公社、日本開発銀行、東京都及び大阪府市の外債の発行を行なつてきたのでございますが、昭和四十年度につきましては、国際金融情勢の推移が予断を許さないこと等のため、外債市場の動向も予測しがたく、具体的な発行銘柄を確定し得ない状況にござります。以上のような事態は、今後においても発生することが十分予想されるのでございます。このような情勢にかんがみまして、外貨債券につきましての政府保証の限度額を総額で定めることはできることとして、そのときどきの情勢に即して円滑に事務を遂行することができるようになりますとともに、これに伴う所要の規定を整備する必要がございますので、この法律案を国会に提出することいたした次第でござります。

○平岡委員 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましてお伺いをいたします。

大蔵大臣は昨年の九月、IMF東京総会並びに世銀の総会のさなかに、ここを先途と精力的に活躍されまして、外資導入の折衝をされました。その努力が実って、世銀から四十年度借り入れ一億五千万ドルの許諾が内示をされた。引き続いて今度ジョンソン大統領の特別教書で利子平衡税を課さないボンド借款が、年間一億ドルに限つて日本に許可されるに至つたわけであります。ここでも念のために大臣にお伺いしたいのは、両者で二億五千万ドルはだいじょうぶなのかどうかということであります。申すのは、特別教書で一億ドルの許容決定をなされた今日において、世銀が対応的に一億五千ドルまで必要がないと判断して、これを減額する可能性があるのかどうか、これを明らかにせられたいのであります。

○田中國務大臣 四十年度に日本が世銀から受けようとするものは一億五千万ドルでござりますが、これは利子平衡税で一億ドルの免稅が行なわなれども、減ることはないと考えております。これはウツズ総裁と私との会談の時点におきましても、これと同額ぐらい、ニューヨーク市場を含めた他の市場から獲得をせられたいと、向こうが特にそう言つておるようなことでござりますから、一億五千万ドルが利子平衡税の特免のために減るというようなことは考えておりません。

○平岡委員 次にお伺いしたいのは四十年度産投外資に六千五百萬ドル、これと同額六千五百萬ドルの政府保証債の発行は、どの国からどれだけを期待しておるのか、御明示を願いたい。さらに繰り越し明許の三十九年度分がなお五千万ドルあると聞いておるのであります。その分もあわせてお聞きしたいと思います。これは理財局長からお願いいたします。

国市場では、どの程度起債が可能であるかといつてございます。また一方ヨーロッパにおきましても、アメリカの国際収支対策の結果、ユーロ・ダラー等がどんどん窮屈になろうかというような観測も行なわれておるわけでございまして、その点現段階におきまして、必ずしも最終的に発行銘柄等といつては、市場になじみが深い、同時に社会資本の充実にとって寄与度が非常に高いといったような観点から見てまいりますと、たとえば開銀債でござりますとか、あるいは東京都債、その他新幹線等によりまして国際的に非常に有名になりました國鉄といったようなものも、一応この銘柄の選定にあたりましては候補に上ろうかとも考えられるわけでござりますけれども、具体的な銘柄の選定並びにそれぞれの発行金額等につきましては、今後の市場の状況を見まして、そのつど逐次きめでまいらねばならぬかと、かようと思つております。さらに平岡先生御指摘の繰り越しの分が約五千五百万ドルあるではないかというお話、全く御指摘のとおりでございまして、実はこれは本年度中に発行を予定いたしておりますもののうちで、まだ未発行されておらないものがございます。一つは東京都債でござります。第二は日本電信電話公社、俗にNTT債と申しておりますが、これと、そのほかに実は先ほど大臣からお話をございましたスイスにおいて昨年三月に千百数十万ドルの国債発行がございましたが、その際にまだ若干このワクが残っておりまして、これは千二百萬程度でございますが、それが繰り越してきておるもののがござります。これらを合わせますと、ただいま御指摘のようにおむね五千五百万ドル程度になるわけでござります。これらにつきましては、大体従来の予定どおりでございましたが、それが繰り越してきておるもののがござります。これらを合わせますと、たゞいま御指摘のいますけれども、その時期あるいはそれぞれの金





れば、その償還期限までに償還できないという道路も反対として出ております。これは償還期限がまいりませんと結論は出ませんが、いい道路もある、と同時によくない道路もある、こういう現状でございまして、その間、この道路の通行による料金は、財政資金と申しますか、国のお金でもつてつくりましたもので、道路なるがゆえにおのずから料金が上がりが多くなっていますが、これも事柄の性質上、そういうことも言えますが、同時に、われわれ經營者といたしましては、できるだけ料金の上がりが多くなるように、PRはもちろんのこと、通行者に対するサービスその他の点について心がけておるわけでございます。こういう事情をひとつ御了承願いまして、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○平岡委員 なお問題なのは、建設省において提

案を予定していると伝えられた道路整備特別措置法の一部改正案のごとき悪法案を出そうとする考

え方が問題であります。施設は国民に帰属すべき

ものでありますから、元利償還を終われば直ちに

無料で開放されるべきであります。国民はその期待

の上で高い料金を甘受していたのだから、法の改

悪によって、無料開放の期限をあいまいにして、

不採算ベースの道路を予定するがごとく、元利償

還済みの道路料金をそのまま継続したり、資金

プールをつくることを考えたり、また新規計画の

ためのリボルビング資金として無期限的にこれを

延長することは、許さるべきでないものと思いま

す。道路公団のかかる企図はほんとうにどうかと

思います。道路公団の見解をあらためてお聞きし

たい。

○亀岡参考人 償還期限がまいりまして、なおか

つ料金を取る、この問題につきましては、いわゆ

るブール制の制度の問題であるかと思います。こ

の点につきましては、われわれは一に監督官庁で

あります建設大臣並びに大蔵大臣の御指示に従つ

てやつておることでございまして、われわれの立

場ではそういうことは非については、意見は申

し上げる立場にないと思想であります。よろしくお願

いします。

○平岡委員 聞くところでは、法律は、法制局の

反撃にあつてだめだ。だめだとわかったので、施行令でこれをやる考え方だということを聞いておる

のです。法律で悪いものが施行令でいいわけはないのです。道路公団はどういうお考までおられま

すか。

○亀岡参考人 ただいま申しましたとおり、その

内容につきましては、これは建設省ないし大蔵省

で御検討願つておることと存じます。どうかひと

つ政府側にお尋ね願いたいと思います。

○田中国務大臣 道路は無料公開の原則に立つも

のでありますから、もうすっかり投資金額を収納

したものに対しては、すみやかに無料公開の原則

に返せ、こういう御議論であります。このことは

非常によくわかります。わかりますし、私もそ

うありますから、もうすっかり投資金額を収納

したものに対しては、すみやかに無料公開の原則

に返せ、こういう御議論であります。このことは

○田中国務大臣 道路公團法や首都高速道路公司法、また阪神道路公團法をつくりますときにも、初めからブール制でいくべきかどうかということを検討したわけであります。検討したのですが、まあまあそういう制度はとらないでやろう。現行の道路法は私が議員提案で御説明を申し上げたという経緯でよく知っておりますが、それが一つの個所ずつでもつてひとつ切ろうという制度になつたわけであります。でありますが、あなたも先ほど申されたとおり社会的要請ということも非常に強くなつておりますし、限られた資金の中では重く投資を行なうわけでありますから、時間的におくれて投資を行なわれるという人の利益を守るためにもブール制を考えようということで、再度検討したわけであります。法制局でもいろいろ問題を検討いたしておりますが、あなたも先ほど申されどおり社会的要請といふことも非常に強くなつておりますし、限られた資金の中では重く投資を行なうわけでありますから、時間的におくれて投資を行なわれるという人の利益を守るためにもブール制を考えようということで、再度検討したわけであります。法制局でもいろいろ問題を検討いたしておるようでありますから、明確な結論をいま申し上げられない段階だと思ひますが、あなたが言われたとおりのことを考えられば、当分の間ということもありますから、いずれが国民のために最もいいかということをともひとつ十分考えて、妥当な結論を出したい、こう考えます。

○平岡委員 いまの問題は、問題が多いですから、私の言いましたことに対しましてもひとつ御検討をいただきたいということを強く要求をいたしておきます。

次に、東京都上水道事業についてお伺いいたしたいと思います。四十年度の機関割り当てのうち、東京都の上水道事業に五千ドル、邦貨で百八十億円が見込まれるとのことになりますが、東京都水道事業における値上げの問題、これに伴うべき水対策事業計画並びに資金計画について、その概要を述べていただきます。

○柴田政府委員 東京都の水道事業の拡張計画でございますが、大体全体計画といたしまして、事業を持つておりまして、これを昭和四五年までに仕上げるということでやってまいったわけでござります。そのうち三十八年度まで六百五十九億円

ばかりの事業が済んでおりまして、四十年度から四十五年までの拡張計画をいたしまして千九百十一億円という計画を持っております。このうち規水系分というのが三百十億円ばかりあるわけですがござりますが、この部分を別にいたしまして約六百億円程度、これに改良費を入れまして約千八百億円程度の事業費を基礎にいたしまして財政計画を組んでおりますが、財源その他の関係で、とりあえず四十年度から四十二年度までの三年計画でそのうち前半を終わりたい。その前半につきましては、中川、江戸川系の水道緊急拡張事業の残、それから第一次利根川系の水道拡張事業、これは八木沢、下久保ダムに関連するものでござります。それから第二次利根川系の水道拡張事業並びに配水施設関係の拡充事業費、これらの中身につきまして三ヵ年で措置をする、こういう計画であります。それから改良費、拡張関係の経費、これを全部含めまして、營業費が四百七億円、元利償還が三百九十七億円、改修費が九十億円、拡張費が八百九十七億円、合計千七百九十一億円でございます。

るというのが現状でござります。なお東京都の案によりますと、四十五年でこの計画を終わりましたときには、区部の人口は九百八十九万人、そのうち改良が約九十億円あります。これだけのものを予定いたしておりますけれども、この間の財政計画は今回の案には含まれておりませんし、また現状では完全に明確にはなっていない状況であります。

○平岡委員 私がさきに東京都のほうから資料を取り寄せまして大体サムアップしてみますと、こういうことにならうと思うのです。現在御承知のとおり都民は六四・三%の水道料金の値上げに対しまして、非常に不満を持っている。ところがよく調べてみると、この六四・三%の値上げは、四十年度から四十二年度までの三カ年間で三百三億円の増収となるのでありますけれども、これは大ざっぱに言って都民の切望する水の量とは関係がないと言ひ得るわけなんです。言いかえると、水道事業拡張という積極面に用いられるという性質のものではないということ。単に経常収支の赤字カバーのために六四・三%の値上げが必要であって、しかも四十年、四十一年、四十二年度の三カ年の見込み赤字を埋め得る消極的な手当てにすぎないわけであります。それが一点。第二点は都民の望む必要な水の導入のためにはこのほかに借金で水開発にかかるなければならないという事情です。借金であるからには、その元利の償還を新たに都民になわなければならぬ時期が必ずすくあとに来るわけです。

ともあれ、ちゅうちょはしておられぬというので、東京都は水開発に乗り出すわけですが、水開発は利根系の水開発と千曲、笛吹系の水開発それにこれはまだ未確定ですけれども、あるいはそれに霞ヶ浦の水開発が含まれるかもしけぬ、こういう

長期の展望であります。当面は利根系の水開發であります。期間はいま財政局長から説明のあつたと、うに四十年度から四十五年度の間、つまり六ヶ年間、その中に第一次利根川の開発拡張計画と第二次利根川の開発拡張事業の二つがある。第一次利根川の開発拡張事業のほうは資金量は約一千四百億円、それで六ヶ年の後半の三ヵ年に主力を置き、兩々相まって四十五年度までに利根系の水開發拡張工事をほぼ終わりたいとするものである。それから第二次拡張事業のほうは資金量は約一千四百億円、それで六ヶ年の後半の三ヵ年に主力を置き、兩々相まって四十五年度までに利根系の水開發拡張工事をほぼ終わりたいとするものである。大づかみにそう言うことができると思う。それから四十六年以降五十年にかけての五ヵ年のものですが、わずか展望として頭を出していますが、その金額が合計で約七百五十億円くらいです。だから総計で大体三千億円の大事業であるということです。

○佐竹政府委員 先ほど申し上げましたように、世銀が東京都の上水事業にはたして五千万ドル貸してくれかどかという点は、実はまだ不確定でございますが、われわれとしてはそういうことを期待しております。そういう期待をいたします場合の一応計算の基礎としては、ただいま平岡先生御指摘のように、大体三ヵ年間の五百億円くらいの事業費に対して、そこへ百八十億を導入することに相なるかと思ひます。

○平岡委員 では第二次計画分の約千四百億円の中に、世銀借り入れをさらに期待できるのかどうか。いかがですか。

○田中国務大臣 それはわかりません。

○平岡委員 書いてある東京都の計画は、内訳としては第一次事業計画、第二次事業計画がありま

すが、全体としてまとめてあり、そのうちの百八十億と書いてありますから、いまのお答えが当然であろうと思います。しかば千曲川、笛吹川の事業計画は四十二年度から頭を出して、それから

あります。これは新潟県が反対しております。これは非常にめんどうな問題であります。ですからこれはい

ますぐ千曲川の水を東京へ引っぱれるか、なかなかむずかしい問題だと思います。

その以前の問題としてどういう問題があるかと

いうと、沼田ダムをつくろうという問題もござります。

利根水系の上流、藤原の下流に沼田ダムを

つくつて、いまの群馬県利根郡がほとんど水没

する非常に大きな計画であります。何千億かかる

京都の人口は自然増になつたわけであります、

昨年あたりは二十万人、二十四、五万人、まあ十

八万人ぐらいにだんだん減るだろう、こういうこ

とであります。でありますから、全国の水とい

うと一割何分ぐらいしか使つておらないわけあります

が、利根水系等の水を考えると相当水の量も

多くなります。今度は上流のダムでもって水をた

めるというだけではなく、御承知の利根川に河口せきをつくつて、たまたま水を全部飲料水に使おう。

大阪で水を使つている姿から考えれば、東京にはまだ水資源はある、こういう考え方もござい

ます。

いずれにしてもたいへんなことでござります。

でありますからやはり東京に人が集まらないよう

に、ほんとうに私はそういう問題を根本的に考え

ないと、水の問題だけではなく、交通の問題、土地の問題、すべての問題が東京中心であり過ぎる

というところにも、問題があると思います。しか

も現在東京の水が、六割というと非常に大きい値

上げでございますが、しかし千葉県や埼玉県に比

べると、東京のほうが安いのです。ですから、そ

の国都である、首都であるということはよくわから

りますが、無制限に、東京の水は国がつくるの

だ、東京の都市計画は国がやるのだ、東京の地価

対策は国がやるのだ、こういうことは私はやはり

そうできないと思います。世銀の諸君と話をした

ときも、東京ほどであれば何に金を貸しても事業と

しては成り立つねと、すべての國々の人があそ

言つております。ですから東京といふところは、

国が首都としてやらなければならないものと、國

民の税金で負担しなければならないものと、やは

り利益負担で、東京へ来る人が、東京に住む人が

負担するものと、こういうとの限界をきちんと

分けて長期計画を立てないと、國の金を全部つぎ

込んでも間に合わない。こういうことにもなるわ

けであります。まあ水の問題だけではなく、東

京都の人口や東京都の産業計画をどうするのか、

こういう経済計算もしてみなければならぬだらう

と思います。一時三十万人から三十五万人ずつ東

京都の人口は自然増になつたわけであります、

昨年あたりは二十万人、二十四、五万人、まあ十

八万人ぐらいにだんだん減るだろう、こういうこ

とでござります。

○平岡委員 私も一、三日前からこれをちょっとと

勉強したのですが、非常におそるべきものだと思

います。

○平岡委員

そういう考え方ではございません。外債に対しましても、財政法第四条第一項のただし書き、「貸付金の財源」、こういうことで財源を得ておるわけあります。しかもこれは内国債と違います。外貨債には先ほどから申し上げておりますように、外國市場におけるおのずから制限がございます。でありますから外貨債が無制限に発行できる状態にないということは、これはもう御承知いただけます。日本の中でも、農林にまた中小企業に五百億、三百億、八百億と、こういう追加等をいたしましたが、外貨債で一億ドルといつても三百六十億であります。これは非常に世界の市場としては大きい問題であります。ですからアメリカが、今次日本に対して一億ドルの政府保証債に対して特免条項をきめたということも、非常に世界の市場から考えると大きなものでございます。そういう意味で、外貨債にはおのずから限度があつて、放漫財政につながるものではない、こういう考え方方は申し上げられると思います。

もう一つは、やはり日本の外貨準備の問題もございまして、そういう意味で国際収支に寄与するという面もあるわけでありますから、外貨債に対しての考え方は、いま申し上げたとおり健全性をそこなわない範囲においての外貨債の発行、国力と国際的な信用に比例をして、初めて外貨債の発行限度がきめられるということでございます。今度の法律の改正が事務的だ、こういう御説明があつたようであります。これは案外事務的ではないのです。政治的であります。率直に申し上げますと、いままで電気債二千万ドル、開銀債二千万ドル、東京都債二千万ドルと、こういうことでもう予算委員会でも、予算書に書いてあるとおりです。政治的であります。率直に申し上げますと、いままで電気債二千万ドル、開銀債二千万ドル、東京都債二千万ドルと、こういうことであります。ですから、銀行でもこれは全く手の内を全部見せておるわけであります。だから、この次に調子のいい電気債が出るならば、開銀債の売れ行きが悪くなる。非常にむづかしいことでございます。ですから、銀行でもこれだけの金しかないの、これだけの割当てで貸せ

ますということではなく、もう個別に判断をして、金を貸せると同じように、日本もやはり一定の限度額、一億三千万ドルの限度額の中で一体何を出すかということは、市況を十分見ながら、それで当意即妙といいますか、機に応じて、臨機応変であります。そういうことが国際金融の道でもどうしても必要であります。そういう意味で、あまにもあからさまな予算の状態よりも、総額において何億ドル発行するわけではありません。去年度もおととしも一億二千五百万ドル、今年度は五百万ドル、プラスして一億三千万ドル、こういう額において国会でこうして御審議をいただくのでありますから、この中で開銀債を出すか、国债を出すか、どうするかというような機に応じての取扱選択は政府におまかせいただいても、財政法の趣旨と背反するような結論にはならない、こういうふうにお考えいただきたいと思います。目的はやはりそこにあると率直に申し上げておきます。それから内国債に対しては非常に神経質であるというは、確かに神経質であります。神経質であるべきだと思います。それはなぜかというと、戦後いまでも、自衛の問題とか、そういうものに対しても、戦前の苦い経験があつて、より慎重であると同じように、日本はもう戦前で内国債の実績は証明済みであります。そういう意味で、いままでこうして超健全ともいいくべき財政姿勢を守ってきたのですから、内国債の発行ということに対しては非常に神経質であつていいのではないか、こういう気持ちであります。また科学的に数字的な御答弁が要求されねばなる申し上げますが、大体おわかりのことだと思うわけであります。

ゆる保護価格、すなわち強制カルトルの機能を持つおりましたので、酒類の組合も酒税の保全というその大目的に従属をいたしておりますが、業界としてはその基盤がこの強制カルトルによつて保護されておつたのでありますから、おむね安定をしておつたものと目されるべきものと思うのでござります。しかるところ昨年の六月にこの基準価格が廃止され、しこうして価格の決定がもっぱら組合の自主性にゆだねられた。したがつてしまやこの組合は組合結成の本来的使命立ち帰つて、まず業界の共同の利益を確保するというその当初目的に向かつて邁進しなければならないような状態に変わってまいつておると思ひます。したがいまして、この酒團法と由来の組合との関係でござります。しかし酒税を完全に確保することのためには、その業に携わるいわゆる酒の業者の団体、これを健全に維持確保しないかなければならぬという事情にかんがみまして、特にまた経済情勢の変化、また要するに基準価格廃止の制度の変化等にかんがみて、これはいわゆる酒團法なるものの重点が相當に変わつてしまふものと私は見るべきものであると思うが、この点について大臣の御判断、これは政治的の判断だが、大臣なんでしたらこれは泉君でもいいが、こういう政策的な認識についてはやはり大臣一苦労してみたらどうですか。

につきましては、もちろん酒類法のこの規定以外に酒税法におきまして一般産業界には見られないような免許制度という制度がございます。これによつていわば実質的な保護が加えられておる、免許のない者にはそういう販売行為が認められないとことでもいつておるわけでござります。もちろんこの酒類の行政をやつしていく場合におきまして、先ほどもお話をございましたが、国税局税務署の系統ではとかく酒税の確保ということに重点を用いがちでございまして、ほかの通産省とか農林省といったような産業行政にはなれておらない。そのためとにかく酒税の確保という点が重くなつて、中小企業の保護育成であるとかいったような産業政策的な配慮がやや乏しいというふうなことがいわれております。これはもちろん今後になって、中小企業の保護育成であるとかいったことでの酒の行政にあたつて十分注意しなければならぬ大切なことでございまして、そういう意味では酒税の保護助成、こういった点を十分考えていく必要があります。

それに対処するために必要十分なる法の体制を確保するのでなければ、これはむしろ後日ここに混乱を巻き起こすおそれなしとしない。十分なる認識を欠かれておるのではないか。もし大蔵省がその行政経験に乏しいといふのであれば、これは団体法もありまするし、あるいはまた安定法もありまするし、またいろいろな基本法の精神等もあるのでありますから、内閣としてやはり他の法律と均衡のとれた立法をなさるべきではないかと思うのであります。この辺の認識はいかがでありますか。たとえば当然団体法とこの酒團法とは、やはりその法律の機能というものは同じところをねらっておられる。しかしにこの団体法の構成と酒團法の構成とは著しくアンバランスになつておる。これは一体どういうわけであるか。この点をお伺いしたいと思う。

いま泉さんは免許制度と言われておりますけれども、いまや十数万人の免許がなされて、そうしてさらに人口増に伴うて、だんだんと新しい申請が加えられて、こうとうとうような段階においては、やはりこのような限定商品の販売に専従する店舗間の競争、これを単なる免許制度によって、これが相当の確保措置がとられていると考えるべきではない。それは一つの要因にはなり得るであろうけれども、これをもつてして、この团体法の構成と酒團法の法の構成との間に格段の断層をつくつておいて、それで機能が果たし得ると考へるのは、私は認識不足もはなはだしいものであると思う。この点いかがでありますか。

○東京政府委員 先ほど申し上げましたように、いわゆる酒國法の規定は、從来から中小企業関係の

団体法の規定を参考いたしまして、酒類業界の特

殊性を考慮いたしまして、中小企業団体関係の法

律のうち、酒類業界にとつても必要であると認められる規定を入れておるのでございます。今回四

十二条を改正いたしまして、この基準販売価格の

制度はございませんけれども、告示が昨年六月にな

くなりましたのですから、不況カルテルを設け

る場合の一つの判断基準としての、從来とられて

おりました「基準販売価格を著しく下回る」販売

価格になつてゐるかどうかということについての

判断を、基準販売価格でなしに、基準販売価格の

制度が設けられる前の状態の姿、すなわち「酒類

の販売の競争が正常の程度をこえて行なわれてい

る」というような表現に改めたのでござります。

これは春日委員の御承知のとおり、たしか昨年の

国会におかれまして春日委員からそのような御発

言がございまして、今回法文を整備いたした次第

でござります。しかしおしゃつておられる酒團

法と他の中小企業団体法との間に、格段の相違が

あるという話がございますが、私どもは格段の相

違があるとは思つております。あるいはいわゆ

る団体交渉の規定は、從来から中小企業の所管に

属すると思われるような業種におきまして、大企

業が出てくる場合、それでは中小企業者が困る

いう場合に、大企業が進出するのに対して中小企

業者が団体交渉をするというような規定でござい

ますして、先ほど私が申し上げましたように、酒類

業者が製造卸、小売り全部免許制度になつておる

場合、これはやや問題が違うのではないか。した

がって酒類業者のうち、特に小売り業者のやつて

おります団体交渉の制度というのは、酒類業界の

場合にははじまないのではないか、こういうふう

に考へえてそれを取り入れなかつたのでございま

す。この場合におきましては所管大臣の認可が必

要であり、同時に公取の同意が必要であります

が、その場合のアウトサイダーとの協約は、調整

規定期間といいますか、いわば価格カルテルならカル

テルといふものがまずあって、その線に沿つての

範囲において限定される、こういうわけでありま

す。さらに、アウトサイダーとの関係におきまし

ては、アウトサイダーの規制がこの協約によつて

はまだ不十分である、あるいは協約がうまくいか

ないという場合においては、通産大臣がアウトサ

イダー規制命令を出すということがあり得ます、

と、そういうような補足措置をとることなくして

あります。

それから、なお中小企業団体法によりますと、一

応商工組合として縦の協約といいますか、卸しと

小売りといったような縦の協約が結び得ることに

なつてはおりますが、これについては独禁法の除

外規定は別にありません。したがいまして、内容に

よりましては、これは独禁法の違反といふものに

おのずからなり得る場合もありまして、したがつ

てその内容がいわばきわめて簡単なものでない限

りにおいては、やはり独禁法の問題になつてくる

ということがあります。

先ほど私、横山委員に対するお答えにおきまし

て、そのほかに大企業の新しい分野に対する進出

の場合は、従来から中小企業者と大企業との交渉と

いいますか、あるいは特殊契約といいますか、そ

の辺を重点を置いて御説明しましたが、組合契約

といいますか、協約といいますか、団体交渉とい

いますか、その場合においてはそうしたもののは

かにアウトサイダーとの関係、あるいは縦横の関

係、こういうものがあるわけでござりますが、ア

ウトサイダーの場合におきましてはますもつてそ

れが縛るのはどこまでも組合員だけであります。

それでアウトサイダーとの関係におきましては二

つの方法があるわけでござります。これは中小企

業団体法ですが、私、先ほど横山委員に対する説

明多少不十分でありますので、補足させていた

だときたいと思いますが、一つはアウトサイダーと

組合員との間で協約をつくるという場合がありま

す。この場合におきましては所管大臣の認可が必

要であり、同時に公取の同意が必要であります

が、その場合のアウトサイダーとの協約は、調整

規定期間といいますか、いわば価格カルテルならカル

テルといふものがまずあって、その線に沿つての

範囲において限定される、こういうわけでありま

す。さらに、アウトサイダーとの関係におきまし

ては、アウトサイダーの規制がこの協約によつて

はまだ不十分である、あるいは協約がうまくいか

ないという場合においては、通産大臣がアウトサ

イダー規制命令を出すということがあり得ます、

と、そういうような補足措置をとることなくして

あります。

それから、なお中小企業団体法によりますと、一

応商工組合として縦の協約といいますか、卸しと

小売りといったような縦の協約が結び得ることに

なつてはおりますが、これについては独禁法の除

外規定は別にありません。したがいまして、内容に

よりましては、これは独禁法の違反といふものに

おのずからなり得る場合もありまして、したがつ

てその内容がいわばきわめて簡単なものでない限

りにおいては、やはり独禁法の問題になつてくる

ということがあります。

先ほど私、横山委員に対するお答えにおきまし

て、そのほかに大企業の新しい分野に対する進出

の場合は、従来から中小企業者と大企業との交渉と

いいますか、あるいは特殊契約といいますか、そ

の辺を重点を置いて御説明しましたが、組合契約

といいますか、協約といいますか、団体交渉とい

いますか、その場合においてはそうしたものは

かにアウトサイダーとの関係、あるいは縦横の関

係、こういうものがあるわけでござりますが、ア

ウトサイダーの場合におきましてはますもつてそ

れが縛るのはどこまでも組合員だけであります。

それでアウトサイダーとの関係におきましては二

つの方法があるわけでござります。これは中小企

業団体法ですが、私、先ほど横山委員に対する説

明多少不十分でありますので、補足させていた

だときたいと思いますが、一つはアウトサイダーと

組合員との間で協約をつくるという場合がありま

す。この場合におきましては所管大臣の認可が必

要であり、同時に公取の同意が必要であります

が、その場合のアウトサイダーとの協約は、調整

規定期間といいますか、いわば価格カルテルならカル

テルといふものがまずあって、その線に沿つての

範囲において限定される、こういうわけでありま

す。さらに、アウトサイダーとの関係におきまし

ては、アウトサイダーの規制がこの協約によつて

はまだ不十分である、あるいは協約がうまくいか

ないという場合においては、通産大臣がアウトサ

イダー規制命令を出すということがあり得ます、

と、そういうような補足措置をとることなくして

あります。

それから、なお中小企業団体法によりますと、一

応商工組合として縦の協約といいますか、卸しと

小売りといったような縦の協約が結び得ることに

なつてはおりますが、これについては独禁法の除

外規定は別にありません。したがいまして、内容に

よりましては、これは独禁法の違反といふものに

おのずからなり得る場合もありまして、したがつ

てその内容がいわばきわめて簡単なものでない限

りにおいては、やはり独禁法の問題になつてくる

ということがあります。

先ほど私、横山委員に対するお答えにおきまし

て、そのほかに大企業の新しい分野に対する進出

の場合は、従来から中小企業者と大企業との交渉と

いいますか、あるいは特殊契約といいますか、そ

の辺を重点を置いて御説明しましたが、組合契約

といいますか、協約といいますか、団体交渉とい

いますか、その場合においてはそうしたものは

かにアウトサイダーとの関係、あるいは縦横の関

係、こういうものがあるわけでござりますが、ア

ウトサイダーの場合におきましてはますもつてそ

れが縛るのはどこまでも組合員だけであります。

それでアウトサイダーとの関係におきましては二

つの方法があるわけでござります。これは中小企

業団体法ですが、私、先ほど横山委員に対する説

明多少不十分でありますので、補足させていた

だときたいと思いますが、一つはアウトサイダーと

組合員との間で協約をつくるという場合がありま

す。この場合におきましては所管大臣の認可が必

要であり、同時に公取の同意が必要であります

が、その場合のアウトサイダーとの協約は、調整

規定期間といいますか、いわば価格カルテルならカル

テルといふものがまずあって、その線に沿つての

範囲において限定される、こういうわけでありま

す。さらに、アウトサイダーとの関係におきまし

ては、アウトサイダーの規制がこの協約によつて

はまだ不十分である、あるいは協約がうまくいか

ないという場合においては、通産大臣がアウトサ

イダー規制命令を出すということがあり得ます、

と、たとえば大企業に対する組合交渉であります

場合の一つの判断基準としての、從来とられて

る場合の一つの判断基準としての、從来とられて

る場合の一つ

とができるんですね。そうして員外者に対して、あるいは中小企業者以外のものに対しても組合交渉を行なうことができる、カルテル事業者と。しかるにこの重き使命をになう酒類の団体に対しても、そういう権能を与えないでおいてはアンバランスにならないか、この端的な見解を求めておるのでござります。

中小企業団体法の解説をいま公取委員長なさいましたが、これは当時社会党時代に、代表して私がつくった法律でございまして、しかもこれについて豪華なる一冊の本まで書いておるくらいでありますから、そういう御説明を受けなくともよくわかつておる。ただわれわれ組織法学者の間柄においては、特にこの組合協約というものがそれぞれのカルテルの機能を保全するとのために必要不可欠の条件とされておる。それが今回――いままでは強制カルテルでこの酒の団体は守られてきたんです。基準価格という、これは強制価格カルテルと目すべきものであり、その機能を果たし得ておるんですが、それがなくなれば何らかの価格カルテルをつくらなければならぬ。そこに今度の法の一つのねらいがあるのでござりますね。その場合、員外者を規制するとか、関連する事業者に対する組合交渉をなさしめないでおいて、どうしてこの酒團体のそのカルテルの機能を確保することができますか。このことを公取委員長にお伺いをしておるのでござりますから、端的な御見解の御表明を願いたい。

○渡邊(高)政府委員 先ほどちょっと申し漏らしましたが、インサイダーとアウトサイダーとの関係においては、酒團法の八十四条に、アウトサイダーに対して、インサイダーのほうでもつたとえば不況カルテルに対応する調整規定といいます

すが、カルテルをつくったときには、インサイ

ダーに同調すべしということを勧告する、あるい

は場合によつてはそれに従うべきことを命令す

る、これはできるわけでござります。したがつ

て、その点は先ほど私の申し上げましたよろ

に、中小企業団体法と私は平仄は同じであると

思います。

それから春日委員は先ほど基準価格がある、基

準価格は即それによって従来価格カルテルがあり

ます。したがつて、基準価格といふのはどこまで

も基準価格で、それに応じて各業者が判断してそ

れぞれ自分の値段をつくついた程度以上のもの

ではない、それ以上のものであれば、これは独禁

法の問題に当然なり得るものであります、私ど

もしもてはそれがいわば一つのカルテル価格とし

て存在したというふうには見ておりませんが、も

しその事実があると、実はこれは独禁法の問題に

なるわけであります。したがつて、そういった前

提に立つて全体の立論をするということについて

は、私は賛成いたしかねます。

○春日委員 それはターザンの逆襲のような気持ちで言つておられるかもしませんけれども、私の言うのはそうではない。それは法律論としては、そういう構成になるであろうが、ただわれわれの政策論としては、基準価格といふものは強制カルテル的機能を果たしておった、こういうことを私は言つている。速記を見てもらえればわかるのですが、それは強制価格カルテルそのものであることは言つていなければ、基準価格があつて、これを守れといつておる以上は、それは一つの価格カルテル的機能を果たしておつた、これは間違いない。事実上そんなんです。それでなければ基準価格といふものの意味はないでござります。

○渡邊(高)政府委員 これが馬鹿馬鹿しいのですか。この点の法律の構成を御説明願いたい。

○春日委員 まず、この点の法律の構成を御説明願いたい。

○春日委員 まず、この点の法律の

「おございましょう。この八十四条の場合はどういふふうな読み方をしなければ、八十四条の機能といふものは全然發動できないのじゃありませんか。○泉政府委員 春日委員のおっしゃるのがよくわからないのでございますが、基準販売価格があつた当時は、不況カルテルを設けるとか、あるいはいま申し上げました酒税保全のための勧告、あるいは命令をする場合は不況カルテルの要件として「基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」ということが一つの判断要件であつたわけです。ところが今度改正いたしまして、基準販売価格の制度はありますけれども、告示がありませんので、法文上どうもそういうふうに読むのは適当でないということからいたしまして、「基準販売価格を著しく下廻る」ということを削りまして、「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ」という表現に改めたわけでござります。したがつて、不況カルテルの要件と酒税保全のための勧告あるいは命令を出す場合の要件とは同じになるわけでござります。その場合にこの勧告あるいは命令を発動する基準といたしましては、そういう不況カルテルを設けておるけれども、アウトサイダーがおるためにその不況カルテルの実効が期せられないと、ということは、不況カルテルで、もし価格をやっている場合に、その価格を乱すようなアウトサイダーがおる場合とということになるわけでござります。これは基準販売価格云々を削つたことと前からあつたこととの間で別段差異があるわけではないのでございます。

方は、組合がそのような価格協定を行なって、そ  
してアウトサイダーがその組合の価格協定に従わ  
ない、そのためにはせつかく大臣の認可を受けた協  
定価格が維持されない、組合員自体においても維  
持することが困難になるので、そのような場合  
は、その調整組合が大臣に申請をして、こういう  
アウトサイダーに向かって服従命令を発してくれ  
るよう大臣に対して申請することができるとい  
う法のたてまえになっておる。そういう申請をす  
る前に組合協約というものがなし得て、まず組合  
は自主性をもつてアウトサイダー、値くずしグ  
ループに対してその協約を直接行なって、相手方  
に組合の機能をもつてそういうむちやな値くずし  
をしてくれるな、せつかく組合がつくった値段な  
んだからこれで売ってくれといつて、組合交渉が  
ととのわざる場合に、そのときに團体法はさらに  
大臣がその仲に立つていろいろなあっせんをする  
ことができる規定を設けているわけです。なお  
あっせんのととのわざる場合において大臣が命令  
を発することができるという現実に三段の仕組み  
になつてゐるのです。いまあなたのおっしゃると  
おり、不況カルテルが四十二条の五号で将来はで  
きる、できるからそのような価格協定ができる、  
できた場合にこれを受けた八十四条なるものがそ  
れと何もつながりのある文面に書いてないじやな  
いか。組合が申請した場合とかあるいは不況カル  
テルの何とかかんとかということは何も書いてな  
い。ただここに「正常の程度をこえて」と、正常  
の程度を越えて行なわれているということだけ  
が書いてあって、その認識は大臣が行なう。この  
法律の八十四条から読むのでは、それ以外に読め  
ない。いまのあなたのおっしゃるような組合が  
申請して云々ということはここに書いてな  
い。それは参考資料として、大臣は組合のそ  
ういう協定価格でありますとかいろいろなものを調査  
する場合、認識し結論を得るまでにはそういう手  
續を踏むことにはなるであろうけれども、この八  
十四条は大臣のみずから認識事項になつてゐるん  
ですよ。

○泉政府委員 八十四条は、先ほど一番最初に申上げましたように、この酒團法の規定が酒税の保全ということと酒類業界の安定ということ、これが表裏一体の関係にあるという認識のもとにでておりますので、酒税保全のためにそういうカルテルができるのであるのにもかかわらず、アウトサイダーがおってカルテルの実効が、あがつておらないという場合におきましては、あるいは事実問題として組合のほうから話して、アウトサイダーを何とかしてくださいという場合もあるかもしれません。しかしそういうことのほかに大蔵大臣の独自の判断に基づきまして、このままにはっておいては酒税の保全があぶないという見地に立って勧告をますますする。この勧告のほうの規定は御承知だと思いますが、中小企業団体法のほうにはないのをございます。そして中小企業団体法では組合協約ということでそれをやっているわけであります。ですが、酒團法においては勧告の規定を置きまして、業者間でやるといつてもなかなかうまくいかぬだろ、したがって、まず大蔵大臣のほうから勧告をして、アウトサイダーにインサイダーのやつておる調整事業に従うようについて勧告をやる。そしてその勧告をまずやつたけれどもなお聞かないという場合には従うべしという命令を出す、こういう構成になつておるのでござります。その点では中小企業団体法の場合と実効をあげ得る点においては変わりはないもの、こういうふうに考えておるのであります。

争の原則の上に立って、安ければ安いほどいいと  
いう形になつてくる。そうしたへそ曲がりのアウ  
トサイダーに対してもいかに規制をしていくか、こ  
の補完措置というものが八十四条にしかないけれ  
ども、八十四条はいやしくも大臣勧告でしょ。  
大臣が文書をもつて勧告をするとかあるいは命令  
をするとかいうようなことは、実際問題として非  
常に重大事なんです。行政上大臣がみずから個々  
の業者に向かってこの自由なる経済活動に対して  
規制を加えていくということは、非常の重大事な  
んです。しかも民主政治というものでは、各人格  
の自主性を最高度に尊重するというたてまえにお  
いて法律というものが考慮されなければならぬと  
思う。そういうような場合において、この酒類の  
団体がみずからつくったところのカルテル価格が  
アウトサイダーによって守られないがゆえに、み  
ずからのその営業が不得なくなるような場合、  
その組合 자체が何らかの発議をする。すなわち、  
自主的な行動をみずから行なうことができ得る  
ような法体制にするということは、私は当然の事  
柄であると思う。團体法だってみんなそういうふ  
うになつてている。それぞれの調整組合がみずから  
立てた調整計画にアウトサイダーが従わざるがゆ  
えに、その調整の効果をおさめることができない  
場合においては、その調整組合の調整計画に従う  
べき旨大臣にその勧告を求めるとか、あるいは大  
臣命令を、規制命令を発してもらうように申告す  
ることができる。申告に基づいて大臣がそれを認  
識し、出すかどうかということは中小企業安定審  
議会、これでなければ別の審議会にかけて、よろ  
しからぬということであれば發令することができ  
る。もっぱら大臣の自主的な認識事項にしてし  
まって、それぞれ調整組合の自主的な意識という  
ものが大臣に何もつながらない。自主的につなが  
り得ないこういうような法の立て方といふもの  
は、私は団体法の立て方とあわせ比べて全くアン  
バランスであるのみならず、民主的な立法として  
適当でないということを言っておるのであります。渡邊  
さんどう思うか。

○渡邊(青政府委員) 私は、中小企業団体法の場合は、いかに問題は別にないのですから、したがつて団体自身としてこれじやアウトサイダー規制をやってもらわなければだめだということでおのずからアウトサイダー規制の問題としてはその面がまず出てくる。それ以外に出でこないということが、応考えられますので、そうした順序を踏むように書いてあると思います。それで酒團法の場合においては、そういう業界の事情もありますが、同時に酒税保全の関係もありますので、したがつて現在のように大蔵大臣による勧告、組合について別にこういう手続を踏むとか踏まないとかいうことは書いてありませんが、しかし事実問題としては組合はそういう陳情をするでしょう。それを別に阻止しているわけでも何でもありませんから、同時に組合の陳情がなくともあるいは申請がなくとも、酒團法としてはやらなければならぬ場合もあり得るというわけですから、手続のこまかい点を書いてなくとも、最後のつじつまが団体法と同じなんですから、私は別に支障はないというふうに考えております。

て団体法の構成というものは、独禁法から出したところの安定法、安定法から発展したところの団生法なんですね。そこでございましょう。それだから独占禁止法の精神とやはり民主的な体制の確立ということ、すなわち当事者たちの発意ということの行政府に向かってまずなし得る。またそのことによってなされていくのだ、そういうような民主性というのですね、いままで政府から命令されたような基準価格であつたけれども、今度は自主的な価格である、自主的価格で安定を期すためには協定価格である、だとすればそのような自主性を持つ価格についてはその団体が自主的にその価格護持のために、それらのアウトサイダーに向かって何らかの交渉がなくちゃいけない、交渉に従わざる場合においては大臣命令を求めることができる、こういうような法の構成になれば、これは不完全立法なんだ。ここに本たちが事実上申請するであろうとあなたは想定されておる。ところが團体法ではそんな想定はしてない。本人が申請せよとある。民主主義といふものは自分のことは自分でやり、自分の商売が危うくなつたらその救済を大臣に求めよと書いてある。この團体法にきめられておることが酒團法によつて認められない、そんなことはあり得ないのです。何となく朋輩どもを弁護されておる気配があるけれども、大義親を滅すということがある。少なくとも独禁法の番人たる渡邊さんはもつと公正な理論を述べられなければならぬ。

以外の者はその取引条件について組合協約を締結することができるようとする。そうしてその協約がととのわない場合において、やはり行政府がこれについて組合協約に関するあつせん調停、これは団体法にあるのですから、あることをそのまま踏襲していかなければアンバランスになる。この団体法はそんな不完全立法じゃないのです。やはり安定法から移行したものですからね。憲法といわれる独禁法を生かしてきておるものだから、そんなどさんな立法じやない。そうしなければ、複雑多岐なこの経済活動というものについて公正なる規則が期しがたいといふ、せんじ詰めた論理の中からこういう法の体系というものが出てきておる。この点はひとつ御研究願つて、金曜日までに共同修正のできるよう御努力が願いたい。私の理論といふものは思いつきの理論ではない。われわれ組織法学者の間では一個の定説になつておる。(笑声)

それからもう一つは、簡単にこれを伺つておきたいと思うのですけれども、これは重大なことだと思います。ですが、合理化カルテルの事業として酒類販売業者の組合は販売方法に関する規制のみを認められておりますね。ところが製造業者の組合員には購入数量、購入価格または購入方法、こういう規制を、合理化カルテルの事業としてこれを認めておる。ところが酒販組合にこれを認めなかつた。酒造組合に認めておるものを見つ方には認めなかつた。これはどういうわけか。問題はそこですね。酒販業者の購入カルテルは、不況カルテルの場合、これは第五号のほうで認められてはおるが、第六号の合理化カルテルではこれを認めていない。したがつて購入数量や価格については、あるいは政府のほうの御意見では、合理化に直結した効果がない、関係がないというような意見もあつたようによつと伺つたけれども、しかし購入方法というものは、これは合理化効果があると思うんですよ。だからこれはやはり私は酒造組合と酒販組合との関係において、少なくとも購入方法だけはこれは合理化カルテルの中に認めていく

べきだと思う。認められないとするならばその積極的理由は何か。片方の酒造組合に認めて酒販組合に認めない積極的な説得力があるか、そういう理由があるなら、この際お示し願いたい。

○泉政府委員 お話しのよう、四十二条第六号の合理化カルテルにつきましては、いたしまして製造業者の場合におきましては「酒類の原材料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制」が合理化カルテルとしてできるということになりますが、今回合理化カルテルの範囲を拡張するに際しまして、販売業者の場合の——これは原材料というわけにはいかないのであります。酒類そのものであります。その酒類の購入方法についての規制を加えるかどうかということについて検討いたしましたのでござります。ところで購入方法の規制というもので考えられることは、一応購入の時期であるとか購入の場所であるとかあるいは購入する際の酒類の梱包ですね。どういう容器に入れて、どういう包装をするという方法であるとか、あるいは購入代金の決済条件であるとか、こういったものが購入方法に関する規則として考え方されるわけでございます。しかし現在の酒の取引の実情を見てみますと、そういう仕入れる場合に、仕入れの側から見て、購入方法を改善すべきだという問題点はあまりないようではございまして、酒の団体にもいろいろ相談いたしましたけれども、業界からもそれについての希望はございませんでした。そこで本来この合理化カルテルといふのは不況カルテルの場合と比較いたしまして常に問題が出てくるわけでありますが、不況カルテルに比較しますとどうしても合理化カルテルといふのは合理化のための必要な範囲で制限を受けるわけでございます。そういう意味からいたしまして今回の改正では購入方法のほうは合理化カルテルの対象に加えないで販売方法に関する規制を入れるということにいたしたのでございます。

なお念のために申し上げておきますけれども、販売方法に関する規制という中には、いわゆるリベートあるいは空びん引き取りの価格といったよ

うな直接価格に関するようなのは合理化カルテルではむずかしい、価格に関するのは不況カルテルでないと設けにくい、こういうことになつておるのでございます。

○春日委員 時間がまいりましたから結論に入りますが、酒造組合には販売、製造両方とも不況に対しても販売方法に関する規制、これが認められたら、やはり購入方法に対する規制も認められてしまうべきなんだ。それは実際問題として合理化に役立つのだから……。私はいま言われたようなそれぞれのカルテルはみんな大臣の認可を得んならぬと思う。いまあなたのいわれるような非難事項があれば、これも削除を求めればよろしい、あるいは許可せなければよろしい、だから販賣方法というものがやはりその合理化カルテルの要件であるならば、商売というものは仕入れて販売するのだから、仕入れ方法について合理化カルテルというものが容認されていけないというはずは絶対ない。もしそれ酒造組合との間に相克摩擦を生ずるような面があれば、その方法の各項目の中ににおいて内容を制限、チェックしていくばその辺の円滑なる運営ははかり得て、なおかつ酒販組合の合理化効果というものもあがってくるんですね。これはぜひとも再検討願いたい。これは常識論でござりますね。商売というものは仕入れと販売があるのだから、販売のほうについて合理化カルテルを認めて仕入れのほうは認めない、そんなばかなことがありますか。それは理屈が合わない。それがこの酒類三団体の中でも相克摩擦を生ずるおそれありとすれば、その合理化計画の内容においてチェックしていけばいいのであるから、この点は十分再考を願いたい。

それから最後の一点は、四十二条の第十号の經營の合理化、情報の提供に関する施設という点がござりますね。ここの中に私は、酒類の販売価格の安定化のための施設を事業として行なうことができるようこれ改正しておいてはどうかと思ふ

う。というのは、現在中央会や連合会等が基盤となり、指導事業というものは現存しておるのですから、これは中央会や連合会等が現実にやっておることなんだから、それを法律の中に明定するということは当然のことだと思う。特にこういう法律を改正する際には絶好のチャンスだと思う。現在やつておることに対する法律の裏づけでこれをオーバーライドしていくことは、何ら妨げることではないと思う。しかもその内容が酒類の販売価格の安定化のための施設で、これは酒類団体の安定化法なんだから、安定化のための施設という項目をこの十号の中に入れるべきだと私は思う。この点についても十分御考慮を願っておきたいが、この点について御見解はいかがでありますか。

○泉政府委員 最後の酒類の販売価格の安定化のための施設というはどういう施設をさすのか、はなはだわかりにくいくと思うのですが、お話をのように現在酒の団体が組合員に対しまして、価格の安定についていろいろ指導をやっております。それはいまお話のこの十号の「組合員の事業に関する経営の合理化」等をはかるための教育及び情報の提供に関する施設、こういうので現在すでにりっぱに入ってるのです。その規定に基づいてやっておるわけございまして、あるいはこの規定ではあまり範囲が広過ぎるから、価格安定的なものもこの中に入るんだということをあらわせという御趣旨かと思いますが、それでは今度逆に販売価格の安定化のための施設とすることになると、一体どういう施設をさすのかななかわかりにくい。むしろ現在の、経営の合理化をはかるための教育及び情報の提供に関する施設のほうがわかりいいのではないかと思うのであります。

○春日委員 あなたは官僚で、自分で原案を書いたらもうこれが金科玉条でどうにも動きがつかぬようにも思ひ込んでしまう頭で困ってしまうのだが、実際問題としてこの酒問法の生命というものが、特にこの安定調整というものは、何といつて

も数量の制限に伴う価格の協定、こういうことになってくるのです。これは団体法にしろ安定法にしろ何にしろ、価格協定と生産数量制限、この二つが生命なんです。そういうようなときに、その団体の持つ施設の中に、第一の目的とする酒類の販売価格の安定化のための施設というのを入れるのが何を妨げますか。情報宣伝に関する施設の中に入る、そんなどろくさいことを言つたって、これに価格の安定に関する施設も何もかも入るといえば入るでしようが、全然違うというような反対意見もないでしようけれども、情報宣伝というよいうなところにこの団体法の骨子であるところの価格安定に関する施設というものを入れて悪いといふ積極的理由がありますか。施設とは何ぞやといふことになれば、それは中央会や連合会等がやっていること、そのことなんです。情報の施設も似たようなものだ。だからそういう施設を入れるということは当然なことじゃないかと思う。大体安定法のねらいも団体法のねらいも、扱い数量の制限とか価格協定とかいうことが二つの柱になるのだから、一つの柱である価格安定に関する施設というものをこの十号の中に入れてどこが悪いのか。

○泉政府委員　おことばではございますが、価格安定化のための施設ということになりますと、いわゆる不況カルテルの場合の価格カルテル自体がそこに入つてくるおそれがあるわけであります。

価格カルテルは、不況要件であるこの五号の事業とした場合にのみ認め得るのでありますと、そういった不況カルテルの要件がないにもかかわらず、価格安定化のための施設ということで十号のほうにそういうものが入つてくるということは、これはでき得ないわけであります。やはり価格カルテルは五号の不況カルテルとしての初めて認められるわけであります。そこはやはり違うと思います。

○春日委員　これで終わりますが、最後に申し上げておきます。



クリミニーションの規定はござります。この規定は、なかなかいまの御指摘の場合に当てはめてみましても、私は一がいに言い切れない。という意味は、要するに正当な理由というのが、いまの場合に、東京の分は安く売る、地方の分は早く値上げをしたということがある。それ相当の正当な理由があつたかなつたかという点がやはりある。それは売り手の関係、買い手の関係、両方のほうから詰めていかなければならぬ問題でござります。ただ一応表面的にそういう区別があつたといふその事実はとにかくして、その裏づけとしての正当な理由がはたしてあつたのかなかつたのか、いまのお話だけでは何とも答弁できない問題だと思います。

る業者はそういうことをしないで全部一律に値上げをして東京も地方もやつておる。ところがある業者はそういう差別をつける。同じ酒類業者が同じ行為をするときにそういうことをするということになると、やっていないところが、私どもは正当なのであるから、そういうことをやるのは正当ならざる条件だ、こう理解をする。これは一べん皆さんのはうでひとつ御検討をいただきたいと思うのです。

それと私に言わせれば、不公正な取引というのは企業間の問題になつていますけれども、消費者から見ますとこのことはまさに不公正な取引なんですね。ある業者を値上げをしたらその値上げをしただけ即日全部値上げをしたのでおろした。だから消費者も当然これはあたりまえなんですけれども、そうでないものは三十日も四十日も前の値段で出しているということで、消費者はその点においては不当な取り扱いを受けていると思うのです。これは公正取引委員会の問題ではありますけれども、企業間の問題ではない、消費者との関係がありますけれども、一般論として常識的にはどうもこれは不公正な取引のような感じがいたします。実はこの問題は、なるほど基準価格が離れましたから、それじや自由でいいんだ、酒類の

価格については自由なんだということになると、これはまた少し議論しなければならぬ問題が出てくると思うのです。それじゃ一体今度の値上げ幅が二十五円と三十五円になつてるのはどういうことなんだ、こういうこともまた出てくるのであります。国税庁長官、二級酒は全国で二十五円の上げ幅、一級酒は三十五円の上げ幅におおむね統一されているのは、それじやどういうわけですか。

○吉岡政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の価格改定は、基準価格をはずました最初の改定でございまして、業界の安定をはかることがあるいは消費者の影響というようなことも考えまして、最高限と申しますか、限度としていま御指摘のように一級酒三十五円、二級酒二十五円といいう幅と申しますか、範囲を示して指導をいたしたわけでございます。

○堀委員 価格について指導ができるぐらいなら、販売方法については当然指導できるんじやないですか。価格のほうがこの問題について最高の要件を示しておるんじゃないですか。おまけに、おおむね私が聞くところでは、配分についても国税庁は指導しておるようですね。価格と配分についてまで指導をしておきながら、一体なぜ前替えだけは指導ができないのですか。

○吉岡政府委員 お話しのように、価格その他について限度を設けるというような幅のあるもので指導いたしたわけでございますが、御指摘のよう前に前替え制度についても、先ほど申し上げましたように、従来の商習慣に反してもなるべくこれは縮めるようという程度の指導はいたしたわけでござります。ただ御指摘のように、一、二その指導あるいは組合からの勧奨を守らないものが多少あつたかに聞いておりますが、その点については遺憾だと存じております。

○堀委員 遺憾だということで済めば、結局はやつたものが得をするという結果になるわけですね。この際三十日も四十日も安い値段で売るということができるれば、シェアが拡大できるということです。よそは高い値段になつていてるときに、そ

こだけが安い値段でどんどん売るということになればシェアの拡大になるわけですから、流通を攪乱しているわけですよ。本日ここで合理化カルテルの問題が出てきて、今後はあるいは不況カルテルまで必要かもしれないようなことがおおむね予見される段階に、そういうふうに業者の自体の中で攪乱行為が行なわれるということを、あなたのほうは遺憾だということで済ましているのです。が、私は遺憾で済むような問題ではないと思います。これこそ行政指導をきちんと、そうして流通をきちんとすることが国税庁の任務であって、価格や配分の問題も必要でありますけれども、やはりいまの酒税の保全の目的からするならば、当然そういう問題について指導があつてかかるべきだと思いますが、指導できないのですか。

○ **泉政府委員** 三十九年度予算におきましては、三千四百キロリットルになつておりますね。そこで、あなたの方はこれをはじくについて、三十九年の実積見込みは一体幾らと見ましたか。

清酒二級につきましては九十八万一千キロリットルを見込んでおつたのでござりますが、その後、実は清酒のほうの一級は売れ行きはいいのであります。が、二級の売れ行きがよくなないということです。三十九年度の実績見込みをいたしましては九十五三千二百十六キロリットルと見込みまして、それを基礎にいたしまして、消費資金の動向、消費全体の動向、これをにらみ合わせまして、清酒二級については三十九年度の実績見込みに比較いたしまして四十年度は五%ぐらい増加するだらう、こういう見込みでやつておるのでござります。結局は、三十九年度の当初予算の見込みの九十八万キロリットルというのがやや過大な見積もりであったというふうに考えております。

○ **堀委員** 国税庁にお伺いをいたしますが、三十九年度と三十九酒造年度の精製石数の伸び率は一体幾らになりますか。

○ **松本説明員** 三十七年度におきましては、精製いたしました数量は五百五十八万石という数字でございます。三十八BYにおきましては六百九十五万石という数字でございます。本年度におきましては七百二十五万石ということを見込んでおります。

○ **堀委員** 片方は万石であり、片方はキロリットルであり、てんで話がつながらないのでですが、伸び率で言ってください。三十七と三十八の伸び率、三十八と三十九の伸び率は一体幾らなのか。

○ **江口説明員** 三十八年度は確定してございませんで、石数で六百九十五万石、それから三十九酒造年度につきましては石数で七百二十五万石の見込みでございまして、増産の幅は四・三%の増と見込んでございます。

○ **堀委員** 三十七年から三十八年の三〇%はいいのですね。

○ **江口説明員** 三十七年は石数で五百五十八万石でございまして、三十八年が、先ほど申し上げま

○堀委員 そこで、私はよくわからないのは、片方で米を割り当てて生産をさせておるわけですか、酒というのは一年で大体消費をするという原則に清酒はなつていますね。そうすると、タイムラグは多少ありますよけれども、主税局の見込みといまのこれとは、その点では今度は5%の伸び率ということでいいと思うのですが、前回の状態と比べると、率はだいぶ違うのですね。そこでこれはどうですか、いまの生産の状態は、税収源としては、片方は酒造年度ですから、実際に出てくる酒が、その年度へ四月から出てくるかどうか、ややタイムラグはあるでしょうけれども、増産率は四・三%、売り上げは五%というのは大体そういう生産との関係も見合いになっておるわけですか。

きましてふえ方に著しい差がございますが、これは三十七酒造年度のときには、実は三十六酒造年度の生産が非常に少なかつたために酒が足らないということで、業者のはうも、この際大いにつくつてもうけようということでかなりつくったのでございますが、やや見込みがはずれまして、売れ行きが悪かった。そこで三十七酒造年度にありますからやさなかつた。ところがかなり売れた。それで三十八酒造年度におきましては、相当つくらうということとたくさんつくったのであります。先ほど申し上げましたように、あまり売れ行きがよくなかつた。そこで今度は、増加数量も四・三%ぐらいにいたしましても、前酒造年度につくった酒がございますので、それを移出すれば、酒税の収入で見込みました五%増ぐらいは当然まかない切れる、こういうふうに見ておるわけであります。

○堀委員 実は私がこの問題を論議をしておりますのは、巷間伝えるところによると、最近二級酒はだんだんと売れ行きが落ちてきておる、こういうふうに聞いておりますが、国税庁、最近の二級酒の売れ行きの状態についてちょっと御報告いただきたいと思います。

○松本説明員 二級酒の売れ行きでござりますが、三十七年度におきましては八十万五千キロリットルでございました。前年に対しまして一二・七%の増でござります。三十八年度は八十九万三千キロリットルでございまして、前年に対しまして八・一%の増でございます。三十九年度予算では、先ほど御説明いたしましたように九八・〇、三十九年度の見込みは九十万三キロリットルでございまして、前年に対しまして一・一%の増、こういうことになります。

○堀委員 実は最近、一級酒のほうはかなり伸び率がありますけれども、特級酒はやはりおむね停滞をしてきましたし、同時に二級酒もだんだんと停滞をしてきておる、こういうのが大体全体の実情だと思います。それが合理化カルテルの問題となり、あるいは将来不況カルテル等へ発展をするおそれがあるということで出てきたと思うのです。

が、私はその点について国税局側にやはり少し指導をする必要があるのではないかと思いますのは、私はかつて委託醸造の問題がありましたので、当委員会で、ほしい人には米をもつと与えたらどうか、基準指數があつても、必要のない人はまあまあ自分の能力でひとつおやりを願いたい、こういう議論をして、原さんが長官のところでありますたか、泉さん御存じのとおり、国税局に対しても生産石数をふやせふやせと言って今日に参りました。まさに私が言つたことは間違いではなくて、今日までは少なくとも清酒の生産については大幅に伸びてきたわけです。しかしようやくここへ来てそろそろ限度に来たのではない、こういうもううな感じがいたします。それはいま二級酒の生産が全体に占めておりますウエートというのは、太体最近で七七%，約八〇%ぐらいを占めているわけであります。その八〇%を占めている二級酒の伸び率がここへ来たということは、そろそろ限界が来た。そこで私がかねてから申しておりますましたアローアンスの制度というものが、それではほんとうにアローアンスの形で使われておるかといふと、実は一向にアローアンスというものが所期の目的のように使われていないという事実があるわけですね。これはもう時間がありませんから私は少し急いでこちらで申し上げますけれども、かつてアローアンスの平均は三十六BYでは太体五三・五%しか全体としてはとられていないかった。三十七BYで五八・八%ということがあります。太体アローアンスというのは、私の考えではこういう姿が本来の姿であつて、高いところは七〇なり八〇なり一〇〇をとつてもいいわけであります。が、低いところは六・五三とか七・八とかいうような姿になる。必要なものがとつて必要でない人はできるだけ少量でやるということで、アローアンスの制度を私たちがここへ問題の提起をしたはらずであったにもかかわらず、三十八、三十九BYは、いずれも九五%もアローアンスは売られている。

態になってきて、二級酒の売れ行きが急激に減ってきておる。この問題はようやく日本経済全体と、同じように過剰生産の弊へかかってきたと見ていいところへきたのではないか。しかし実はこの問題は、無理に割り当てて売るわけではなくて、基本的に手をあげたものにアローアンスを与えるという制度になる。だからその意味では、企業者が企業責任に徹してもらえばこういうことは起らぬいのですが、どういうわけか、酒類業界だけは生産者がちつとも企業責任を感じていない。企業家として一体何を考えて生産をしておられるか、私はよくわからぬわけです。そこでそうは言つても、そのことによって起こる全体の被害を考えるならば、来年度のアローアンスの取り扱い方、要するに四十BYにおけるアローアンスの取り扱いについて、まずはアローアンスの幅を大きく上げなくてもらいたいということなんです。いま二二%多であります、これが三〇%ぐらいになつてしまふに思ふ。まずアローアンスの幅をもっと大きくなる。その次に、その業者がリベートをして売つておるのか、どういう状態で売つておるのかについて、基準的なルールをつくってもらいたい。リベートをある一定以上出しているものについては、アローアンスはここまでしかあなたはいけませんよ、要するに、おけ売りなり販売の能力に応じて、そこに基準的なルールを一つつくって、そしいうして能力のあるものは一〇〇%とつてよろしい、こういう条件の人には五〇%でやめなさい、こういう人は二〇%ですよといふ、ある一つのルールをつくって、ここで指導しない限り、いまのような状態では、この次には私は非常に混乱が起きてくるのではないかと思う。やはり生産能力のあるものが生産をする。生産能力のないものが過剰な生産をすれば、それは必ずその企業にはね返つて、不當なりベート等を起こして、これは流通をして、四十BYにおけるアローアンス制度の抜

本的な改正を私は要求しておきたい、こう思いますが、国税庁及び大臣いかがでございましょう。

○吉岡政府委員 お話のように、弱小のと申しますが、生産能力と申しますよりも販売能力のない業者が必要以上に生産をいたしますことは、お話をうなづかぬまい。しかし、そのうなづかぬまいる点で弊害が予想されます。し

たがって、御趣旨のよくな線に沿つてわれわれも検討をしてみたいと考えます。  
**○堀委員** ここは時に来たところですから、ここでひとつ強力な指導をすることによって、あまり混亂を起さないような措置をお願いをして、そうしてきょうの問題でありますところのビルの値上げ問題に入りたいと思います。

ついて間税部長から何か御答弁がございまし  
た。ビール卸売業の調査によつても、一本当た  
り八十七銭くらいの赤字になつておるということ  
でもあるということで、何かそういう動きはある  
ということのようでありましたが、ひとつこの

**○吉岡政府委員** ビールの値上げについては、正式に業者のほうから値上げをしたいという申し出はまだ聞いておりませんが、ただ非公式にいろいろと話をちよつと最初に伺っておきたいと思います。

ろ値上げをしたいという向きもあるようなことを聞いております。ただ国税庁いたしましては、なお間税部長が御答弁申し上げたかと思いますが、製造者あるいは卸、小売りの段階につきましてどういう状況になつておるか、清酒の場合等に比べますと、原料の値上がりその他も比較的軽微であったわけありますから、その辺をいまなお検討しておるという段階でございます。

○堀委員 そこでいまの情勢はわかりましたが、原料関係はどのくらい値上がりしておりますか、ビルは最近。

○吉岡政府委員 御承知のように、清酒の場合と  
米の値上がりの小売り価格への影響が二・四%程  
度であったわけですが、これに対しまして  
ビールの場合には、ビール用麦の値上がりが大体

小売り価格への影響は〇・三八%程度の計算に

○ 堀委員 〇・三八%ということは千分の三・八  
なっています。  
ということですから、実に影響は少ないと思いま  
す。そこでお伺いしておきたいのは、前にも伺つ  
たことがあると思うのですが、最近のビールのリ  
ベートの状況、メーカーから卸、卸から小売りへ、  
小売りから料飲店へと三段階のリベートがあるわ  
けですが、この三段階のリベートの実情をちょつ  
と伺いたいのです。

○松本説明員 ビールの最近のリペートの状況でございますが、これは昨年夏ごろサンプル調査したものでございます。メーカーのほうから卸のほうが受け取っておりますリペートの額が昨年の八

月ころ一本当たり一円十九銭程度、それから小売りのほうが卸から受け入れておりますのが大体一円十六銭程度、大体そういうふうな数字が出ております。

○堀委員 小売りが料飲店に出しておるリベートはどうですか。

ブル調査の結果では大体三四八十八銭程度という数字が出ております。

複雑な状態で、過去からの高商慣習が何か知りませんが、あるわけです。ですから、いまのいろいろなお話を聞いておれば、われわれ消費者は一文も値引きしないで買わされて、料飲店は消費段階で

これはどういうことかわかりませんか。三戸ノ下  
錢も一本当たりで値引きがしてもらえる。ですか  
らこれは清酒の場合でもビールの場合でも、酒を  
けば一般の消費者だけが一番ばかりを見ておるわけ  
です。<sup>トコトコ</sup> そこそこのものとこちらは安く貰へ、

私調べてみました。ここで異常なことに気がつきましたのは、なるほど八十七・一銭赤字になつておりますが、この資料の中で役員報酬というのだが、三十七年度と三十八年度を比べますと六五%ふえている。一体ビールを売つて赤字が出ておるのに、これを調査した対象のビール卸の役員報酬は一年間に六五%もふえさせることができるとのいふのは、これは一体どういう角度で調査されたものか非常に疑いを持つわけです。これが第一点。

第二点は、別に私は人件費を抑えろという気持ちはございません。ありませんが、ビール各社の給与の伸び率と比較をしてみると、ここでは給料賃金はやはり三五%くらい増加をしておるわけです。そうして役員の賞与等は前年比で三二%もふえている。役員は、給料を三五%ふやしておいて賞与を三二%もふやす。取るのはすっかり取って残りで赤字が出来たといつても、そういう調査資料が説得力があるかどうかや疑問がある。

それからもう一つは、いまのビールの受け入れリベートと支払いリベートの問題でありますけれども、受け入れのリベートのほうが三十八年度は八十三銭になった、こう書いてある。ところが支払いリベートは一円十四銭出している。受け入れリベートにさらにおまけをしてリベートを出しておいて赤字が出るのはあたりまえなんですね。私は、ビール販売のマイナス八十七銭というのは、冷静に判断してみるとあまり説得力がないという感じがますいたします。

次に、大臣お急ぎのようですから先を急いでこちらからずらずら少ししゃべりますが、ビール三社の財務比率はそれではどうなんだらうかということになるわけでありますけれども、ビール三社は現在配当が一割六分と一割五分でございます。そしてその一割六分と一割五分の配当というのは、他の企業ではどうか。十億円以上の食品工業の法人企業統計から見れば、平均が大体一割四分くらいです。東証第一部に上場されておるところのいまの有配会社は五百二十七だと思いますが、

五百二十七の有配会社の中、年に一三%以下の配当をしておるところが三百八十三社で六七%ある。下に六七%あるわけです。一五%，一六%というものは現在の有配会社の中でも高位のほうにある。その中でモードを調べてみると、モードは分布の中の百六十というのがモードになっておりますが、これは九%から一〇%。現在東証配当の上場株の一一番多いのは百六十銘柄が大体一割くらいの配当という現状になつておる。そのうちでビルは現在一割六分も一割五分も配当しておる。配当性向を見ても負債比率を見ても、総資本利益率を見ても、売り上げ高営業利益率を見ても、決してそんなにビル三社は悪くない。こう見ますと現在の原価も上がつていないし、さらにビル三社の経営状態というものは他の日本の産業と比べるならば、現在ではかなりいいほうに実はまだあるわけです。そういう状態で、原料も千分の三ぐらいしか上がっていない。ここは人件費などあまたり上げていないので。それは上げられないといふ面があるかもしれません、あまり上がつていないわけです。こういう状態で見ると、いまの流通段階にも、マイナス八十七億というものはやや疑問がある。リベートは現状のように出されておるということであるならば、ここ当分の間ビルの値上げは私は必要がないと思うのですが、大臣、ここなんです。あなたにひとつお聞きいただきたいのは。だいぶ前座が長かつたけれども、省略したのです。それで、ビルは現状においては値上げの必要はない、こういうふうに判断しますが、どうですか。

そこまで詰めません。けれども、そういうふうに私は理解をいたします。みんな一般にそう理解をすると思いますけれども、一応ビルについてはそういう答弁が出来ましたから、一応時間がないようですから酒類関係の方はそれだけこうです。

○吉田委員長 この際、金融に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○堀委員 実は先般から各種の企業が倒産をいたしまして、それについて私ども当委員会でかねてから議論をしてまいりました社内預金の行くえと

いうことについて、私どもは重大な关心を持つているわけであります。昨日の新聞を見ますと、大臣は参議院の予算委員会において、この社内預金の問題については向こう五年くらいでやめたいん

だという趣の答弁をされておるよう、実は新聞紙上で拝見をいたしました。この点について大臣の御見解を承りたいと思います。

○田中国務大臣 私は社内預金の制度については基本的に反対であります。しかし、長い歴史と沿革を持っておりますから、これを一举に全廃するといふこともなかなかむずかしいと思いますが、いつまでも労働基準法十八条の規定をそのまま存続させると、いふことはどうも納得できない。今まで大蔵省と労働省が話をしてもなかなか結論が出なかつた問題でございます。しかし、この山陽特殊製鋼等の事件を契機にして、これは時期的に一つのチャンスだと思いますので、この問題をひとつ政府部内でも十分詰めて、できれば五年間くらいで全廃するような方向こそ望ましいと思います。こういう答弁を参議院で申し上げたわけであります。私は前からそういう考え方であります。こういうものをそのまま存続さしておいて正常な金融政策が一体行なえるかというこ

とを考えても、この問題を看過すべきではない。ただ、新聞を見ても、日本の代表企業といふように三百億も持つておる。こういうことでありますから、これに対して保護政策を行なえ、こういう方向にいきやすい状態でありますので、私は逆に、社内預金というものに対してはけじめをつけて明らかに披瀝したわけであります。

○堀委員 私どもはかねがね当委員会で論議をしてまいりましたけれども、ようやくこのような中企業の倒産によって国民の目もここに向いてまいりましたし、政府も本日のような答弁をされるようになつたことは、私非常に前進だと思います。

そこで伺つておきたいのは、これはいろいろ経緯があるものですから、あなたのおっしゃるようないけばいいと思いますが、それがだらだらするところやむやになるおそれがある。そこで私どものほうでは政府側に統一見解を要請しているわけであります。いまのは大蔵大臣としての御見解だと思いますが、政府の見解として理解してよろしく

ございますか。

○田中国務大臣 私の見解として申し上げたわけでありまして、労働大臣との間に意見を調整しておりますが、労働大臣もなかなか踏み切るわけには一つのチャンスだと思いますので、この問題を最終的に

四十年の一月末に三億円あつたとい

うこと

あります。

○堀委員 四十年の一月末に三億円あつたとい

こと

あります。

○堀委員 四十年の一月末に三億円あつたとい

の金を一割二分で貸して、そうして会社を倒産させるなどとはまことに企業責任も何もあったものではないと思うのであります。ただ私は、これを一つの契機として、労働預金の預け入れ状況に對しては、労働省でひとつ厳密な調査をしてもらいたい。この問題について、いやそれは労働者の分以外は私らに關係はありません、こういうことにならぬかもしませんが、社内預金制度は一応労働省のあれに基づいてせられておる。それに便乗している者があるわけですから、帳簿を見れば同じに書いてあるはずです。あなた方は管理はここまでということになるかもしませんが、われわれは外側も見たいわけです。全国の社内預金について、この事実から見て、もまことに驚くべき事実ですから、ひとつ早急に、実際に労働者の預金なのか役員の預金なのか問題については、厳密な調査をお願いしたいと思いますが、いかがでしようか。

○村上(茂)政府委員 御承知のように、いわゆる社内預金をやつております事業場は相当多数に上りますので、悉皆調査をしてこれを行なうということになりますと、非常な時日を要します。しかしながら昭和三十八年度に実施しました相当広範囲な調査の例もあるわけでござります。それからまた先ほど大蔵大臣の考え方をお示しになつておるわけでござりますが、労働省といたしましても、この制度に直接かかわりのある労使の意見を徵して対策を検討したいと存じまして、最も近い機会に中央労働基準審議会において検討をわざらわしいたいと考えております。その審議の過程におきましては、当然関係資料を精密に調査いたしまして、現状を正しく理解いたした上で結論を出す、こういうことに相なるかと存じますので、いまの先生のお示しの線に従いまして、できるだけ適切な調査をいたしたいと考える次第でござります。

○堀委員 そこで今度は、例を山陽特殊製鋼にとりますが、一億五千万円、一応凍結されますね。かしこれは共益債権でありますから、他に比べれば支払いのめどはつくと思いますけれども、どうは言つても、この間もちょっと新聞に出ていたの

ですが、子供の入学の費用を引き出そうとして  
も、それもできない。まことに労働者はたいへん  
なことだらうと思うのです。おまけに金利がこん  
なに高ければ、おそらくよそに貯金しないで、人  
情として貯金はみんなここに持ってきておると思  
う。そうするとあげてわざかな蓄積したもの全  
部を凍結された労働者の立場というものは、まことにみじめなものになる。この間下請代金の問題  
について銀行局長は、下請業者の問題は金融機関  
においてつなぎ融資をやるようになりに督励をして  
おる。こういうことのようですが、労働者の問題  
といふものはどうなるのか性格は違いますし、  
労働者自身が承知でやつたことだからと言えばそ  
れまでかもしませんが、現実にはそうはいかない  
問題もある。そこらはたぶん例はあるでしょう  
から、日本特殊鋼等はどういう処置をしたか、そ  
ういう例も含めて、共益債権の支払いのめどと、  
それからこのあと凍結されておるもの緊急に  
救う方が救う方法があるのかないのか、そこらの  
ところはあとは銀行局長から……。

○堀委員 銀行局長、いまのようく計画はでき  
て、更生がきまればそれで多少出ますが、それま  
では現実には一文も出せないのでですね。この諸君  
に対し何か——さつきの下請代金なりは廻置が  
されておる。性格は違うけれども緊急の程度にお  
いては幾らも違わない問題もあるらうと思う。そこ  
らについてはどうですか。何らかの金融的措置は  
とれますか。

○高橋(俊)政府委員 実際問題としては非常にむ  
ずかしい点が多いんじやないかと思います。裁判  
所がこれを認めますと、いろいろ例外的な措置もと  
ができるのでございますが、この種の問題について  
管財人が任命される以前に、金融的な措置をとる  
ということは非常にむずかしい。どこの金融機関  
から借り入れましても、黙つてやればみんな更生  
債権になる。裁判所はそれに対しそういうもの  
は別扱いだ、こういうふうにすれば、一部の支払  
いはできるのじやないかと思ひますけれども、そ  
ういうはからいをしてくれそには思えません。  
管財人が、非常に急いでおりますから、近くきま  
ると思いますが、早くきめていただいて、そして  
新しい勘定といいますか、それが動き出すとい  
ふことで、實際には凍結が解かれいくと思います  
が、個々のそういう労働者にまた別に融資を考え  
るということは、實際問題としては非常にむずか  
しいのじやないかと思います。

○堀委員 むずかしい問題だと思うのです。全体  
としての問題はあなたのおっしゃるとおりだらう  
と思うのですが、そうはいっても、個々の労働者  
の中には、どうしても金が要るという者はいると  
思うのです。そこで、これはひとつ国民金融公庫  
等で、債権はあるのだから、この人間は要するに

○高橋(俊)政府委員 国民金融公庫は、物の生産とか販売とか、何らかのそういう産業的な目的がないものには貸さない。純然たる消費資金の貸し出しということはやらないということになつておりますので、特別な措置と申しましても、そういう法的なものに触れますので、むずかしいと思います。

○堀委員 国民金融公庫の問題は、われわれもその角度でこれまで議論しておりますから、そういうことだらうと思いますが、これはほんとうに困つておるのに、当座の問題としてどうにもできないということは非常に問題がある。だから、それはどういう措置をするか、ひとつあなた方にまかせますが、何とか緊急避難が行なえるようには私は考えてやる必要があると思います。これは預金をしたほうが悪いと言えどそれまでなんでありますけれども、議論はあります、そういう点で考えてもらいたいということをひとつつけ加えておきます。

それから通産省にちょっとあわせてこの際に、一体日本特殊鋼、続いて山陽特殊製鋼と二つきたのですが、特殊鋼業界は、もうあとはだいじょうぶですか。

○川出政府委員 特殊鋼業界は、御承知のように非常に不況でございまして、昨年も日本特殊鋼の倒産がございましたが、今回またこういう事態になつたわけでございまして、不況カルテルも公正取引委員会の認可を受けてできましたし、それから現在標準価格の検討も進みつござります。何をいたしましても、業界の協調によりまして、値段を回復をして、合理的なところまで上げる必要があるわけでございまして、その点はergusの途

についておるわけでござります。

また、業界全体の態勢整備もはからなければならぬわけでございますが、これも昨年の日本特殊鋼の問題を契機にいたしまして、系列化その他の動きが進んでおります。したがつて私は、今後少なくとも特殊鋼メーカーについては、このようないくつかの問題について、いろいろとお話をうかがふるつもりであります。事態はないと考えておりますが、大いにその点についても今後の努力をしなければいけないと思つております。

○ 堀委員 実は最近の経過は、山陽特殊製錬のみごとな粉飾決算を長期にわたって行なつていたということでありまして、何か粉飾決算ということではあたりまえで、ドレスしないのがおかしいような世の中になつてきておるようですが、この点は、そういう決算がそのようなドレスをしたものばかりということでは、私は非常に重要な問題だと思いますので、特に問題業種については、一応検討してもらいたいということを要求したいわけです。あわせて、この問題は、公認会計士の制度等の問題で、いま私も当委員会で要求をいたしておりますが、それは間に合いませんから、一応通産省で指導し得る範囲でひとつ指導をしてもらいたい。

私はこの問題を見ながら、この間もちょっと本会議でも触れましたが、いま一番おそれるべき問題は、やがて自動車産業にこういう問題が来るのではないかということを実はおそれているわけです。というのは、自動車産業は、外に自由化が目前に来ましたし、内は生産過剰で、生産はようやくてっはんに来て、なおかつ設備投資が行なわれ、世界で日本ほど自動車各社が多品種生産をやっているところはない。だから、これは今までいけば、もうだれが見ても、必ず自動車に今日の特殊鋼の事が来ることは間違いない。そうすると、これは特殊鋼の比ではないと思うのです。自動車というのは完成品でありますから、そういう一次產品や二次產品をつくつておるところとは影響の範囲が大きく違う。これがガタが来たときにおける日本経済の問題は、まことに深

刻な問題になると思うのです。

そこで、ちょっとと新聞を見ると、通産大臣が何かやつておられるようでありますから、あなたの方のほうでもう少しきつとした指導がされないと、あと半年が、長くて一年以内にそういう事態が来ると予言をする確言が私はあるんです。これは過去の例を見れば、みなそういうことなんですかね、間違いないのです。その点について通産省では今後一体どういう指導をして、そういう危機の

○川出政府委員　ただいま御指摘のとおり、自動車工業はたいへん多くの下請企業、関連企業をうちに抱えておるわけでござります。これが万一倒産というようなことになりますと、その与える影響はおそるべきものがあることは御指摘のとおりだらうと思います。日本の自動車工業、特に乗用車の関係は、保有台数から見てまだまだ日本の需要といふものは頭打ちではないと思います。伸びていく面が非常にござります。しかしながら、競争が非常に過度になり、設備投資が行き過ぎるというようなことになりますと、そういう問題も起ころう可能性もございます。したがいまして、われわ

れといったましても、設備の投資につきましては、産業構造審議会の中に産業資金部会というものが設けてございまして、その中で自動車を取り上げまして、すでに今までも規制をしてまいりましたけれども、今後はますますその点について注意していくかと思います。

それから販売の面でございます。これは最近相当過当販売になつておるという事実もござります。これは業界にも呼びかけて、割賦販売等の適用をいま考へている次第であります。中古車の下取り価格の問題も非常に問題になつてきておりますので、この過当販売を是正するということが大きな問題としてござります。自由化の問題に連いたしまして、ノックダウン——外国から資本等を入れて組み立てをするということになりますと、これは関税の額も低いわけでございますので

相当の影響がござります。これは認めない方針で

認めない方針でおるわけでござります。  
残るのは、態勢整備問題でございます。これは  
同一系列の中の業務の提携の強化ということでは  
つぱつあらわれておりまして、この前も通産大臣  
は業界の首腦部を集めまして、その点について要  
請をしたわけでございます。これはなかなか企業  
の事情もございまして、早急にそういう方向に具  
体的に向いていくことには時間的にかかると思いま  
すが、われわれはそういう点については「そぞ  
の努力をしておきたい」と思つております。

○堀委員 大体好況産業といわれたものは次々と  
みな峰を越して、いま残っているのは自動車くら  
いです。そうなれば、自動車が峰を越すのも常識  
として間違いないわけですから、ひとつ注意を喚  
起しておきます。どうも通産省の指導がよろしき  
を得たので、次々と今日のようなことになつたの  
ではないか。ですから、いまからでもおそらくは  
ないから、一つくらいはこういうことにならぬよ  
うに、通産省は責任がありますから、責任を持っ  
てやつてもらいたいと思います。

○吉田委員長 再び国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。有馬輝武君

○有馬委員 佐竹さんにお伺いいたしますが、二月十日のアメリカ大統領の国際收支特別教書で、利子平衡税の有効期間を六五年十一月三十一日以降さらに二年間延長することが決定されて、その適用範囲を期間一年以上三年未満の銀行借款にまで拡大することと、これと並行した形で、日本政府のものについて一億ドルの免除をする予定になつておるのでありますが、この点について、二年間空白があつたこの米国市場で起債再開のトップバッターとして考えておられるところの銘柄、

その時期等についてお聞かせをいただきたいと思

○佐竹政府委員 ただいま考えておりますのは日本電信電話公社の多債でござりますが、これを先般三月の十一日にニューヨーク発行ということでお一括りでござります。

○佐竹政府委員 三十九年度予算を編成いたしました際には、例の利子平衡税の免除が行なわれるかどうかが未定でございました。したがいまして、三十九年度中の外債の発行といたしましては、ニューヨーク市場での発行は困難であるということで、ヨーロッパの市場開拓につとめてまいりましたことは御承知のとおりでございますが、先ほど先生から御指摘のございましたように、二月十日のジョンソン教書をもつて実は事態が一転いたしまして新しい事態になりました。それまで電電公社責務も一心ヨーロッパ市場での発行と

○佐竹政府委員 アメリカ側が申しておりますことは、つまり暦年で一億ドルまでは日本の国債までは政府保証債を発行いたします場合に利子平衡いたしたわけであるとおもふべきでござりますが、この残分についても米国であります。そこでこの債券は過去においてアメリカ市場で三回にわたって発行されておりまして、アメリカ市場に非常にじみの深いものでもございます。そういうことを考慮いたしましてニューヨーク市場で発行する、こういうことにいたしたわけであります。

○有馬委員 そうすると、その一億ドルと合わせてこの残分についても米国であります。ですが、

税の適用を免除する、こういうことを言ってくれておるわけであります。したがいまして、米国市場においては一億ドルまではともかく免税で発行はできるという道が開かれておるわけでございました。その場合にどの銘柄を米国市場で出すかということはおのずからそのときそのときの市場の状況によってまた動いてくることだろうとも存じます。最初年の昭和四十周年と申しますかにおいて一億ドル、これは正確には大統領命令が公布になりましたしてその日から以後年末までの間に一億ドルの免税発行が許されるということでございました。したがつて、その期間において出すわけでございましたので、従来電電公社債券はこの免税発行のことがなければヨーロッパで出さざるを得ないかと考えておったのでありますけれども、それが免税の道が開かれましたものでございますから、そこでニューヨークにおいて発行を行なう、こういうことにいたしたわけでございまして、三十九年度の当初の見込みではその点ヨーロッパであろうかと思っておりましたところが、事態が変わつてそこでニューヨークで出せるようになつた、こういう事情でござります。

○有馬委員 その点、一億ドルの中で当初欧州市場で考えていた二千万ドルも消化していくということですか。

○佐竹政府委員 これは欧州市場で考えておったと先ほど來お話をございますが、欧州市場における開拓の努力はもちろん引き続き行なうということを大臣も談話で申しております。したがつて、私どもいたしましても引き続き欧州市場の開拓の努力は続けてまいるわけでござりますけれども、当面の電信電話債券は欧州で出すのがいいか、あるいはアメリカで出すのがいいかという問題になりましていろいろ検討いたしましたところが、過去三回すでにニューヨーク市場で出しておる、そして非常にアメリカ市場になじみが深いものでもございますので、アメリカ市場で出すほうが条件あるいは発行額ともに有利であろう、こういう判断をいたしておるわけでござります。

○有馬委員 欧州市場においても努力は続けていくことになりますが、直接投資の規制なりゴア条項の効力なりで、私は欧州市場というのではなくなかなか見通しのいい状況にあると思うのであります。が、これに対して努力するということになりますが、けれども、その見通し、どこでどんなものが消化されるのか、この点についてお聞かせいただきたく思います。

○佐竹政府委員 欧州起債市場の見通しがなかなか見通しのいい点、全く有馬先生の御指摘のとおりだと私どもも考えております。そこで主としてアメリカの国際収支対策強化の影響が端的にあらわれてまいりますものは、ユーロダラーの問題であります。ユーロダラーの金利は最近御承知のように上昇傾向を示しております。そういう意味で、ユーロダラーによる起債というものがなかなかむずかしい状態にだんだんなってこようか、こう思いますが、一方においてヨーロッパ市場の中には、先生先刻御承知のいわゆるヨカルカレンシーと申しますか、すなわち西独におけるマルク建ての起債という問題がございます。昨年も西独におきましては七千五百万ドルの起債を行なった実績がございます。したがいまして、来年度におきましても西独市場における開拓をさらに進めてまいり、こういうように実は考えておるわけでございます。

○有馬委員 欧州の場合、民間外債の発行についてはどういう見通しを持っておられますか。

○佐竹政府委員 民間外債につきましてはあるいは国際金融局のほうからお答え申し上げたほうがよろしいかとも思いますが、これはなかなか現在むずかしい情勢にございます。昨年かなりの民間債が発行されたわけですから、これがいわゆる転換社債等の関係でございましたので、現在市況と申しますか、市価はかなり弱い状態、これは先生十分御承知のとおりと思いますが、そういう状況でもございますので、来年度におきましても民間外債を相当出してまいりますことはかなり困難ではないかななかむずかしいのですが、そ

ないかと実は考えております。ただし、できるだけその市場開拓の努力をいたしまして、銘柄等も国際的に非常に信用度の高いといったような銘柄にごく厳選をいたしまして、機を見て発行できれば発行する方向でまいりたい、かように考えておりますが、現実の見通しとしてはなかなかむずかしいのではないか、かようには実は見ておるわけでございます。

○有馬委員　おそらくなっておりますので一問一答でございまして、非常に問題がございます。ここでは御承知のように、かなり長期のものでござります。十年以上とか十五年以上といったようなものとして出るということに相なりますが、一方平衡税の取り扱いはどうなつてまいりますかという点は、ただいま先生御指摘のように、本年末から向こう二カ年間延長されるということははつきりいたしておりますが、そこから先はどうなるかわかりません。かりに二カ年たって米国国際收支の改善を見た暁にはこの法案が失効する、廃止されるという事態も考えられるわけでございますが、そうなりますと、その後において出す場合と今日出す場合とわざか二年くらいの間隔を置いて、そのまま金利負担が相当顕著に違ってくるという問題があるわけでございます。そういう点もいろいろ考えますと、企業サイドから見てもなかなかむずかしいのじゃないか。同時に一方、米国市場における起債を国債、政府保証債、民間債全体を通じて見ました場合に、アメリカとしては国債、政府保証債については、その緊急性なり重要性なりから見て免稅発行を認めようということで考えておるわけでございます。民間債についてはそれが扱いがございません。そういう趣旨から考えましても、民間債を出していくということはなかなか

かむずかしいのじゃないかといふに考えておりますので、これはあるいは国際金融局からその方針をはつきりお答え申し上げたほうがいいのかと思ひますが、非常にむずかしい状況であつて、当面ジョンソン教書のわが国の国際収支に及ぼす影響その他を十分に見きわめまして、並びに国債、政府保証債等の今後の発行状況等々をよく見まして、その上で十分判断しなければならぬ問題です。したがつて今日民間外債発行を進めるという考え方でいくかどうかという判断を下す段階としては、どうも今日はその段階にないような感じがいたします。したがいまして、もう少し様子を見ないとなかなかわからない、ただ見通しとして非常にむずかしいのじゃないか、かように感じております。

利もおおむねそれにスライドして動いております。

○有馬委員 私がお尋ねしておるのは、ヨーロッパの場合には金融引き締めで金利を上げた場合に入ってくるけれども、日本の場合には金利中心のプライスマネジメントで動かないのではないか、その点はどうかということになるのです。

○柏木説明員 御指摘のとおり、日本におきますユーロ・ドラー金利と、それから国内の金利とは一応乖離して動いておる状況かと思います。つまり国内の金利と海外における金利との差が非常に大きいものですから、海外における金利の動きがすぐそのまま日本の国内金利に動くというふうにはなっておりません。いまのところ日本のユーロ・ドラーの取り入れ金利といふものは、むしろ海外における動きにそのまま左右されていくという状況になっております。

も、先生も十分御承知のように非常に低利のものでございます。ですから金利が高いために借り手が来ないというような事情ないことは明らかでございまして、ただいま私が申し上げましたようないいろいろ融資計画の審査その他の関係、農業構造改善事業計画等々の諸関係からいって、やっぱりそこにはいろいろむずかしい問題があるのじやないかなという感じを受けておるわけでございます。

○有馬委員 私お尋ねしたのは、金利が安いにもかかわらず、いま御指摘のような状況だ、これに對して私はやっぱりそういう状況であれば何らかの手当を施さなければいかぬと思うのですよ。問題は、資金需要といふものは私は相當大きいと思う。そのそれをどうやって埋めていくかという点について、佐竹さんの考え方を聞いておるわけです。

○佐竹政府委員 どうも、その点が私どもも実は非常にかねがねふしげに思つておるわけなんであ

りますが、先生のおっしゃるように、本来そ

う低利資金に対する需要は強いはずなんでござ

ますね。そういうふうに聞かされておるのですけ

れども、実際にその公庫の窓口に融資申請になつ

て出てきませんのが、先ほど御指摘のようにどう

しても計画よりおくれてくる、あるいは少ないと

いうのが実情でござります。これはやっぱり非常

にむずかしい問題があるのでないか。つまり、

農業構造改善事業といったようなものを立てます

場合に、現在の農業生産の構造がそのままである

と何か融資事業といふものを取り出して持つて

いくことがなかなかむずかしいような面もある

あるのじやなからうかというような感じもいたす

くらいでございまして、補助金であれば、これは返さなくていい。しかし、融資でございますか

のうから投資による投資効果と申しますか、将来

のつまつ収益といふものを十分見定めませんと、

金をうかつに借りるわけにはいかぬという事情も

○佐竹政府委員 昭和四十年度におきます国債の償還計画でございますが、内国債につきましては二百八十七億円、それと外債で三十二億円、合

わせて三百十九億円の償還を計画いたしております。

○有馬委員 今後これははずつとこのままの状態でいくわけですか、繰り入れ。

○佐竹政府委員 この二分の一を五分の一にいた限つての臨時措置でございます。

○有馬委員 なぜそういった、それこそきめこまかい手を打たなければならないのですか。長期の

計画の中でこういった手が打たれたわけでしょう。

○赤羽説明員 今回、財政法六条の規定によりま

すところの二分の一の国債整理基金への繰り入れ

を五分の一にいたしたわけでございますが、実は

この六条の規定につきましては、理論的、制度論

的に今までいろいろな批判があつたわけでござ

ります。御承知のように剩余金の発生が非常に波

動が激しいわけでござります。その二分の一を機

械的に一般会計に経常財源として入れてしまつて

いることはいかがかといふようなことがいろいろ

と議論されておつたわけでござります。

ところが

○佐竹政府委員 債還計画のほうから申します

と、四十一年度は必ずしもピークではございません。先ほど申しましたように、四十一年度は三百十

九億円を予定いたしておりますが、四十一年度に

おきましたが、それを若干上回る程度のものでございまして、むしろそれより先の年度へ参りまし

てから償還が相当ふえてまいるという事情でござ

ります。

○有馬委員 それではこれはまたそのときに議論

することにいたしまして、最後に私はアジア開発

銀行の問題について関連してお伺いしたいと思

あるのじやないか。ですから、それやこれや、実は私どももかねがね農林省に一体どうしたらほんとうにこれがもつとうまくいくのかということを尋ねておるわけであります。今日までなかなか確たる納得のいくような話も実はあまり聞かないわけでござります。私どもこれは何とかしなければならぬ、全く先生のおっしゃるとおりだと思つておるのでございますが、なかなか問題が根底にあるのじやないかという感じで、今後とも十分検討いたしてまいりたいと考えます。

○有馬委員 急いでおるものですから、飛び飛びであります。それで、次に国債償還費についてお伺いします。

○佐竹政府委員 今回の措置によって、繰り入れは

半分のやつが五分の一にされたのですけれども、

まず第一に、来年度の償還計画といいますか、そ

れをお聞かせいただきたいと思います。

○佐竹政府委員 昭和四十年度におきます国債の

償還計画でございますが、内国債につきましては

二百八十七億円、それと外債で三十二億円、合

わせて三百十九億円の償還を計画いたしております。

○有馬委員 今後これははずつとこのままの状態で

いくわけですが、繰り入れは

が前年度の期首の国債総額に対して何%ぐらいを

結果的に占めておったであろうかというような率

申しますが、もちろん正確な数字的な根拠はない

わけでござりますが、一応戦前からの国債整理基

金への繰り入れの額が、実額でござりますが、この昭和

二年の一を五分の一にいたしました。

○佐竹政府委員 この二分の一を五分の一にいたしましたのは、四十年度、四十一年度の二カ年間を限つての臨時措置でござります。

○有馬委員 なぜそういった、それこそきめこまかい手を打たなければならないのですか。長期の

計画の中でもこういった手が打たれたわけでしょう。

○赤羽説明員 今回、財政法六条の規定によりま

すところの二分の一の国債整理基金への繰り入れ

を五分の一にいたしたわけでございますが、実は

五%という数字に相なつておりますが、この昭和

二年の一を九五%と申しますのは、ちょうど国債

整理基金に繰り入れるべき資金といたしまして一

万分の百十六というものが昔からあるわけでござ

ります。それのほかに、一般会計の剩余金の四分の

一をあわせて繰り入れるべき制度を設定した最

初の年でござります。そのときが二・九五%とい

うパーセンテージになつております。これが昭

和元年以後の戦前におきまして最高を占めており

ます。現在と申しますが、戦後におきま

しては、剩余金の二分の一というようのがしか

らば何%になつたかという話になるわけでござ

ります。これは非常に高度になつております。

○佐竹政府委員 そこで、いまの説明少し弱いのでは

ないか。むしろ四十年度が、一つの償還のピー

クになつてくるのじやないですか。その点どうな

いります。

○赤羽説明員 それではこれはまたそのときに議論

することにいたしまして、最後に私はアジア開発

銀行の問題について関連してお伺いしたいと思

うことにいたしました次第でござります。

一方、ただいま理財局長から御説明申し上げた

わけでございますが、この金を繰り入れられる

ころの国債整理基金のほうの収支の状況を見てま

りますと、四十年度並びに四十一年度はいろい

ろな条件を勘案いたしましたが、この点を積

み重ねてまいりますと、その点を確実に、絶対だ

いじょうぶだと申し上げられる点がないわけでござ

ります。四十一年度以降になりますといろいろとまた

不確定要素が出てまいりますし、最悪の条件を積

み重ねてまいりますと、その点を確実に、絶対だ

いじょうぶだと申し上げられる点がないわけでござ

ります。とりえず臨時の措置といたしまして、二カ年の臨時措置をお願いいたした次第でござります。恒久制度につきましては、早急に政

府といたしましても結論を得たいと考えておるわ

けでございまして、今回お願いいたしてございま

すところの財政法の一部改正法のもう一点の改正

点として財政制度審議会の委員を勤員をいたしま

でござります。恒久制度につきましては、早急に政

府といたしましても結論を得たいと考えておるわ

けでございまして、今回お願いいたしてございま

のであります。四月にはニュージーランドでエカ  
フェ総会にこの構想の大体の骨子が提出されるとい  
うようなことも伝えられておりますし、それから  
佐藤総理もこれについて賛意を表しておるような  
ことが新聞その他で報道されておりますし、また  
政府の代表の方も數回にわたってこの問題につい  
てはそれぞれの会議でタッチしておられるようだ  
らうございまして、この点についてはおきまへん。

ありますか。この点について日本の姿勢といいますか、をお聞かせいただきたいと思います。

○柏木説明員 御承知のように、アジア開発銀行はエカフェにおきまして一昨年来研究されまして、昨年の秋ごろには専門家が集まりまして、具体的にいろいろの問題点を整理して、その報告ができるにつなぎて、今まことに至りました。

されでござりますか、それを今度のエカフェの  
総会、ちょうどただいまニュージーランドで開か  
れておりますエカフェの総会におきまして、今後  
エカフェとしてどういうふうに扱うか、いま総会  
において議題として取り上げられるところであります。  
見通しとしましては、アジア開発銀行はこ  
れを何とか設立していこうということだろうと思  
います。ただ、この問題につきましては、アジア、  
エカフェ地域内の国だけの資力ではとてもまいり  
ませんし、できるだけ域外の国の助けも借り、域  
外の資金を入れてエカフェ諸国の開発を促進しよ  
うというねらいでございますので、ことしの初夏  
から秋にかけてずっと域内及び域外の意見を固め  
て、できれば本年の末にはいよいよ設立の方向を  
はつきり打ち出したいということでございます。  
わが国といたましてもエカフェ地域とは非常に密  
接な関係がございまして、エカフェ諸国の発展成  
長には重大な関心がござります。積極的にこの問  
題について目下検討しておる段階でございまし  
て、エカフェ総会におきまして何らかの報告が出  
ますれば、これについてさらに事務的にも詰めて  
まいりたいと考えております。

といま一つの低開発国との、特に日本の国内の農業との関連がすぐ出てくるんじやないか。それとまた低開発国のほうで、出資はしてもらいましょうが、しかし、指図は受けませんよというような空気が相当あるんじやないか。そこで事務的に前向きで進めていくについても、こういった問題について基本的な姿勢というものがきまらなければ、せっかくの構想がなかなか実を結ばないのではないかと思うのであります。が、いまのこの二点について現在まで検討されてきた結果をお聞かせ願いたいと思います。

○柏木説明員 いま御指摘のあつたようないろいろの問題がございまして、そういう点がまさに昨年の専門家の会議で議論されたところでござります。要するに域内の国だけの金では資金が不足するし、たいしたことはできない。やはり何とかして域外の国の金を出資の形あるいは借り入れの形において調達するということが大きな眼目になっています。その場合に銀行の経営においてどういうふうな発言権を認めるか、つまり域外諸国に対してどういう発言権を認めるか。これはやはり大きな問題になってきます。それで専門家会議の一応の提案というか報告が内容といたしましては、資本金十億ドルといいたしまして域内が六億、域外が四億、域内六億のうち日本の出資する分といふのは、国民所得などからいろいろ基準をきめまして案分いたしますと、大体二割五分ないし三割につく。それで経営に対する発言権におきましてはやはり出資額にある程度比例した発言権を認めたい。先ほど申し上げましたように域外諸国からの出資における支援、あるいは開発銀行が債券を出しますとか借り入れする場合の信用を保持する意味から経営においてある程度発言権を持たせなければならぬ。大体そういうような趣旨の報告が出ておりまして、それを今度の総会においてはかつて、さらに五月か六月にかけて具体的に各国に折衝してみよう、そういう段階になつております。

が出てくると思うのですが、その点について……。○柏木説明員 アジア開銀が具体的にどういう事業に金を貸すかという点につきましては、実は非常にラフな構想しか出ておりません。まあ学校、病院とかその他社会資本的な融資は考えておりませんが、また同時に貿易金融も考えておりませんが、結局投資的な、生産的な金融を考えております。その場合において、農業投資というもののがもちろん考えられるかと思ひますが、それが日本の農業とどういうふうに結びつくかという問題は、これから開発銀行ができるままでから具体的に運営する場合に検討しなければならない問題かと存じます。

○有馬委員 私はできてからというんじゃなくて、第二世銀なり国際金融公社なりとはまた違った性格のものになるだろう、少なくともアフリカ開発銀行なり米州開発銀行と――もちろん地域的なカラーはありますよ。あるけれども、性格的にはこういったものに近いものになるんじゃないかと思うのですが、そうなるといま私が指摘したような点がネックになるんじゃないか、こう思うのですが、その点どうですか。

○柏木説明員 エカフェで考えております開発銀行が、ラテンアメリカ銀行のような形になるのか、あるいはアフリカの銀行のように非常にアフリカを中心の銀行になるのか、その辺はこれから問題でございますが、日本の農業への影響という問題は、先ほど申し上げましたようにやはり今後具体的にどういうふうな部門に投資をしていくか、どういうふうな部門へ融資をしていくか、それが具体的な問題として日本の農業とどう結びつくかとすることでありまして、いまからその問題をあらかじめきめるということは困難ではないかとうふうに考えております。

○有馬委員 いずれこれがまた具体化しました際にお伺いすることにしまして、私のきょうの質問はこれで終わりたいと思います。

○吉田委員長　委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

山陽特殊製鋼株式会社の倒産に関する金融問題等の実情を調査するため、議長に対し、委員派遣承認申請を行なうこととし、その手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は、明後十九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時八分散会

昭和四十年三月二十四日印刷

昭和四十年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局